

**European Studies**  
**ヨーロッパ研究 Vol.21**

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構  
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

## 目 次

### I 論文

極東への林学ルート ―近代日本におけるドイツ・オーストリア林学受容史―	5
ドイツのボランティア支援政策における社会的包摂の展開 ―2019年の法改正プロセスを中心に―	19
西ドイツにおける自主管理型保育施設「キンダーラーデン」 ―68年運動後の新しい幼児教育の思想と実践に関する考察―	31
科学的未来予測の小説化 ―リ・トッコ『オートマタ時代』における機械進化論と一元論的世界観―	43
	石原あえか 渡部 聡子 川崎 聡史 相馬 尚之

### II シンポジウム記録『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』刊行記念シンポジウム

開会挨拶：外村 大	59
編者挨拶：蘭 信三	60
<b>第一部 コメント</b>	
塩出浩之	61
錦田愛子	64
成田龍一	66
野村真理	69
西 成彦	73
<b>第二部 総合討論</b>	77
閉会挨拶：川喜田敦子	86
司会：飯島真里子・川喜田敦子	
執筆者紹介	88
『ヨーロッパ研究』論文・研究ノート募集	89

---

## Table of Contents / Inhaltsverzeichnis / table des matières

### I ARTICLES

Der Weg der Forstwissenschaft nach Fernost: Die Rezeption der deutsch-österreichischen Forstwissenschaft im modernen Japan .....	5
	Aeka ISHIHARA
Die Entwicklung der sozialen Inklusion in der deutschen Engagementpolitik: Der Gesetzesänderungsprozess des Jahres 2019 im Fokus .....	19
	Satoko WATANABE
Die Frankfurter und Westberliner Kinderläden: Eine Analyse zur neuen Kindererziehung in Folge der 68er-Bewegung .....	31
	Satoshi KAWASAKI
Novellisierung von wissenschaftlichen Prognosen der Zukunft: die Evolutionslehre von Maschinen und die monistische Weltanschauung in Ri Tokkos <i>Automatenzeitalter</i> . .....	43
	Naoyuki SOMA

### II Symposium „Repatriierung, Vertreibung und Zurückbleiben. Internationale vergleichende Studie über ethnische Bevölkerungsverschiebungen nach dem Zweiten Weltkrieg“

Eröffnungsrede	
Masaru TONOMURA .....	59
Begrüßung des Herausgebers	
Shinzo ARARAGI .....	60
Teil 1: Kommentare	
Hiroyuki SHIODE .....	61
Aiko NISHIKIDA .....	64
Ryuichi NARITA .....	66
Mari NOMURA .....	69
Masahiko NISHI .....	73
Teil 2: Podiumsdiskussion .....	77
Schlusswort	
Atsuko KAWAKITA .....	86
Moderation	
Mariko IJIMA / Atsuko KAWAKITA	
Contributors .....	88

# I 論文

---

Articles



論文

## 極東への林学ルート<sup>1</sup>

### —近代日本におけるドイツ・オーストリア林学受容史—

石原あえか

#### 0. はじめに テューリンゲンの森で生まれた近代林学と詩人ゲーテ

ゲーテ (1749-1832) の日記や書簡を調べていると、時に森林[監督]官を意味する Oberforstmeister や Forstrat などの肩書に遭遇する。たとえば近代的学問としての林業経営学創始者のひとりに、コッタ (Johann Heinrich von COTTA, 1763-1844) がいるが、彼は現在のテューリンゲン州チルバッハの森林官の家系に生まれ、自他ともに認める「森の子供 ein Kind des Waldes」として育った。イエーナ大学 (シラーが歴史学教授を務めた縁で、現在の正式名称は「フリードリヒ・シラー大学イエーナ FSU」) を卒業後、1810年まで、ゲーテの主君でもあるカール・アウグスト公に「森林官 Förster」として仕えながら、生まれ故郷に私立の山林学校 (Forstlehranstalt) を開校し、世襲ではない森林官の育成に努めた。1810年にザクセン王から森林測量局長 (Direktor an der Forstvermessungsanstalt) として招聘され、ドレスデン近郊ターラント Tharandt に学校ごと引っ越し、王有林の測量と森林經理の実行責任者として20年にわたって活動した。彼の私立学校は1816年にターラント山林アカデミー (Forstakademie) に昇格、初代校長に就任したコッタのもとには、ザクセン国内外から学生が多く集った<sup>2</sup>。コッタは1789年からヴァイマル宮廷に仕えていたので、早くからゲーテと面識があってもおかしくないが、ゲーテ自身が注目したきっかけは、1806年9月下旬に上梓されたコッタの『樹液の流動と作用に関する自然観察』<sup>3</sup>である。1813年にゲーテはターラントにコッタを訪ね (MA 14, 235他)、その後1819年と1822年には今度はコッタがヴァイマルのゲーテを訪問している。コッタはゲーテの自然観に共鳴し、科学と芸術を融合した「森林美学」に基づく学問体系を構築した。

ゲーテと接点のあった林学者は、コッタだけではない。たとえばゲーテの晩年、ベルリン在住の親友ツェルター宛 1828年2月28日付書簡 (MA 20.2, 1102) には、アイゼナッ

ハ近郊ルール (Ruhl) で林業を教える有能な森林官についての言及がある。この人物こそ、コッタの一番弟子で後に義弟ともなるケーニヒ (Gottlob KÖNIG, 1776-1849) であった。翌1829年の上級森林監督官昇任に伴い、ケーニヒの山林学校もアイゼナッハに移転、その後、ヴァイマル大公カール・フリードリヒ (1783-1853) 公認の「アイゼナッハ山林学校 Großherzoglich-Sächsische Forstlehranstalt Eisenach」<sup>4</sup>に昇格する。またゲーテ没後になるが、ケーニヒは1840年には林学の体系的発展への貢献により、イエーナ大学から名誉博士号を授与された。そして現在、コッタが開いたターラント山林アカデミーの伝統は、高等山林学校 (または林業大学、Forstliche Hochschule) を経て、ドレスデン工科大学 (TU Dresden) に継承されている。

ドイツと言えば、緑豊かな森を連想する人は多いだろう。『グリム童話』に登場する魔女や悪魔が住む鬱蒼とした森のイメージは、鳩時計生産でも知られるドイツ南西部の常緑樹林「黒い森 Schwarzwald」にも結びつく。秋になれば猪や鹿などのジビエ料理が提供され、森が近くにあるのを常に感じるドイツだが、国土に占める森林面積は、日本と比べるとずっと少ない (ドイツは3割強、日本は7割弱)。しかもその大半が人の手の入った人工林であることは、「市民の森 Stadtwald」や「遊歩道 Wanderweg」を歩く快適さからも納得できる。しかしゲルマン民族の「魂の故郷・生命の根源」とされるブナ、ナラ、カシなどの広葉樹原生林の多くは、過剰伐採と過放牧により18世紀に姿を消している。代わりに利回りの良い針葉樹のトウヒ等の一斉林 [単一種を一斉に植樹したほぼ同じ高さの森林] が造成されたが、風害や病虫害が多発し、地表が露出して地力は減退した。特に産業革命によってさらにドイツの森が荒廃するのに危機感を抱き——現代的に言えばエコロジーやサステナビリティ思想の萌芽とともに——、森林監督官による管理が始まるのが19世紀初頭、まさに古代ゲルマンの森への郷愁・憧憬から、グリム兄弟が民間で語り継がれてきた童話 (Volksmärchen) を収集・編纂したドイツ・ロマ

ン派文学の活動時期と一致する。同時にドイツの大学では新学問「林学 Forstwissenschaft」が誕生した。19世紀半ばには、広範囲の伐採と森林放牧を禁止し、再造林の義務を課す「森林法」が成立する。言い換えれば、ドイツ人が森への愛に目覚めたのは、ちょうど詩人ゲーテ（1749-1832）が生きた時代で、彼と森を蘇生させる近代的ドイツ林学の誕生に接点があっても不思議がないことに気づく。

国語辞典には、林業とは「森林を育成・保護して、主に木材を生産する産業のこと」、そして林学とはその「林業と森林に関する技術や経営・経済などについて研究する学問」と定義されている。たとえば三浦しをん著『神去なあなあ日常』（徳間書店 2009年）は、横浜育ちの青年が三重の山奥で林業研修を始める珍しい設定の現代小説だが、「山の手入れ」すなわち人工林の保守・管理作業がユーモラスに描写されている<sup>5</sup>。近年、洪水や山崩れなど大規模自然災害を防ぐ森林の力が見直されているものの、日本の都市部で暮らす人にとっては、林業従事者はあまり身近な存在ではない。翻ってドイツの森林官は、森林の伐採計画立案のみならず、生態系の調査、林道の安全管理、環境教育、狩猟の管理、林業マーケティングなど多岐にわたる憧れの職業のひとつで、大学で林学専攻を希望する学生も多い。他方、緑が減り、タワーマンションなどの大規模建築物が林立する日本の都市部でも、地球環境やサステナブル社会への関心から木材への回帰の傾向が認められる。その一例として、1993年頃スイス発祥、ドイツ・オーストリアも加えて発展したCLT（Cross-Laminated Timber）は日本でも利用が拡大している<sup>6</sup>。

さらに日本人と林学の接点を調べてみると、明治期にドイツから輸入された新しい学問として、医学などと同様に開講後しばらくはドイツ語による授業が行われていたこと、また林学研究者の多くが——後述する中村はアイゼナッハ、志賀はターラントへ——ドイツ語圏に留学していることがわかる。しかし『明治林業逸史』正・続全二巻（1931）、『林業先人伝』（1962）、手束平三郎の『森のきた道』（1987）などの参考文献には林学者個人の伝記や回想あるいは座談会記録が多く、ドイツ林学受容史という観点から、その学問的系譜を批判的に概観したものが乏しい。もちろんドイツへの明治期日本人留学生についてはルドルフ・ハルトマンや森川潤の研究成果<sup>7</sup>もあるが、滞在先・留学期間の確認に留まる。日本人留学生たちが師事したドイツ語圏林学者については、片山茂樹の『ドイツ林学者傳』（1968）が参考になるものの、日本人林学者との師弟関係や影響等には言及されていない。しかも同著の序文には片山の弟子である嶺一三が、刊行時点の日本の林学系著作や論文において、ドイツ人林学者に関する孫引きが多く、「いろいろと間違いが重なって、原著とは似ても似つかない内容が平気で述べられている」と指摘している。こ

れは半世紀後の今なお、本テーマの文献利用における大きな問題のひとつで、日本語資料にドイツ語原綴およびそのカタカナ表記も含めて、キーワードとなるべき重要な固有名詞（人名・地名）の間違いが多発している。聞き書きの誤りか、発音表記も不正確で、またドイツ語引用も誤植が目立つ。地理的知識の不足から、地名取り違えもあり、さらに情報が不正確になっているところも多い。

森林資源に恵まれた日本と「森の国」ドイツの相違点を検討するには、林学受容の起点に遡り、その系譜を辿ることが不可欠である。本稿ではゲーテを起点に、「林学」をキーワードとするドイツとオーストリアからの学問受容史の再構築を試みる。あわせて林学だけでなく、文学をはじめとする他分野との人物関係にも注目し、ドイツ・オーストリア・日本の3国を結ぶ学知の交流を明らかにしたい。なお以下、日本語文献の内容は可能な限り複数で確認のうえ、ドイツ語文献も照合し、明らかな間違いは訂正して（引用文は除く）、本文に反映させた。

## 1. 松野<sup>はざま</sup>礎とエーベルスヴァルデ高等山林学校

近代ドイツ林学を語るうえで、ターラントと双璧をなす名門が、ベルリン郊外のエーベルスヴァルデ高等山林学校である。そしてエーベルスヴァルデの歴史を語るには、コッタと並ぶ「ドイツ林学の父」、ハルティ[ッ]ヒ（Georg Ludwig HARTIG, 1764-1837）に言及しなければならない。

ハルティヒは現在のヘッセン州グラデーデンバッハの名門林業一家に生まれ、森林経営を間近で見ながら育った。この時代の森林官としては珍しく、ギーセン大学で学んだ後、森林行政官としてのキャリアを開始した。1811年、ハルティヒはプロイセン王国の枢密顧問官兼資山林局長としてベルリンに移り、プロイセン国内の林業を掌握する。組織的な森林行政管理、保護林および管理区制の導入・整備に卓越した手腕を発揮するとともに、在任中、アダム・スミスの支持者たちが提案した国有林の売却計画を阻止させた功績は大きい。持続可能で合理的な森林経営を定着させる一方で、1821年にはベルリン大学に林学講座を新設し、ハルツ地方出身のプファイル（Friedrich Wilhelm Leopold PFEIL, 1783-1859）を助教授に就け、彼に同附属高等山林専門学校の校長を兼務させた<sup>8</sup>。そのプファイルは1830年、「演習林なしに林業教育は成立しない」という信念のもと、同校をベルリン郊外の「猪の森」ことエーベルスヴァルデに移した。これが開校までの経緯である。

さて、開校から約半世紀を経た1870年末、ベルリン軍事アカデミー〔陸軍大学校〕に留学するため、北白川宮能久親王（留学当初は伏見満宮1847-95）の一行が横浜を出立した。明治初期の日本人のドイツ留学先は、8割近くがベルリンだったが、これは旧幕府が北ドイツ連邦と締結した



修好通商航海条約を明治政府が継承したため、さらに代理公使プラントがベルリン大学に日本人を勧誘したことによる<sup>9</sup>。北白川宮のドイツ留学は、1877年7月までの6年半に及んだが、随行者の顔ぶれが興味深い。特に「人品優れて社交的の才に富み、殿下の扈從者として適切なるが故に氏は殿下と同じく軍事教育を受くべし」<sup>10</sup>と白羽の矢が立った田坂虎之助（1850-1919）は、北白川宮帰国後もベルリンに残り、プロイセン式測量技術を習得、帰国後、「日本の三角測量の父」と呼ばれる存在になった。さらに近代毛織物製造技術者・井上省三<sup>11</sup>（1845-86）や日本の初期洋紙造術者のひとり、山崎喜都真〔橋馬〕（生没年不明）<sup>12</sup>の名も随行者リストに含まれているのだが、何より本論で注目すべきは、長州藩出身の松野礪（幼名・大野常松、脱藩・上京時に改名、1846-1908）<sup>13</sup>だろう。

松野は18歳で上京し、おそらく長州藩の出自を最大限活用して、開成学校改め大学南校のスイス人教師カデルリー〔カドリー〕（Jacob KADERLY, 1846-1906）やドイツ公使館書記官ケンペルマン（Peter KEMPERMANN, 1845-1900）に直接ドイツ語を学ぶ好機を得た。オランダ語とドイツ語の知識があるのを買われて、北白川宮の渡独に随行するが、上述のように社交的な田坂が側近に決まったため、当時ベルリンで北ドイツ連邦留学生総代にして弁務使〔在外公使相当〕の青木周蔵（1844-1914）にも勧められて、エーベルスヴァルデ高等山林学校で林学を学ぶ決意をした。

当時の校長はダンケルマン（Bernhard DANCKELMANN, 1831-1901）で、彼自身もエーベルスヴァルデ高等山林学校を卒業した森林経理と造林の専門家だったが、1871年からはプロイセン中央林業試験場長も兼務していた。このダンケルマンおよびローベルト・ハルティヒ（Robert HARTIG, G. L. HARTIG の孫1839-1901）に松野は師事した。そして林学史上、必ず語られるのが、岩倉使節団が1873年3月にベルリンを訪れた折、医学・兵学が多くを占める留学生リストの専攻に、見慣れない「山林学」の文字があるのに目を留めた木戸孝允（1833-77）が、松野を呼び出したエピソードである。岩倉使節団の投宿先を訪れた松野が、勉強中の林学知識を駆使し、森林の効用と国家経済上の重要性を説いたところ、同席していた大久保利通（1830-78）が「我が意を得たり」と机を叩いて喜んだ、という松野の回想がある<sup>14</sup>。ちょうどその頃、日本国内では、岩倉使節団の副使節となった大蔵卿・大久保の留守を預かった大蔵大輔・井上薫（1835-1915）が、財政資金調達の名目で、無制限の官林払い下げや濫伐を許可する近視眼的暴挙に出ていた。上野の山一帯の払い下げと伐採の危機を、佐野常民（日本赤十字社の創始者、1823-1902）が英国公使パークスに頼み込み、危ういところで阻止、公園として保持したのが、この混乱における有名な救済例である。なお1873年、欧米視察から戻った大久保は、翌年5月、

三條実美に建言書（いわゆる「大久保健議書」）を提出したが、内政整備・国力増強のため着手すべき4項目のひとつとして「山林保存・樹木栽培ノ目的及其規則・方法・費額等」の条款を挙げていることに注目したい。実際、これを受けて同10月、欧州諸国の山林政策を模範に全山林を所轄する山林局の設立が決まったのだった（ただし実現は、大久保暗殺後の1879年）。他方、松野はエーベルスヴァルデ高等山林学校を1875年に卒業、同年8月に帰国する。帰国にあたり、青木は同じ長州藩出身の木戸宛紹介状を松野に与えた。これが内務卿・大久保に伝わったものとみえ、松野はすんなりと内務省地理寮木石課（半年後に山林課に改称）に職を得ている。

なお、松野の先輩同僚に、独仏語を巧みに操り、1873年にウィーン万国博覧会に事務副総裁として出席した佐野に同行し、その命により、ウィーン郊外のマリアブルン修道院敷地内に新設された山林アカデミー（Forstakademie Mariabrunn）<sup>15</sup>で半年とはいえ、専門的な林学講義を聴講した緒方道平（1846-1925）がいることに注目したい。ちなみに当時のマリアブルン山林アカデミー校長は林業技術を専門とするエクスナー（Wilhelm EXNER, 1840-1931）だったが、彼の代、1875年に本アカデミーは農科大学に昇格し、現ウィーン農業大学（天然資源大学の訳も：以下、略称BOKUを用いる）の敷地に移ったため、現在は演習林と林業博物館が残る。緒方は特にマルヘット（Gustav MARCHET, 1846-1916）に森林法を師事し、帰国後、自ら訳した『マルヘット問答集』を含む報告書を政府に提出している。

さて、松野と緒方の上司にあたる内務省地理頭（1876年から地理局長）は、有能な幕臣として知られた杉浦讓（1835-77）だった。しかし理解はあっても蒲柳の質の杉浦を、松野は悪天候にもかかわらず木曾の現地視察に連れまわし、命を削らせた。杉浦没後を継ぎ、1879年に初の山林局長になったのが、桜井勉（1843-1931）である。桜井は小藩（兵庫県出石）の出身だが、大隈重信に見いだされ、内務卿の大久保やその後任・伊藤博文にも重用されている。1878年には青森・秋田・長野・岐阜の4県の官林を直轄とし、地理局出張所すなわち現在の営林局の基礎を作った。桜井は、樹木試験場を設置した先に、山林学校の設立も見据え、将来教員となる人材の留学派遣も視野にいれていた（次節参照）。この意味では山林学校設立を悲願とする松野と意気投合してよいはずだが、1880年代になっても日本国内では「一般に未だ林業の何たるを解せず、之が経営上學問の必要なことは固より、かゝる學問が存在することすら知らなかった」<sup>16</sup>状況で、松野が意図したドイツ官房林学の直輸入は、あまりにも現実と乖離しており、さらに松野が闊達な政策論議を不得手としたこともあって、桜井は松野を信用しなかった<sup>17</sup>。ところが桜井が山林局長に



着任した結果、松野と同郷の長州藩出身の品川弥次郎（1843-1900）が前職・地理局長に異動したため、職場の人間関係が複雑になる。小藩出身の桜井はスピーディーな仕事で定評があったが、処世術的配慮を怠り、プライドが高い品川と衝突を繰り返した。そして1890年、品川が内務省書記官に昇任するや否や、品川は、実際は松野に起因する官林伐採事業の失敗を桜井に着せ、彼を山林局から更迭した。桜井の取り巻きも一掃され、この結果、林区制度の創設に尽力した緒方も、オーストリア林学の知識を発揮することなく、林政を去った。

## 2. 松野と西ヶ原の東京山林学校

松野にとって重要だったのは、林政よりも山林学校の創設だった。しかし財政難を理由に検討されず、代わりに1877年12月、大久保の設置伺いと三條の裁可により、翌1878年11月に現在の東京都北区西ヶ原に山林局樹木試験場が設置された。複数の参考文献<sup>18</sup>には、上司の桜井に山林学校設立案を却下されても諦めきれない松野が同郷の品川に取り入り、「山林学校は無理だが、樹木試験場くらいなら何とかなる」と考えた品川が、大久保に陳情した横道ルートにより、樹木試験場が具体化したという解説が載っている。言い換えれば、品川がオーストリア貴族シュヴァルツェンベルクの家業を知り、林業に開眼するのは彼がドイツ公使に着任後なので、この時点の品川の行動は、桜井に対する嫌がらせ以外の何ものでもない。ともあれ松野にとっては有利に働き、現在の北区西ヶ原の飛鳥山一帯に「経常予算内」の条件付きで、樹木試験場が設置された。当初は6町歩、最終的には10町歩 [1町歩は9900㎡] を超えた試験場では、まず国産の桜が伏条法で増やされ、向島・飛鳥山・上野・小金井など34か所に植樹した。皇居内外の松や樺、お堀のしだれ柳、東京近辺のアカシアなどは西ヶ原由来であることが確認されている。また国産植物の栽培が軌道に乗ると、外国産樹種にも対象を拡大し、ジャイアントセコイアやユーカリなどの育成にも注力した<sup>19</sup>。

ところで樹木試験場の開設よりも一足早く、1878年1月に主にドイツ農法に範を求めた駒場農学校が開校、農学・獣医学の2学科で本格的な農学教育が始まっている。駒場農学校の前身は、現在の新宿御苑に1874年に内務省によって設置された農事修学場だった。さらに1881年、農商務省設置を機に、駒場農学校は同省の管轄教育機関となる。農業と同様に「林学教育の養成機関を一刻も早く実現させたい」と願う松野は、山林学校の必要性を説き続けたが、樹木試験場から山林学校設立へのステップは容易ではなかった。ようやくチャンスが巡ってきたのが1881年4月、山林局が内務省から新設の農商務省に移管してからである。初代農商務卿は河野敏謙だったが、出張が多く、席暖まるに

暇あらずで、次期農商務卿に就任する西郷従道（1843-1902）<sup>20</sup>が、臨時代理を何度か務めた。まだ「林業には大学なぞ不要」あるいは時期尚早と考える同僚が多い中、断られるのを覚悟で提案した松野の山林学校創設に、西郷は意外にも耳を傾け、快諾したのだった。こうして現在の北区西ヶ原に松野念願の山林学校が1882年8月に開校、百余名あった志願者を絞り、第一期生49名（実際の入学者は48名）でスタートする。ちなみに制服・制帽は、ドイツの森林官に倣って緑で統一された。ドイツの森林官が纏うのはモスグリーン[苔色]に近かったはずだが、緑色の木綿地の制服は当時の日本では目立ただろう<sup>21</sup>。1934年秋の林業回顧座談会で同校卒業生の有田正盛が、子供たちから「青竹」、「芋虫」とからかわれたエピソードを披露している。

獨逸では森林官は緑色の服を着て居るからと云ふ譯で、夫れに倣って緑色に定められたが、當時緑色の羅紗などはないから、小倉の白いのを緑に染めたやつで拵へたものです。さうして皆が其青い服を着、青い帽子を被って西ヶ原から東京に出懸けると、途中の人達が珍らしがって青い服が行くが何んだらうと云って居る。東京山林学校と云ふやうなものは無論知らない。小石川の白山あたりに来ると、子供がたかって来る、青い服を着て、キュッキュッと靴だけはなつて居る。それで子供等は青だけと名附けた。<sup>22</sup>

松野が1884年に開いた東京山林学校は、1886年に駒場東京農林学校に併合され、1890年には帝国大学農科大学になった。なお林学科は、森林経理学、造林学、林政学の計3講座から成り立ち、当初、砂防講座はなかった。

## 3. 日本における「近代林学の父」中村弥六とザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナッハ大公国

中村弥六（1855[54?] - 1929）は、長野・高遠藩出身で、1869年に上京、翌年には成績優秀な特待生として開成学校に入学してドイツ語を学んだ。1876年に東京外国語学校（後の東京外語大）のドイツ語教員などを経て、内務省地理局（のちの山林局）の翻訳生として頭角を顕した。彼は林業関係の書類を翻訳するうちに、国土の多くを占める山林の有効活用こそ、日本の将来を決定すると悟り、欧州で最先端の林学を学ぶ意志を固める。上司（1879年5月から山林局長）の桜井も中村の留学計画に賛同したが、ともに小藩出身だったため国費留学枠の獲得が難しく、しびれを切らした中村は、1879年7月、私費留学を執行した。同年10月にドイツに到着、留学先はミュンヘンを希望していたが、バイエルン王都は生活費が高むと判断して諦め、まずはアイゼナッハ山林学校に入学した。中村の留学時は、

すでにケーニヒは鬼籍に入り、グレーベ (Carl GREBE, 1816-90) が校長になっていた。そのグレーベはベルリン大学卒業後、ベーメン地方やエルツ山地、さらにテューリンゲンの森を旅する途中、ケーニヒと面識を得ている。グレーベはマールブルク大学で博士号、グライフスヴァルト大学で教授資格を取得後、ケーニヒの推薦でアイゼナッハの営林局長の職を得、さらにアイゼナッハ高等山林学校の講師を兼務した。1850年からは同校長に就任、1000人以上の森林官を輩出したうちの1人が、日本からの留学生の中村だったというわけだ。

なぜ中村は、アイゼナッハを留学先に選んだのだろうか。アイゼナッハは音楽好きには J. S. バッハの生誕地として知られるが、多くのドイツ人は、中世の伝説の歌合戦の舞台にしてルターが聖書翻訳を行ったことで知られる山城ヴァルトブルクを連想するはずだ。事実、このヴァルトブルク城の周囲に広がる針広混交林は、林業学校が所有する演習林のひとつだった。他方、私費留学生として、経済的不安もあった中村は、当初、牛乳屋のアルバイト (搾乳) もしたという<sup>23</sup>。アイゼナッハに決めた理由は、複数の資料にあたって記されていないが、おそらく小口義勝による伝記の一節が、謎解きの鍵になる。

ドイツ連邦の[ヴァ]イマール大公は大の日本ビイキの人で、夏はいつもワルテブルグ[ヴァルトブルク]の離宮で過された。ちょうどそのころ日本公使館に働いていたシーボルトという人がアイゼナッハ[アイゼナッハ]に来て大公に謁した際、当地にも日本の留学生がいることを申し上げたところ、これを聞かれた大公は大いに喜んで早速その者を召連れて来るようにとの仰せに… (以下、略)<sup>24</sup>

1879年にザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナッハ大公国を治めていたのは、ゲーテの主君カール・アウグストの孫カール・アレクサンダー大公 (1818-1901) である。彼はゲーテの初孫ヴァルター (Walter Wolfgang von Goethe, 1818-85) と同じ年で、幼少の頃はヴァイマルのゲーテ邸で一緒に遊んだ幼馴染だった。長じてヴァルターは音楽家としてのキャリアを断念した後、ヴァイマル宮廷に侍従として仕え、最期に臨んで愛する祖父にして偉大な詩人ゲーテの遺産を大公夫妻に託した。直筆原稿をもとに刊行された全144巻の『ヴァイマル版ゲーテ全集』を別名『ゾフィー全集』と呼ぶのは、文豪の文学的遺産を委ねられたヴァイマル大公妃ゾフィーが整理・編纂を命じたからに他ならない。また「シーボルトという人」は、彼女がオランダ王女だった繋がりを考えれば、長崎・出島でオランダ人医師と偽って活動したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト [標準ドイツ語読みはジーボルト] の長男アレクサンダー

・フォン・シーボルト (1846-1911) とわかる。彼は父シーボルトが日本追放後、ドイツで結婚したヘレーネ・フォン・ガーゲルンとの間に生まれた長男で、1859年、30年ぶりの父の再来日に同行し、英国公使館通訳の職を得た。1867年には将軍・徳川慶喜の異母弟で、名代としてパリ万博に赴く徳川昭武の使節団とともに欧州に戻るも、1869年にオーストリア・ハンガリー帝国顧問として再来日、翌70年夏からは明治政府に再雇用された。ウィーン万博に派遣された佐野の通訳を務めたのも A. v. シーボルトであった。1880年はちょうど彼が書記官としてベルリンに赴任していた時期でもあり、私費留学の中村を知っていた様子から、A. v. シーボルトが留学先の仲介または助言をしたことは確実だろう。

この間、日本では桜井の奔走の甲斐あって<sup>25</sup>、1880年に中村はドイツにおける林税賦課法や官林管理法を調査する大蔵省御用掛すなわち官費留学生の身分を得た。経済的保障を得た中村は、翌1881年から、林学科を開設して間もないミュンヘン大学に初の東洋人学生として入学、ハルティヒのもとで30頁余のドイツ語論文「日本産主要針葉樹材の比較解剖 *Über den anatomischen Bau des Holzes der wichtigsten Japanischen Coniferen*」(1882)<sup>26</sup>をまとめ、同大より林業学士の肩書を得て、1882年末に帰国した。

ところが帰国してみると、渡独を支持してくれた桜井が左遷されていた。任官先の農商務省で、中村も桜井の息がかかっているとみなされ、松野の東京山林学校 (予科・本科各3年) に事実上の出向となった。しかも開校直後の西ヶ原山林学校の教員としての主戦力は、森林利用学を講じる松野のみ。その松野の授業もどうも要領を得なかったらしい<sup>27</sup>。残りの教科は中村がほぼすべて担当せざるをえず、「1週36時間という朝から晩まで立て続けの辛い目に遭わされた」<sup>28</sup>。林学教育と人材育成のために、中村は早速、大学南校の同級生で、山林学校で理化学を担当していた同僚・志賀泰山 (1854-1934) をドレスデン近郊ターラント山林アカデミーに留学させた<sup>29</sup>。ちなみに志賀の後任として、中村が、ドイツ留学時代の友人で後に「農林物理学・気象学」講座初代教授になる北尾次郎 (1853-1907)<sup>30</sup>を招聘したことに注目したい。さらに和歌山出張時には、後述する川瀬善太郎 (1862-1932) を山林学校にスカウトするなど、林学教育にも尽力したが、志賀の帰国後ただちに教職から退いた。教育より行政に興味のあった中村は、教育体制が整えば引退可と判断したのだろう。農商務省で数年の勤務を経て退官した後は、林学出身初の政治家として、同じく政界に転じた桜井とともに、品川派の高橋琢也 (1848-1935)<sup>31</sup>と激しく対決しながら、1897年の「森林法」制定に寄与したのだった。

なお、更迭された桜井から数代任期の短い局長を経て、山林局長に就任したのが、品川の息のかかった武井守正

(1842-1926)である。しかし専門知識のある桜井や緒方を追放した結果、準備していた森林法をはじめ林業政策の立案は大幅に遅滞した。実はこの武井、1884年開催のエジンバラ万国森林博覧会に参加して初めて山林局長としての職務に開眼するのだが、桜井派として遠ざけていた中村弥六に接近するには、あまりにも遅すぎた。つれない態度の中村に代わって森林法立案に必要な欧州文献を翻訳してもらうため、武井が陸軍参謀本部からスカウトしたのが、1895年に山林局長に就任し、森林法を成立させることになる高橋であった。

#### 4. 木曾の山林視察 松野の『暴流論』とデ・レイケ、中村弥六とマイル[マイア]の接点

ドイツから帰国後、官僚としての立身出世を思い描いていた中村は、不本意ながら林学の後進育成に携わったが、志賀を渡独させる一方で、山林学校で教鞭を執るにふさわしい専門家として、ミュンヘン大学の同窓生2名を招聘した。すなわちグラスマン (Eustach GRASMANN, 1856-1935) と森林植物学を専門とするマイル [マイア] (Heinrich MAYR, 1854-1911) である。前者グラスマンは1887年1月に来日、いわゆるお雇い外国人教員として1895年7月まで日本に滞在した。グラスマンは営林の経験豊富な実務家として「林学諸科目」を担当したが、1889年夏季休暇中、松野と木曾山林と一緒に視察した。まだ甲州街道を馬車で行く時代、往路から釜無川 (富士川上流部) の洪水で足止めされ、木曾福島到着まで通常2日ほどのはずが1週間もかかった。投宿先では松野が即興で「木曾の名木ヒノキにサハラ、ネズアスビにカウヤマキ」という台詞を付けて木曾節を謡った粋な話も残っているが、暢気な滞在が祟って、早々に手元不如意となった<sup>32</sup>。復路切符代もなくなり、なけなしの金をはたいて同行学生ひとりを金策のため帰京させた逸話はさておき、この視察の途上、名古屋近郊で松野は偶然お雇いオランダ人技術者デ・レイケ (Johannis de RIJKE, 1842-1913) に遭遇する。

日本の暴れ川と30年近く取り組んだデ・レイケは1891年に大洪水を起こした常願寺川対策で知られる<sup>33</sup>が、それ以前、1878年から着手した木曾川改修工事にこそ彼の本领が発揮されたとの評価がある。木曾川・長良川・揖斐川が注ぎ込む平野部は、江戸時代にも工事 (1608年の御園堤工事、1775年の宝暦工事) が行われてきたものの、再三の洪水被害に悩まされてきた。デ・レイケは自ら足を運んで周回調査を行い、三川の完全分離はもとより、輪中を排除して湾曲部をまっすぐにし、土砂を川の流れて海中まで流しだせるよう河道を延長するなどの改修案を提出、明治政府を説得して、1887年から24年にわたる大規模改修工事を開始したところだった<sup>34</sup>。

デ・レイケと松野が出会った1889年夏は和歌山県・奈良県 (紀の川・熊野川流域) の水害も酷く<sup>35</sup>、翌1890年に松野はドイツ語で「暴れ川・土石流」を意味する Wildbach をそのまま「ウ井ルドバハ」とカナ書きし、濫伐によって禿山に振った雨により土石流が発生・流下して麓で甚大な被害をもたらす過程を論じた『暴流論』を発表している。注目すべきは、以下のデ・レイケの言葉が引用されていることだ。文中の「我国」はオランダを指す。曰く、

木曾川は欧州「ライン」河に同じ 木曾川の濫伐は其害信州に少くして濃勢二州に大なり 「ライン」河は其源を瑞西に発し獨乙国を経て我蘭国に注ぐ此河は我国に益するを最も大なり 然るに若し獨乙瑞西をして森林の制度なからしめば斯に我国は一帯の沙[砂]漠なり消滅すべきのみ 幸い二国の制度其宜しきを得るを以て「ライン」河唯々水の流るゝを見るのみ 木曾川は然らず年々土砂流れて往々田畑を流亡するを少なからず 林政の如何に依りて其得失の係る所如此豈慎まざるべけれや<sup>36</sup>

ここでデ・レイケは、国際河川ライン上流のドイツ・スイスの森林保護政策が整っているからこそ、下流のオランダは土砂災害もなく、水運による豊かな利を得ているのであって、森林法の成立こそ重要であることを強調している。同時に松野も山林のもつ国土保全機能を意識し、啓発を意図したことが読み取れる。

松野が『暴流論』を発表した翌1890年には、中村が招聘したもうひとりのお雇い外国人教員マイル (雇用期間1888年1月12日-1891年2月28日) が、1886年、1889年、1890年の計3回にわたる日本の森林視察の成果をまとめた、7枚の彩色図譜付『日本産樅科植物考 Monographie der Abietineen des japanischen Reiches』をミュンヘンで刊行した。マイルはバイエルン地方グラーフラートの森林官の息子で、ミュンヘン大学卒業後、一旦営林局に勤務するが、1882年に大学に戻り、R. ハルティヒの助手になった。ちょうど大学研究室では、外国樹種の造林試験が活発に行われており、世界各地の森林樹木研究の一環として、マイルも1885年に北米の植生調査に出た。さらに私費を投じてアジア方面にも足を伸ばし、本州・北海道・九州の森林を視察したのだった。インドやアラビアを經由して1887年秋にドイツに帰国後して程なく、日本からの招きに応じ、1888年1月に再来日、東京農林学校では松野教授の造林法講義を不開講とする代わりにマイルが1891年2月までの3年間、「造林法及森林植物学 各3時間」を担当した。彼の講義を聴講した筆頭には、1890年7月卒業の本多・川瀬・河合らのクラスが挙げられる。また1888年に帝国大学農林大学予科に入学した新島善直 (1871-1943)<sup>37</sup>は「マイル教授は丈の



高い粗髯を鼻下と顎とに蓄えて髪はくしげづらないようにしているのが常<sup>38</sup>で、その風采から「青鬼」との渾名を得たが、英語で1年間受講した植物学の講義の印象は後年も強く残ったと述懐している。1889年にマイルは東北と北海道、さらに日光・秩父・箱根を、1890年には千島と本州中部、その年末から1891年にかけて四国を、1891年に入るとさらに帰国直前まで九州・屋久島を踏破した。東大農学部所蔵の『日本産樅科植物考』には、「Herrn Dr. Yaroku Nakamura in Freundschaft und Dankbarkeit (中村弥六博士に、友情と感謝をもって)」とマイル直筆献辞が入っている。序文に記されている通り、中村は『本草綱目啓蒙図譜』などの漢籍からの翻訳を手伝ったようだ。誰の筆跡か不明ではあるが、「絶版珍書・注意保存」の朱書きがあり、マイルのスケッチをもとに彩色された精巧な図版の色も鮮明なまま、良好な状態で保存されている。ドイツ帰国の翌年にマイルは、薄い冊子ではあるが、日本滞在中、東京からの書簡をもとにした研究成果『日本の森林 *Aus den Waldungen Japans*』(1891)をミュンヘンの大学出版社リーガーから上梓した。数年間、林業実務に携わった後、1893年にマイルは、「自然への回帰」すなわち立地に適した混交違齡歳林を奨励したガイヤー(Karl GAYER, 1822-1907)——彼の著書を読んで、中村は林学を志したのだった——の後任としてミュンヘン大学正教授に就任する。これを契機に、以後ミュンヘン大学に多くの日本人が留学した。1903年にはバイエルン国皇子の随員で3度目の来日を果たし、1906年刊行の *Fremdländische Wald- und Parkbäume für Europa* は、「植物地理学の祖」と呼ばれるアレクサンダー・フォン・フンボルトの著作に比肩すると称えられた。またマイルが故郷グラーフエンラートに構えた植物試験園には、若き頃の中村弥六が日本のお土産として贈った種から見事な日本カラマツの林が育った。

他方、中村は1911年大雨で故郷・長野伊那市高遠の峰山寺裏山すなわち菩提寺周辺が大雨で崩壊したため、その一帯(0.4ha)を購入し、西ヶ原の林業試験場から取り寄せた外国産樹種の苗を移植・整備した。ヨーロッパトウヒやヒマラヤスギなどの外国産樹種を使ったのは、私有地との境界を明確にする意図があったと推測される。現在は「進徳の森」の名で、日本森林学会により2018年5月、林業遺産に認定された<sup>39</sup>。東京帝国大学の林学第四講座として、新たに「砂防」講座が設置されるのは1900年だが、それ以前にドイツで林学を学んだ松野や中村は、本格的な砂防対策について講じなかったにせよ、山林荒廃と土石流被害発生との相互関係、すなわち「治水の源は森林にあり」という考えをすでに有していたことがわかる。

## 5. 志賀泰山とドレスデン・ターラント山林アカデミー

藩閥政治の影響により、緒方や中村は、本場ドイツ語圏で得た林学知識を活かせなかった。他方、松野は長州藩人脈に助けられ、林業教育に携われたものの、林業行政面で品川や武井ほど貢献したとは言えない。しかしここに学術面と行政面の両方に長け、温厚かつバランス感覚と社交性に優れた志賀泰山が登場する。

愛媛県宇和島出身の志賀は、宇和島藩侍医の次男として生まれ、8歳で蘭学修業を命じられ、ドイツ語も学んだ。4年後、大学南校に入学、続く東京開成学校では鉱山学を履修したが、特に物理に興味を示した。開成学校ドイツ学部が廃止されたため、幾つかの学校教師を経て、開校したばかりの東京山林学校に着任、物理・化学を担当した。ちょうど山林局長・武井守正が欧州視察から帰国し、彼の復命書を代筆する過程で、志賀は最先端のドイツ林学を知る。第三節終わりに言及したように、欧州林学に熱狂している武井に不愛想な態度をとっていた中村もまた、この機を逃さず、同僚・志賀の欧州留学を画策したのだった。しかし当の志賀は、物理学から林学への転向に難色を示す。これに対して、「物理はドイツで博士号を取得した北尾を筆頭に、すでに多くの先輩が活躍しているが、林学なら松野・中村だけだからキャリアアップが望める」と説得したのが、面白いことに桜井・中村にとって仇敵の品川だった。もっとも志賀にとっては、父のように慕っていた先輩・濱尾新(1849-1925)<sup>40</sup>も林学を勧めたことが、品川の説得以上に有効だったようだ。

32歳にして林学への転向を決めた志賀は、本論冒頭で紹介したコッタに始まるターラント山林アカデミーを留学先に選んだ。1885年秋からの留学時、ターラントの校長は、広く読まれた『森林整備 *Die Forsteinrichtung*』(1871)の著者で森林経営学の専門家ユーダイヒ(Johann Friedrich JUDEICH, 1829-1894)で、志賀は彼の直弟子にあたる。大まかに言えば、「地力を維持し、樹木を育成し、生産力向上を図れば、最高の収益が上げられる」という合理的経営を主張したが、保有林や風致林も軽視することなく、安全と美の双方を森林の収益と考えたことに他の合理主義者との違いがある。ユーダイヒはドレスデン出身でターラント山林アカデミーの卒業生でもあった。ライプツィヒ大学卒業後、ボヘミアのモルツィン伯爵(Grafen Rudolf von MORZIN, 1801-81)私有林の管理・経営を任せられ、クルコノシェ山地(現ポーランド、ドイツ語では *Riesengebirge*)全体に有効な林業システム・モデルを確立した。第二代校長ベルク(Carl Heinrich Edmund von BERG, 1800-74)の引退により、1866年、ターラントの第三代校長に就任、以後28年間にわたり高級国有林官吏も兼務しつつ、林業教育に貢献した。

ちなみにユーダイヒの校長勤続25年の祝典では、同行留学中の本多静六（1866-1955：旧姓・折原）が祝辞を読んだが、志賀は指導教授ユーダイヒに私淑し、「日常パパート呼んで慈父のごとく」<sup>41</sup>親しんでいたという。1886年6月、濱尾が文部省からベルリンに出張した時も、早速ターラントを案内、ユーダイヒとの面会をアレンジした。これがのちに濱尾が、志賀が取り組む林学科の整備・演習林設置・拡張を支援する動機として働いたのは間違いない。さらに同年秋には品川がドイツ駐在大使としてベルリンに着任したので、むろん志賀は品川もターラントに案内し、すっかりドイツ林学・林業の虜にしてしまった。品川の人脈を活用し、三井・住友などの財閥資本および金原明善や森村一左衛門の如き資本家に林業投資を奨め、林学科卒業生を森林技術者として斡旋していく志賀の外交手腕は、松野・中村には到底望めない才能だった。帰国後直ちに志賀は東京大林区署長を兼務する形で、帝国大学（農科大学）教授に就任（1890年秋）した。しかしこの時点の林学科は、新任の志賀を除けば、松野は休職中、マイルとグラスマン両名がドイツ語で講義を行っているにすぎず、アカデミックな教育体制の確立が急務だった。そこで志賀が「日本の森林はドイツと相違し、広く南北にのびて樹種多く複雑であるから現在の教育では発展しない。林学科の授業はなるべく早く外人の手より取り戻すべきであると主唱し…」<sup>42</sup>とは志賀の教え子・片山の記述だが、いつまでもお雇い外国人に頼らず、日本人教官の育成・配置が必要と考えたのは自然な成り行きであった。森林経理学系統は志賀自らが担当、造林学系統は留学中の本多が担当することを見込み、唯一不足かつ日本の内情を理解できなければならぬ未来の林政学教員として川瀬善太郎（1862-1932）を強硬に推し、菊池大麓らが推す長岡半太郎を後回ししてまで、ドイツ・ミュンヘン大学に1892年から留学させた。ただし本人は大学講座制導入を機に、教授を辞して講師として林学第一講座（森林経済学）を担当した。それも46歳で退官、引退後は木材防腐と防火事業の研究に専念した。

## 6. まとめに代えて 河合銚太郎とオーストリア仕込みの砂防学の系譜

志賀の退官を以て、日本の林学黎明期は終わる。志賀の後の日本の林学は、東京山林学校の第三期生、前述の川瀬と本多に河合銚太郎（1865-1931）を加えたトリオによって、見事に開花する。日比谷公園を筆頭に「日本の公園の父」こと本多静六は、1890年、義父・本多晋（1845-1921）<sup>43</sup>の援助を受けて渡独、前節のごとくターラントで林学の基礎を学んだ後、ミュンヘン大学経済学部にて転学<sup>44</sup>、造林学・森林経営学等を学び、経済学博士の学位を得て帰国した。山林学校の首席を通した苦学生・川瀬は、1892年から

3年半、ドイツに留学、特にエーベルスヴァルデ高等山林学校ではシュヴァッパハ（Adam SCHWAPPAH, 1851-1932）に師事した。ミュンヘン大学在学中に狩猟の楽しみも覚え、後年『たぬき』、『しか』などの専門書を執筆している。帰国とともに林学教授に就任し、林政学を主に担当した<sup>45</sup>。このふたりと比較すると、河合銚太郎は学位論文以外に専門著作がなく、地味な印象だが、台湾および砂防学との関係において見過ごせない存在である。

河合は名古屋出身で、1890年に帝国大学農科大学を卒業した。1899年3月に林学博士の学位を得た直後にドイツ、オーストリアに留学を命じられ、主にBOKUで学ぶ。帰国後は第三講座の森林利用学を担当し、森林測量なども教えた。木材識別法の専門家でもあるが、彼の主な功績は台湾の林業開発にある。

台湾割譲まもない1896年、「玉山」なる高山登頂<sup>46</sup>の折、阿里山地区が探索され、樹齢数千年の針葉樹原生林が発見された<sup>47</sup>。河合の初台湾出張は翌1897年秋で、3年の欧州留学を経て1902年春に帰国、同年夏には台湾総督府民生長官・後藤新平（1857-1929）に請われ<sup>48</sup>、台湾の林業開発を指導した。駒場の教え子は皆、河合こそ「明治39年大阪の藤田組が阿里山で伐採事業を計画した以前に始まり、後同43年総督府が直営でやることになっても、阿里山の営林事業の各般にわたり、その企画に参加し、実地指導にあった人」<sup>49</sup>と認識している。もともと在学中は、河合の休講理由が台湾出張とは知らされていなかったようだ。台湾産紅檜は初代明治神宮の大鳥居などに使用されたが、当初は距離にして75km程度で高低差2300mもある山奥から、いかにして長大材を輸送するかが問題だった。解決策として、連続スイッチバックやスパイラルなど登山鉄道特有の技術を駆使した狭軌鉄道「阿里山森林鉄道」の敷設が決まり、河合は森林鉄道ルートを選定にも関与した。前述の如く1906年5月から、まず日本の民間企業・藤田組が嘉義施工所を設立し、鉄路建設を開始するが、地盤が予想以上に悪く、これ以上の支出は困難と判断、1908年2月に一旦終了する。1910年から台湾総督府が再着手、森林鉄道工事を継続し、1913年には嘉義から阿里山まで全通、本格的な木材搬出を開始した。現在、阿里山鉄道では、日本統治時代に輸入されたアメリカ・ライマ社製機関車（通称「シェイ」）が復活し、親しまれているが、この買い付けも河合自身が行ったという<sup>50</sup>。

ところで河合はBOKU在学中、『砂防工学の基礎 *Grundriss der Wildbachverbauung*』の著者ヴァング（Ferdinand WANG, 1855-1917）の砂防講義を聴き、日本の林業にも砂防工学の知識が不可欠と痛感していた。砂防堰堤は17世紀にチロル地方で幾つか建設されており、19世紀前半にはオーストリア・チロル州建設局長補佐デュイレ（Josef DUILE, 1776-1863）が砂防専門書を上梓している。つまり



砂防学はドイツよりもむしろスイスやオーストリアで発達した学問と言ってよい<sup>51</sup>。[東京] 帝国大学には1900年になって林学第四講座・砂防が新設されたものの、この人事選考については、資料調査を行った西本晴男が指摘するように<sup>52</sup>、留学中の河合は関与していないようだ。そしてこのポストにオーストリア人砂防技術者ハーニッシュ (Berthold HANISCH 1865-没年不明) が応募していた事実を、後に日本人として初の第四講座教授となった諸戸北郎 (1873-1951) は BOKU 留学中の1911年初夏、マルヘット教授らが引率した第四学年修学旅行中に、旅先のシュレーゲン州で本人から聞いた。河合以前に BOKU に留学した日本人教員は林学講座におらず、専門性よりも林学の名門ミュンヘン大学のハルティヒ教授ルートの推薦を重んじ、博士号を持つ同大私講師ヘーフェレ (Karl HEFELE, 1863-1904) の採用を決めた、というのが上述の西本の類推だが<sup>53</sup>、確かにその線が濃厚だろう。そしてこの人事の結果、砂防講座の教員でありながら、専門家とは言い難いヘーフェレの授業を学生として受けざるを得なかった諸戸は、ハーニッシュの打ち明け話への感想として、「全く工学的智識のなきヘーフェレ氏の誤魔化しめ防工講義にて3年間を失ひ時機を失ひたるは我国林學の為め実に残念の事なり」<sup>54</sup>との辛辣な言葉を残している。したがって日本における本格的な砂防学講義は、ヘーフェレ帰国の翌1903年5月、BOKU 教授ヴァングの仲介で来日したホフマン (Amerigo HOFMANN, 1875-1945) <sup>55</sup>から始まった。1904年には、河合が愛知県瀬戸での砂防工事演習を提案、ホフマンと諸戸が学生を指導し、土囊堤放水路を完成させた(いわゆる「ホフマン工事」、現存)。さらに言えば、デ・レイケとも縁の深い常願寺川の洪水を防ぐために立山砂防を建設し、またスイッチバックの多い狭軌トロッコを導入した日本の「砂防の父」赤木正雄 (1887-1972) も、河合に激励され、彼と同様に BOKU で学んでおり、埴日台3国の歴史的関連も興味深い。

ドイツで銀杏は、ゲーテの有名な恋愛詩「銀杏の葉 *Gingo biloba*」に因み、「ゲーテの木 *Goethe-Baum*」と呼ばれることが多いが、東京大学のシンボルでもある。本郷の銀杏並木は、総長・濱尾の発案で、植栽は本多の教室が監督した。また本郷の楠並木は、駒場で育てた苗を使い、両キャンパスの融和を意図したという<sup>56</sup>。起源ではゲーテとも縁があるドイツ林学、それを本場で学んできた人々の手で育てられた木々は、駒場キャンパスで根を張り、枝を広げている。本論では日本における林学黎明期の3名、松野・中村・志賀に注目したが、森林法成立を巡る対立も含めて、林学黎明期の多彩な人的交流関係を網羅しきれていない。またドイツ林学を受容・発展させていく川瀬・本多・河合を筆頭とする次世代以降についても、ドイツ語文

献との比較・検討はもとより、日本植民地時代の台湾などにも視野を広げて調査を行う必要があるだろう。

<sup>1</sup> 本稿は2021年6月19日にオンライン開催された共同研究会「植民地帝国日本とグローバルな知の連環」(日本文化研究センター、研究代表者・松田利彦)における発表をもとに、当日の議論も踏まえて、書き下ろしたものである。

<sup>2</sup> コッタ在職中、その薫陶を受けた学生は1000名を超え、オーストリアやロシアからの留学生も1割近くを占めていた。片山茂樹：『ドイツ林学者傳』(林学経済研究所1968)、p. 20ほか参照。

<sup>3</sup> 原題は *Naturbeobachtungen über die Bewegung und Funktion des Saftes in den Gewächsen, mit vorzüglicher Hinsicht auf Holzpflanzen*. Weimar 1806. 1798年にエアランゲンの帝国アカデミー懸賞当選論文を書籍化したもので、木材標本の付録とセットで刊行されたらしい。ゲーテの好意的書評は翌10月、『イェナー一般文藝新聞 JALZ』に掲載された。『ミュンヘン版ゲーテ全集』(以下、MAと略し、巻号と引用ページ数を本文内に記す) Bd. 6. 2, S. 775f. および14, S. 171f. ほか参照。なお、コッタの息子カール・ベルンハルト (1808-79) は、後にフライベルク鉱山アカデミー教授になった地質・鉱物学者で、晩年のゲーテと書簡のやりとりがあった。

<sup>4</sup> 1905年に山林アカデミーに改称、1915年閉校。ルーラ、ヴィルヘルムスタール、アイゼナッハの計3か所に演習林を持っていた。

<sup>5</sup> 三浦の同小説が映画化(『WOOD JOB!』、矢口史靖監督)された2014年に刊行の古川大輔・山崎亮編著『森ではたらく! 27人の27の仕事』(学芸出版社)では、森林に関わるさまざまな職種が紹介されている。ただし日本国内の林業学OB・OGの動向や専門的な仕事内容についての言及は——少なくともドイツと比較すると——極めて少ない。

<sup>6</sup> 2021年夏には神戸の竹中大道具館で「CLT 未来をつくる木のイノベーション」展が開催された。

<sup>7</sup> HARTMANN, Rudolf: *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen*. Berlin 2005を含む一連の研究結果および森川潤：『明治期のドイツ留学生 ドイツ大学日本人学籍登録者の研究』(雄松堂2008)。

<sup>8</sup> この人事でプファイルのライバル候補者としては、アイゼナッハのケーニヒの名が挙がっていた。

<sup>9</sup> HARTMANN, Rudolf: *Japanische Studenten an der Berliner Universität 1870-1914*. Mori-Ógai-Gedenkstätte der Humboldt-Universität zu Berlin 1997 (2. überarbeitete Aufl. / Web改訂版も参照); 森川、『明治期のドイツ留学生』、p. 70ほか参照。

<sup>10</sup> 田坂については西田文雄：『三角点・水準点をつくった人 近代の測量から現代まで』(文化評論2014); 拙著『近代測量史への旅』(法政大学出版局2015)、特に第5章を参照されたい。青木は帰国後、那須高原でユンカー風生活を営み、林業経営にも関心が高かった。ただし青木の勧誘の度合いや松野の選択意志およびこの後言及する木戸・大久保との面会については、第三者の客観的資料が不足しているため、参考文献によって評価が異なる。

<sup>11</sup> シレジア州 Sagan のカール・ウルブリヒト織物工場 Carl Ulbricht Tuchfabrik で修業、染色技師の次女ヘートヴィヒと結婚。木下修一編：『井上省三伝』(井上昭三記念事業委員会・非売品1938)によれば、「一子相伝の染色技術を継承する」という理由もあったようだ (p. 93以降参照)。後に娘ハナは病理学者ロベルト・コッホの甥で鉱山技師のヘルマンに嫁した。

<sup>12</sup> ドイツ人レーマン兄弟が関わった京都のパピール・ファブリック Papierfabrik に1876年、技師として採用された。神山恒雄：「創

業期の日本洋紙製造業」、明治学院大学『経済研究』130 (2004), p. 14の表4によれば、1880年の工場払い下げに伴い「農商務省山林局に転任」とある。ちなみに山崎も松野や井上同様、ドイツ人女性を配偶者とした。

<sup>13</sup> 松野については、日本林業技術協会編：『林業先人伝』(1962)所収の田中波慈女による伝記 (pp. 1-33) および小林富士雄：『明治のロマン 松野礪と松野クララ 林学・幼稚園教育事始め』(大空社 2010) を特に参照した。なお、松野夫人クララは日本の幼稚園教育にも功績のあった女性だが、本稿では割愛する。

<sup>14</sup> 前注2冊に加え、手塚平三郎：『森のきた道 明治から昭和へ・日本林政史のドラマ』(日本林業技術協会 1987), p. 8以降参照。明治期の林学史については、寺尾辰之助編：『明治林業逸史 正・続』(大日本山林会 1931) を特に参照した。当時欧州留学していた日本人は約150名、ほとんどが法・経・医学専攻で、林学専攻は松野のみだった。

<sup>15</sup> マリアブルン山林学校 k. k. Forst-Lehranstalt zu Mariabrunn は1813年創設、1828年からは山林アカデミーとして修道院の建物を利用。佐野は緒方にこそ山林学校設立を任せようと考えていたらしい。松野と緒方については、長池敏弘：「松野礪と緒方道平」(上)、『林業経済』28巻10号 (1975) pp. 16-25および (下)、同11号 (1975) pp. 11-17が詳しい。

<sup>16</sup> 右田半四郎：「林業教育 中央における林業教育機関の沿革」、『明治林業逸史・正』p. 234より引用。一般には植木屋と林業従事者との区別もおぼつかず、文部省はまず義務教育体制の普及に傾注していた時代である。なお、旧字・旧仮名遣いの一部は現代表記に書き改めた部分がある。

<sup>17</sup> たとえば『明治林学逸史・正』巻頭の「明治初期 内務省山林局創始の前後」p. 3では桜井勉が「山林局設置前後で勉勵尽力した者」として緒方らの名を挙げているが、松野の名はない。

<sup>18</sup> 手塚、『森のきた道』第六話、p. 34f.、小林、『明治のロマン 松野礪と松野クララ』、p. 72f. ほか。

<sup>19</sup> 小林、『明治のロマン 松野礪と松野クララ』、p. 76f.

<sup>20</sup> 1874年、近代日本初の対外出兵 (台湾出兵) をし、台湾領有の端緒を開いたとされる。西郷隆盛の異母弟で、甥の西郷菊次郎 (1861-1928) は、のちに台湾・台北県宜蘭庁長に就任し、宜蘭川の洪水対策のため1900年から長堤建設に着手、1年半で1681m [約1.4km とする文献もある] の「西郷堤防」を築いた (第二期で全長3740mの堤防が1926年に完成)。

<sup>21</sup> 本論最後に言及する「砂防の父」こと赤木がオーストリアで購入した、森林官が愛用する苔色に近い深緑のケープ風マントを常用していたのを、周囲の人々が強烈に記憶していることから、当時の日本人にとって、緑の制服がいかに奇抜に映ったかは容易に想像できる。詳しくは拙著『教養の近代測地学』(法政大学出版局 2020)、p. 332f.

<sup>22</sup> 『明治林業逸史・続』、p. 5より引用。後に灰色のウール地に緑の肩章をつけた制服と緑の羅紗を巻いた制帽に変更。

<sup>23</sup> 『林業先人伝』p. 46以降。

<sup>24</sup> 『林業先人伝』p. 47から引用。小口の伝記には、中村がA. v. シーボルトとともにヴァルトブルク城で避暑中のカール・アレクサンダー大公に歓待され、酒杯を重ねすぎ尿意を我慢する羽目になった話に加え、その後ミュンヘンでは出身国・日本 Japan をインドネシア Java と間違えられたなどのエピソードが収められているが割愛する。

<sup>25</sup> 桜井が交渉した大蔵卿は佐野常民だった。長池、「松野礪と緒方道平」(上) p. 24参照。

<sup>26</sup> R. Hartig (Hrsg.): *Untersuchungen aus dem forstbotanischen Institut zu München*, Berlin/ Heidelberg (Springer) 1883, S. 17-46.

<sup>27</sup> 中村は松野を「エーベルスワルドに於いて林学を学んだと称す

る人」と述べている。後年、中村がドイツから招聘した教員たちと比較して、松野の力量不足が露呈したため、農林学校が帝国大学に昇格する間に、不満な学生たちによる「松野教授辞職勧告」事件も起こった。

<sup>28</sup> 『林業先人伝』、p. 52f. より引用。

<sup>29</sup> 中村は志賀の後任に、ドイツ留学中の友人・北尾次郎を東京大学理学部 (非職教授) から招く。北尾は1870年、大学東校在学中にドイツへ官費留学し理学を専攻、学位取得後、1883年に帰国。のちに農科大学「農林物理学・気象学」講座の初代担任教授になった。日本語よりもドイツ語が主のバイリンガルで、妻はドイツ人 (ルイーゼ/留枝子または留英子)。拙著『教養の近代測地学』p. 105などを参照されたい。

<sup>30</sup> 北尾の物理の授業は難解だったようだが、たとえば商業的価値が高い針葉樹よりも広葉樹を好み、その理由が「楡のシャイベ [Scheibe] の反り具合が高等数学曲線として美しいから」と述べた逸話もあり、学究肌の北尾を生徒たちが敬慕していたことが読み取れる。三村鐘三郎：「北尾先生の講義と川瀬先生の獵」、『明治林業逸史・続』p. 371ほか。

<sup>31</sup> 高橋は松野の山林専門学校設立に反対していたひとり、森林法制定に尽力したが、1897年に農商務省を去った。沖縄県知事などを経て、1918年には東京医学専門学校 (現・東京医科大学) を設立した。

<sup>32</sup> 『明治林業逸史・続』、p. 483ff. 和田國次郎：「前世紀の話」から、「木曾旅行の大縮尻」参照。

<sup>33</sup> 拙著『教養の近代測地学』、p. 319ff. ちなみに近年の文献学的研究により、常願寺川を「これは川ではない、滝だ」と言ったのはデ・レイケではないことが証明されている (立山カルデラ砂防博物館常設展示ほか参照)。

<sup>34</sup> 上林好之：『日本の川を甦らせた技師デ・レイケ』(草思社 1999) および立山カルデラ砂防博物館図録等を参照。全国建設研修センター発行の土木の絵本シリーズ、高橋裕監修：『おやとい外国人とよばれた人たち 異国にささげた技術と情熱』(1998) も平易でわかりやすく、あわせて参照した。木曾川工事完成後、洪水は激減し、デ・レイケの功績が如実に表れたにもかかわらず、彼は起工式 (1887年) にも完成式にあたる三川分離式完成式 (1900年) にも招待されず、また祝辞で言及されもしなかった。

<sup>35</sup> 維新後の濫伐・暴採で山林が荒廃した結果、山火事だけでなく、土石流・洪水も頻繁に発生した。これに例外的に迅速な対応を行ったのが岡山県である。これは現・備前市生まれの宇野圓三郎 (1834-1911) の先見性と砂防治水事業指導の成果で、1882年に宇野が県令に提出した治水建言書を機に、翌年、日本初の砂防法である岡山県砂防工事施行規則が制定された。『明治林業逸史・正』、p. 880ff. 参照。

<sup>36</sup> 松野礪：「暴流論」、『大日本山林会報』第102号、p. 27-36のうち p. 34から引用。読者の便宜を図り、筆者の判断で、旧字体を新字体に、濁点を付し、字間を空けた箇所がある。

<sup>37</sup> 1899年、札幌農学校に森林科が新設されると同時に教授就任。1905年からドイツ・ギーゼン大学に留学、学位取得。1908年にドイツ人女性と結婚して帰国。北海道帝国大学農科大学林学科初代教授。当時の札幌は、外国人と言えば宣教師くらいだった時代に、ほっそりとした長身のエルネスティネ (日本名・栄子) 夫人が「花やかな洋装で先生と腕を組んで旧練兵場の中の細路を通られる時など青い牧草の畑に美しい蝶が舞うてる様で羨望的でもありまた驚異的でもあった」という教え子・中村広吉による追想が残る。『林業先人伝』、p. 588参照。

<sup>38</sup> 前掲書 p. 583より引用。

<sup>39</sup> 小山泰弘：「進徳の森と中村弥六の関連資料群」、『森林科学』88巻 (2020) pp. 30-31ほか参照。



<sup>40</sup> 後に東京帝国大学総長を務めた。濱尾が志賀の実兄で慶應OBの雷山に英語を学んだことから面識があり、志賀の大学南校入学時は、舎監を務めていた。

<sup>41</sup> 『林業先人伝』から、片山茂樹による伝記「志賀泰山先生」p. 90より。また『明治林業逸史・続』（「林業教育と林業勧誘」p. 262ff.）には志賀本人のドイツ留学回想記が載っている。

<sup>42</sup> 『林業先人伝』、p. 104から引用。

<sup>43</sup> 彰義隊頭取を務めた人物、娘は公許女医第4号（『林業先人伝』では第3号になっているが誤り）の本多銚子（1864-1921）であり、彼女との結婚・養子縁組の条件が「卒業後、4年間のドイツ留学」だった。銚子は1889年に結婚、翌年夫・静六がドイツに私費留学すると、東京芝区の自宅に診療所を開業、夫の帰国後は駒場の農科大学官舎に引っ越すが、赤坂に診療所を開き、1897年まで人力車で通い、診療を続けた。

<sup>44</sup> ターラントでは学位取得ができなかったのが転学の理由で、そのミュンヘンでは林学が官房学科目すなわち経済学部の専攻分野であった。

<sup>45</sup> 林政学については、福島康記：「わが国林学草創期における林政学について」、『山林』2011年4月号、pp. 12-20、さらに秋林幸男：「『森林美学』から学ぶ森林管理の視点」、『北海道の自然』50号（2021）pp. 33-42なども参照。

<sup>46</sup> 富士山よりも高い日本最高峰として「新高山」と名付けられた。主峰3952m。

<sup>47</sup> 齋藤音作：「阿里山森林の発見」、『明治林業逸史・正』p.458ff.；永友緑：「阿里山森林発見事情」『林業先人伝』p. 391ff. ほか参照。

<sup>48</sup> 河合の次女・阿里子によれば、「父（河合）が外国に留学中奥国ウィーンにて偶々後藤新平にあわれ、その案内役をしたことがあるが、それが帰朝後台湾に呼ばれる機縁をなしたものでなかろうか」とのこと。『林業先人伝』p. 383。

<sup>49</sup> 上野忠貞：「先生と阿里山鉄道」、『林業先人伝』p. 386より引用。同書所収の丸山佐四郎：「藤田組時代の阿里山」p. 388ff. の記述も興味深い。

<sup>50</sup> ちなみに日本における森林鉄道は1909年12月に開通した青森県の津軽森林鉄道（全長67km）が始まりで、ヒバ材を載せて走るのは、藤田組による阿里山鉄道設置が頓挫したため、台湾から転用されたライマ製シェイ・ギヤード式機関車だった。津軽森林鉄道の設計者は、河合門下の二宮英雄（1875?-1912）で、1911年から台湾に赴き、阿里山鉄道設置作業に従事したが、測量作業中、巨木の下敷きとなり、殉職した。矢田三雄：「津軽森林鉄道導入の背景と国有林経営における青森ヒバの位置に関する考察」、『林業経済』Vol. 71-2（2018）、pp. 1-16；片倉佳史：「阿里山～河合銚太郎と森林開発、そして〈シェイ〉」、日本台湾交流協会情報誌『交流』948号（2020年3月）、pp. 25-34。

<sup>51</sup> 拙著『教養の近代測地学』、p. 329f.

<sup>52</sup> 西本晴男：「近代砂防草創期の砂防教育事情」、『砂防学会誌』Vol. 70-5（2018）、pp. 15-23ほか参照。

<sup>53</sup> 西本、「近代砂防草創期の砂防教育事情」p. 18参照。

<sup>54</sup> 諸戸北郎：「明治44年6月奥国メーレン州及シュレシエン州修学旅行日記及所感」、『大日本山林會報』第351号（1912年2月）、p. 23から引用。

<sup>55</sup> 西本晴男：「東京帝国大学砂防講座外国人教師、アメリゴ・ホフマンの業績についての一考察」、『砂防学会誌』Vol. 70-5（2018）、pp. 24-33。

<sup>56</sup> 『林業先人伝』より「東京大学のイチヨウ」、p. 350f.

# Der Weg der Forstwissenschaft nach Fernost:

## Die Rezeption der deutsch-österreichischen Forstwissenschaft im modernen Japan

Aeka ISHIHARA

Am Anfang des 19. Jahrhunderts waren die deutschen Wälder durch die industrielle Revolution bedroht. Ursprüngliche Laubwälder aus Buchen und Eichen verschwanden durch übermäßige Abholzung und durch Übernutzung. Mitte des 19. Jahrhunderts begann man langsam den Wert des Waldes zu schätzen. Forstgesetze sollten die alten Wälder schützen und für eine planvolle und nachhaltige Bewirtschaftung sorgen. Dass Heinrich von COTTA (1763-1844), einer der Begründer der Forstwissenschaft, mit Johann Wolfgang von GOETHE (1749-1832) in Verbindung stand, ist bemerkenswert. In der vorliegenden Arbeit wird versucht, die Geschichte des akademischen Austauschs zwischen Deutschland, Österreich und Japan unter dem Stichwort „Forstwissenschaft“ zu rekonstruieren. Dabei werden zahlreiche persönliche Beziehungen zwischen Deutschland, Österreich und Japan berücksichtigt.

Im Jahre 1871 begleitete Hazama MATSUNO (1846-1906) als Diener den japanischen Prinzen Yoshihisa „FUSHIMI-no-Miya“ (1847-95) nach Berlin. Während der Prinz die preußische Kriegerakademie besuchte, nahm Matsuno als erster Stipendiat aus Japan das Studium der Forstwissenschaft bei Robert HARTIG (1839-1901) an der Forstakademie Eberswalde in der Nähe von Berlin auf. Nach erfolgreichem Abschluss und der Rückkehr nach Japan 1875 betrieb er die Gründung einer Forstakademie in Japan, die allerdings erst 1882 in Tokio eröffnet werden konnte und 1890 in die Kaiserliche Universität Tokio integriert wurde.

Unabhängig von Matsuno studierte Yaroku NAKAMURA (1855-1929) ab 1879, vermutlich durch Vermittlung von Alexander von SIEBOLD (1846-1911), dem ersten Sohn des Japan-Forschers Ph. F. v. Siebold, zunächst bei Carl GREBE (1816-90) in der Forstlehranstalt in Eisenach, wo er von Großherzog Carl Alexander von Sachsen-Weimar-Eisenach (1818-1901) mit großer Gastfreundschaft empfangen wurde. 1881 immatrikulierte sich Nakamura als erster Japaner in München und machte bei R. Hartig, der inzwischen dorthin

berufen worden war und Eberswalde verlassen hatte, seinen Abschluss mit der Abhandlung: *Über den anatomischen Bau des Holzes der wichtigsten Japanischen Coniferen*. Nach seiner Rückkehr 1882 hätte Nakamura sofort Karriere in der Verwaltung machen können, aber dies war wegen der Rivalität verschiedener Fraktionen zunächst nicht möglich und nur auf Umwegen zu erreichen. Widerstrebend musste er in der von Matsuno begründeten Forstakademie in Tokio arbeiten, wo es an Fachlehrern mangelte: Nakamura selbst übernahm dort nicht nur den Unterricht in den meisten Fächern der Forstwissenschaft, sondern kümmerte sich auch darum, das Schulsystem und die personelle Ausstattung der Einrichtung neu zu organisieren und den Lehrbetrieb am Laufen zu halten. Dazu lud er seine ehemaligen Mitschüler von der Universität München nach Japan ein: Erich GRASMANN (1856-1935) und Heinrich MAYR (1854-1911). Beide unternahmen während ihres Aufenthaltes in Japan mehrere Studien- bzw. Forschungsreisen. Die Ergebnisse seiner botanischen Studien veröffentlichte Mayr später in der Schrift *Monographie der Abietineen des japanischen Reiches* (München 1890) sowie in *Aus den Waldungen Japans* (München 1891). Parallel dazu schickte Nakamura einen seiner japanischen Kollegen, Taisan SHIGA (1854-1934), zur Forstakademie Tharandt in Dresden (jetzt TU Dresden). Shiga studierte ab 1885 bei Johann Friedrich JUDEICH (1829-94) vor allem die moderne Forsteinrichtung. Nachdem Shiga nach Japan zurückgekehrt war, kündigte Nakamura bei der Waldakademie und konnte sich endlich ausschließlich der Politik widmen. Da in der forstwissenschaftlichen Abteilung außer Shiga keine japanischen Fachleute tätig waren, bemühte sich Nakamura um die Stabilisierung des japanischen Lehrkörpers: Er ließ sich die Einrichtung von drei Lehrstühlen der Forstwissenschaft an der Universität Tokio zusichern, indem er mit seiner diplomatischen Begabung den Machthabenden, Politikern wie hohen Staatsbeamten, die Nützlichkeit und Bedeutung von Staatswäldern

erklärte. Seine jüngeren Kollegen KAWASE (1862-1932), Seiroku HONDA (1866-1955: später „der Vater der japanischen Parks“) und Shitaro KAWAI (1865-1931) bekamen dadurch jeweils einen Lehrstuhl und entwickelten während ihrer Tätigkeit aufgrund ihrer Fachkenntnisse, die sie in Deutschland erworben hatten, die japanische Forstwissenschaft weiter.

Während Kawase und Honda in Deutschland (Tharandt, Eberswalde und München) studierten, begab sich Kawai nach Österreich und besuchte die Hochschule für Bodenkultur in Wien (BOKU). Dort hörte er Vorlesungen bei Ferdinand WANG (1855-1917), dem Verfasser des wichtigen Lehrbuchs *Grundriss*

*der Wildbachverbauung*. Danach bemühte er sich um die Einrichtung eines vierten Lehrstuhls für Wildbachverbauung, einer Technik, die auch in Japan von erheblichem Nutzen sein konnte. Im Jahre 1904 wurde Amerigo HOFMANN (1875-1945) durch Vermittlung von Wang aus Wien nach Tokio eingeladen. Während seines fast sechsjährigen dortigen Aufenthaltes bereiste Hofmann nicht nur Japan, sondern auch Korea und Taiwan. Auf der Insel Formosa beschäftigte sich Kawai eingehend mit der Forsteinrichtung im Urnadelwald von Arisan. Somit beeinflusste die Forstwissenschaft aus Deutschland und Österreich in der Zeit des japanischen Kolonialismus auch Korea und Taiwan.



論文

# ドイツのボランティア支援政策における社会的包摂の展開

—2019年の法改正プロセスを中心に—

渡部 聡子

## 1. はじめに

ドイツのボランティア支援政策は、社会的包摂の一環として明確に位置付けられている。「社会的包摂 (social inclusion)」とは、「社会的排除 (social exclusion)」の対概念であり、社会的排除は、所得や物的資源の乏しさといった「結果」に着目する「貧困」の概念と比べ、その状態に至る「過程」に着目した点に特徴がある。そのため、教育を受ける機会や就労する機会に加え、社会との交流に自由に参加し、関係性を構築する機会を得ることも、社会的排除を克服し、社会的包摂を実現するための要件とみなされる。これらの概念は1990年代以降、欧州委員会のイニシアティブのもとでドイツを含む EU 加盟諸国に広がった<sup>1</sup>。

この社会的包摂とボランティアの関係は複雑である。たとえば生涯教育や市民教育の文脈におけるボランティアは、教育を受ける機会や社会とのつながりを確保し、社会的包摂に貢献する活動と理解され、支援すべき対象とされる。しかしその一方、失業者などに対し、就労や職業訓練、ボランティアを福祉給付の要件として促す「アクティベーション」と呼ばれる政策類型におけるボランティアは、労働市場へ参入するための踏み台であり、時に制裁を伴って課されることもある。そのため、福祉政策に果たすべき国家の役割を縮小させ、スティグマ化や格差の再生産を促し、むしろ社会的排除を温存する、とも批判される<sup>2</sup>。こうした複雑な関係性も一因となって、社会的包摂の一環として展開されるボランティア支援政策の実像を把握することは難しい。ボランティア支援政策における社会的包摂とは、具体的に何を意味するのだろうか。どのような方法によって実現が目指され、また、どの程度、その政策的意図が実現されてきたのだろうか。本稿の目的は、ドイツの政策的実践を事例に、これらの問いに取り組むことにある。

ドイツでは1990年代以降、東西統一後の財政危機を背景に、市民の多様な活動を促進することにより、民主主義の

強化や社会的結束の強化をはじめ、現代社会が抱える多様な問題を解決しようとしてきた。1999年以降、5年ごとに実施されている連邦の「ボランティア調査」では、個人が抱えるさまざまな事情により、ボランティアに参加できない人々の存在が課題として挙げられ、その包摂が目指されてきた<sup>3</sup>。なお、この調査の「ボランティア」は、直訳では「自発的参加 (freiwilliges Engagement)」であり、「利益を目的とせず、自発的に、公共の場で、公益性をもって行われる活動」を定義としている<sup>4</sup>。ここで着目すべきは、この「自発的参加」が、2002年に連邦議会の調査委員会で定められた「市民参加 (bürgerschaftliches Engagement)」<sup>5</sup>とほぼ同義とされていることである<sup>6</sup>。つまり重要なのは、「自発的参加」ないし「市民参加」が、単に奨励され、顕彰される対象ではなく、連邦や州などの公的機関が政治経済的に支援する対象として認識されてきた、という点である。連邦政府が推進する「自発的参加」ないし「市民参加」の範囲は広く、市民による自発的な活動(狭義の「ボランティア活動」)にとどまらず、政策提言や投票行動などの「政治参加」、さらにデモなどの抗議行動や代案の提示などの「社会運動」をも含むものと理解されている。この広範かつ複合的な概念理解を踏まえたくうえで、本稿では「ボランティア」の語に統一して議論をすすめる。

連邦政府のボランティア支援政策において、参入障壁の軽減ないし撤廃、つまり、ボランティアとして参加する際のハードルを下げることは、主要なテーマである<sup>7</sup>。これは、身体的、精神的な障害、移民・難民などの出自、学歴の有無、育児や介護に伴う時間的な制限などにかかわらず、ボランティアとして参加する機会を保障するための基盤を構築することを意味する。なかでも、ボランティア個人に対する経済的支援と社会的地位の保障は、ドイツの政策を特徴づけている。日本の場合、青年海外協力隊などの取り組みを除き、ボランティア個人に対する経済的支援はほとんど行われていない。最近の文部科学省事業をみても、ボランティアは、公立学校を軸に「地域のつながり」

を強化する事業の一環と位置づけられており、具体的な施策として、情報発信、マッチング機能を有するウェブサイトの運営、実証研究の実施、フォーラムの開催、農山漁村等における体験活動の推進、地域の民間企業における職場体験やインターンシップなどが挙げられている<sup>8</sup>。ボランティア個人に対する経済面も含めた支援は、政策としてはほとんど想定されていない。

これに対しドイツでは、「ボランティア制度 (Freiwilligendienste)<sup>9</sup>」と呼ばれる公的支援の枠組みが整備されてきた。1964年に開始されたこの制度には、現在、若者を中心に、年間約10万人が参加している。参加者は、食事、住居、作業着、「小遣い (Taschengeld)<sup>10</sup>」、社会保険、研修が保障された状態で原則一年間、フルタイムで活動を継続する。活動領域も、福祉・介護、環境保護・環境教育、児童・青年教育、スポーツ、芸術、記念碑保護、災害支援など広範に及ぶ。その前提にあるのは、ボランティア活動そのものと、参加者に提供する研修を、若者の学習能力の向上と生涯学習の促進に寄与する「学校外教育」と位置付ける政策的視座である。こうした制度的基盤の確立は、ボランティアの教育的効果を検証し、可視化することに貢献してきた。その結果、ボランティア制度に「参加したくてもできない」人々にとっての参加障壁を軽減すべきことが政策課題として議論されてきた。

こうした議論の延長線上にあるのが、2019年の法改正である<sup>11</sup>。以下ではこの法改正を中心に、ボランティア支援政策による社会的包摂とは具体的に何を指すのか、どのような方法によって実現が目指され、どの程度、社会的包摂に寄与していると言えるのかを考察する。まず、2019年の法改正が、なぜ提案されるに至ったのか、2010年代を中心にこれまでの議論を辿り、その背景を整理する。次に、法改正プロセスにおける連邦議会での議論を分析し、ボランティア支援による社会的包摂がきわめて多義的に解釈されている現状を示す。最後に、これらの分析を踏まえ、法改正が社会的包摂の実現に果たす役割について、今後の展望とともに考察する。

## 2. ボランティア制度をめぐる議論の展開

ボランティア制度はこれまで、義務教育修了後で27歳未満の「若者」が参加する場合、フルタイムでの活動が原則とされてきた。2019年の法改正は、育児・介護中の場合、障害や健康上の問題を抱えている場合、移民・難民の背景をもつ場合などに限り、若者にパートタイムでの参加を認めたものである。このように条件付きとはいえ、パートタイムでの参加を認める法改正が実現した背景には、長い議論の蓄積がある。本節では、(1) 先行する事例の存在、(2) 「不利な状況にある若者」の包摂をめぐる議論、(3) ボラ

ンティアの「承認」を目指すロビー活動の展開、(4) 奉仕活動の義務づけに対抗する議論、の4点に分けて、なぜ今回の法改正が実現したのか、その要因を整理する。こうした議論の展開を踏まえたうえで、次節以降、この法改正が社会的包摂にどの程度寄与したのかを検討する。

### (1) 先行事例としての「連邦ボランティア制度」

第一に、27歳以上の参加者にはすでに、パートタイムでの活動が認められていたことがある。1964年以来、27歳未満の「若者」を対象におこなわれてきた「青年ボランティア制度 (Jugendfreiwilligendienste)」は、原則、フルタイムで実施されてきた<sup>12</sup>。しかし2011年、新たに導入された「連邦ボランティア制度 (Bundesfreiwilligendienst)」では、若者だけではなく27歳以上の全世代に参加が認められることとなり、同時に、27歳以上の参加者には週20時間以上のパートタイムでの活動も認められることとなった<sup>13</sup>。この先行事例の存在が、27歳未満の「若者」にもパートタイムでの参加を認める、という2019年の法改正を推進した要因の一つである。

ここで、後述する議論との関係から、この新たな制度が導入された経緯と、その帰結としての就労支援との接近について、説明を加える。「連邦ボランティア制度」が導入された背景には、2011年の徴兵制停止がある。冷戦終了後のドイツでは徴兵制廃止についての議論が長く続けられてきたが、文民統制の要という理念上の役割に加え、軍事的兵役を拒否した若者が従事する民間役務 (Zivildienst) の社会的な役割の大きさから、停止までは約20年を要した。しかし2010年、緊縮財政の必要性が明白となり、国防予算が厳しく拘束されると、徴兵制を支えてきた超党派のコンセンサスが変化し、徴兵制停止がきわめて急速に決定された<sup>14</sup>。それに伴って導入が決定された連邦ボランティア制度の目的は、民間役務の停止による福祉施設等への悪影響を最小限に抑えるところにあった<sup>15</sup>。すなわち、年齢制限を撤廃し、27歳以上にパートタイムでの参加を認めた背景には、参加者数を確保する、という意図があったのである。

しかし、年齢制限の撤廃は、若者の進路決定に寄与する教育政策、という、伝統的なボランティア制度の位置づけを揺るがすものでもあった。法律上、連邦ボランティア制度の目的は「生涯教育」であり、教育政策としての位置づけには変化がない。その一方、2013年の調査が示すように、27～65歳の参加者のうち73%が失業給付 (Arbeitslosengeld II) を受給しているなど、「不十分な就労の代替」としての機能があるとの批判がある<sup>16</sup>。とりわけ失業率の高い旧東ドイツ地域でその傾向は顕著である<sup>17</sup>。ボランティア制度は従来、就労支援と区別することが重視されてきた。それは一つには、失業給付の受給要件として就労



を「要請」する雇用政策と区別しなければ、「自発性」という制度の根幹が揺らぐためである。もう一つには、ナチ時代に奉仕活動が失業対策として用いられ、後に義務化されたという歴史を思い起こさせるため、政治社会的な忌避感が強いためである。こうした就労支援との区別は、法律でも「労働市場中立性<sup>18</sup>」として示されており、次節に詳述するように、政策的議論の方向性を規定している。このように、連邦ボランティア制度は、パートタイムでの参加を認める先事例であると同時に、事実上は就労支援としても機能していることを示し、政策上の位置づけを揺るがすものでもあった。

## (2) 「不利な状況にある若者」をめぐる議論

こうした「就労支援とボランティア支援の間にある隘路<sup>19</sup>」を揺れ動く、というボランティア制度が抱える課題は、27歳以下の若者、特に、学歴上の問題や、身体的、精神的な障害、または移民・難民の背景などを抱えた「不利な状況にある若者 (benachteiligte junge Menschen)」をめぐることも示される。これら若者をめぐる議論の蓄積が、法改正の第二の要因として挙げられる。

「青年ボランティア制度」は、若者の自立、進路決定、キャリア形成などに寄与する教育的効果が高く評価され、成功例とみなされてきた。公的支援の必要性が認められた結果、2000年代初頭の参加者数は年間1万5千名弱程度であったが、現在では27歳以下だけで年間9万名以上の規模となっている<sup>20</sup>。しかし、その教育的効果が認められるのと同時に、参加者が高学歴の若者に偏っていることが批判されてきた。連邦政府は、1990年代末にはこの課題を認識し、参入障壁を軽減するためにさまざまなモデルプログラムを実施してきたが、その成果は不十分なものであった<sup>21</sup>。2015年に発表された評価報告書では、こうした経緯を踏まえ、27歳以下の若者にも条件付きでパートタイムでの参加を認め、「不利な状況にある若者」の参加障壁を軽減すべきことが勧告された<sup>22</sup>。

さらに、同年に導入された「難民支援に関する連邦ボランティア制度の特別プログラム」も議論を後押しした。連邦政府は2015年夏の難民申請者の急増を受けて、同年10月、連邦ボランティア制度関連法に第18条を追加することを決定した。これにより、難民支援にかかわる分野で活動がおこなわれる場合、または、難民および難民申請者がボランティアとして活動する場合を対象に、合計1万名の参加枠が追加され、特別プログラムとして実施されることとなった<sup>23</sup>。特別プログラムの目的は、難民のドイツ社会への統合 (Integration) <sup>24</sup>を支援することであり、難民および難民申請者がドイツ語の語学研修などの「統合コース」を受講しながらボランティアとしても活動することが想定された<sup>25</sup>。そのため例外的に、27歳以下の参加者にもパート

タイムでの参加が認められることとなった<sup>26</sup>。この第18条自体は2年間の期限付き措置であり、2018年12月末付で削除されたが、2019年の法改正プロセスでも頻繁に言及されている。

しかし、すでに社会的排除のリスクを抱える「不利な状況にある若者」を対象とする場合にも、就労支援との区別、すなわち「労働市場中立性」をめぐるジレンマが問題となる。参加者が労働市場への参入を望んでいる場合、安定した継続雇用に直結しないボランティア制度はその要望を満たすことができない可能性がある<sup>27</sup>。また、難民がドイツに「統合」される要件としてボランティア制度が提示されるなど<sup>28</sup>、特定の社会層に自発性や能動性を押し付ける議論と結び付けられることも懸念されている。

## (3) 「承認の文化」を目指すロビー活動

2019年法改正の第三の要因として、「承認の文化 (Anerkennungskultur<sup>29</sup>)」の実現が主張されてきたことがある。「承認の文化」は、2002年の調査報告書でも、ボランティア支援の基盤として挙げられており、「ボランティアを持続的に尊重し、励まし、公的に可視化すること」と説明されている<sup>30</sup>。さらにそれを具現化する方策として、顕彰など象徴的意味を持つ非物質的形態の他に、公共交通機関や文化・スポーツ施設を利用する際の割引や無償化、必要経費、社会保険、「小遣い」の支払いといった貨幣 (価値) 的形態が示されている<sup>31</sup>。

ボランティア制度の運営にかかわる団体は、この「承認の文化」の実現について積極的に発信を続けてきた。運営にかかわる団体とは、民間福祉団体や環境保護団体など、目的も活動分野もさまざまな非営利団体であり、ボランティア制度の参加者と、その受入先との調整や監督などの運営全般を担っている。特に、福祉・介護、スポーツ、文化などの分野の運営にかかわる団体から成るワーキンググループ<sup>32</sup>は、継続的に声明を発表している。

2015年には、このワーキンググループにより、ボランティア制度における「承認の文化」の実践例と、連邦政府が実現すべき内容を提示する声明が発表された。そこでは、2013年の連立合意で「承認の文化」について言及があるにもかかわらず、政策に進展がないことが批判され、そのうえで、参加者が活動する受入先、運営にかかわる団体、州、自治体、連邦政府などが、いかに「承認の文化」を構築するべきかが提案されている。たとえば受入先については、会議やイベントへの参加などを含め、ボランティアを他の職員と同等にチームの一員として扱うこと、ボランティアによる独自プロジェクトを支援することなどが挙げられる<sup>33</sup>。連邦や州に対しては、より活発な広報活動に加え、教育機関や企業との対話を深め、進学や職業訓練、就職に際し、ボランティア制度での経験を認めるよう働き



かけることが要求されている。さらには、公共放送の受信料の免除、公共交通機関の割引ないし無償化、文化・スポーツ施設の使用料の減額などの内容も記載された<sup>34</sup>。

こうした「承認の文化」を要求する主張は、環境保護など多様な分野で運営にかかわる20以上の団体から賛同を得て、2017年連邦議会選挙に向けた共同声明の中に組み込まれた。パートタイムでの参加を27歳以下に認めることも、要求の一つとして明記されている<sup>35</sup>。「承認の文化」は、ボランティアそのものの価値を認め、政治社会的な承認を引き上げる議論として展開されており、その具体的方策は、すでにボランティアとして参加している人々の「承認」だけではなく、現在は参加できていない人々の経済的、時間的な障壁の軽減を視野に入れている。パートタイムの実現は、その一環として要求されたのである。

#### (4) 奉仕義務への対抗

第四の要因として、義務教育修了後の若者に対し一定期間、福祉・介護や災害支援のための奉仕活動を義務付ける、という「奉仕義務 (Pflichtdienst)」に対抗する議論が挙げられる。奉仕義務については戦後もたびたび主張されてきたが、ドイツの憲法に相当する基本法の改正を要するため、現実的と見なされてこなかった。しかし2018年8月、政権与党のキリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union Deutschlands : CDU) の幹事長であったクランプカレンバウアー (Annegret Kramp-Karrenbauer) が、CDU 新綱領に向けた議論のなかで奉仕義務について検討すると発言して以来、一部の議員を中心に活発な議論がなされるようになった<sup>36</sup>。これに対しては、緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen) が決議案を提出したほか<sup>37</sup>、運営にかかわる団体も共同声明を発表するなどの反発が生じた<sup>38</sup>。CDU と大連立政権を組む社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands : SPD) から、連邦家族・高齢者・女性・青年省大臣 (当時) のギファイ (Franziska Giffey) を中心に、強い反対が表明された。2018年12月にギファイが提案した『新しい青年ボランティア制度の構想』では、パートタイムを実現すべきこと、承認の文化を実現することが明記されると同時に、「若者が自発的に活動するのはその信念に従うからであり、そうする義務があるからではない<sup>39</sup>」として、奉仕義務に対抗する姿勢が示されている。このような、参加を望む全ての若者にその機会を提供すべき、という考え方は、ボランティア制度の教育的効果に基づくものだが、その一方、教育的効果は、奉仕義務を主張する根拠としても用いられる<sup>40</sup>。後述するように、政策全体の方向性はボランティア制度の拡充にあるが、「不利な状況にある若者」の包摂をめぐる奉仕義務との対立軸は継続している。

### 3. 2019年法改正における「社会的包摂」

これまで見てきたように、2019年の法改正の背景には、就労支援との境界をめぐる問題が指摘されつつも、パートタイムを認める先行事例が存在していたこと、「不利な状況にある若者」の包摂が必須の課題とされてきたこと、ボランティアの政治社会的な「承認」を目指すロビー活動、さらに、奉仕義務をめぐる議論への対抗などの複合的な要因がある。これらの議論は、法改正プロセスにおいてどのように展開されているだろうか。以下では連邦議会における議論を分析し、ボランティア支援政策における「社会的包摂」がきわめて多義的に解釈されていることを示していく。

2019年法改正の骨子は、義務教育を修了した27歳以下の「若者」が、連邦ボランティア制度または青年ボランティア制度に参加する場合、パートタイムでの活動を認めることにある。ただし、全ての参加者に法的請求権が認められるわけではなく、以下全ての条件を満たす場合に限られることに注意が必要である。

- (i) 育児、介護、障害などフルタイムでは参加できない理由を証明できる
- (ii) 受入先や運営にかかわる団体から了承を得ることができる
- (iii) 週20時間以上は活動する
- (iv) フルタイムと同じ時間数のセミナーに参加する

これらの条件が示すように、法改正は、個人的な理由により「排除」されてきた若者の参入障壁を軽減し、包摂的な枠組みを整備する<sup>41</sup>、という連邦政府による法案理由書の意図に沿うものではあるが、非常に限定的な措置である。この慎重な姿勢もまた、ボランティア制度を就労支援と区別する「労働市場中立性」と深く結びついている。ボランティア制度は、職業訓練や通常のボランティア活動など、他の就労形態や活動形態と区別され、独自の位置づけを与えられているが、他の形態との公平性を考慮することが常に要求されるのである。

#### (1) 就労・職業訓練との関係

ボランティア制度の参加者の待遇については、就労や職業訓練とのバランスが常に考慮される。たとえば、全ての参加者にパートタイムでの活動が認められなかった理由としては、職業訓練の場合も当然の権利として認められているわけではないことが挙げられている<sup>42</sup>。また、フルタイムでは参加できない理由を証明するための「正当な利益 (berechtigtes Interesse)」についても、「職業訓練法の解釈

に基づくべき<sup>43</sup>」として、育児、介護、障害と、それらに相当する重大な事由が列挙されている。

このように職業訓練とのバランスを考慮することについては、左派党（Die Linke）を除き、一定の理解が得られているが、「就労でも職業訓練でもない活動」を支援することの難しさを示している。特に問題とされたのは、ボランティア制度の参加者が受け取る「小遣い」の扱いである。パートタイムの参加者が、フルタイムの場合と比較して優遇されてはならない、との理由でパートタイムの「小遣い」は減額することが定められた<sup>44</sup>。しかし、「小遣い」の趣旨は、労働の対価としての「給与」ではなく、ボランティア活動の「承認」にある<sup>45</sup>。そのため左派党のヴェルナー（Katrin Werner）は、あたかも時給換算のような扱いが「労働市場中立性」に反するだけでなく、「不利な状況にある若者」にさらなる負担を強いるものであり、結果、多くの若者が排除されたままになる、と述べている。緑の党のクリストマン（Anna Christmann）も、一律に減額を定めるのではなく、運営にかかわる団体に裁量を残すべき、と主張した<sup>46</sup>。

その一方、ボランティア制度には、医療や介護などのケア労働に従事する人材を確保する機能がある、という点も考慮する必要がある。このことは、連邦政府の「人口戦略（Demografiestrategie）」における位置づけとも関連している。人口戦略とは、急速な少子高齢化と人口減少に直面したドイツにおいて、これに伴う諸問題を解決するため、2010年代頃から策定されてきた総合的な政策目標である。本稿との関係では、経済成長や、財政健全化の目標と並んで「社会的結束の促進」が目標に掲げられ、ボランティア支援政策がこの中に位置づけられている、という点が重要である<sup>47</sup>。今回の法案理由書でも、育児や介護といった家庭内の活動と、ボランティアなどの活動とを両立可能にし、また、介護や教育などのケア労働の領域に若者を獲得する、という意味において、人口戦略が掲げる社会的結束に好影響をもたらす、と述べられている<sup>48</sup>。

無論、すでに述べたように、ボランティア制度の参加者による活動は、「労働市場中立性」に基づき、就労や職業訓練とは異なるものとされる。しかし実際のところ、雇用による「通常の業務」を引き受けないこと、新規の雇用を妨げないこと、参加者の指導にあたる人員が配置されること、といった「労働市場中立性」の要件<sup>49</sup>が遵守されているかどうか、検証するのは非常に難しい。また、ボランティア制度への参加後に、受入先や関連する活動領域で就職し、または職業訓練を開始することについては、若者が実際の活動を通じて自らの適性を評価する機会と捉えられており<sup>50</sup>、少なくともリクルート機能があることは否定されていない。このことから、ボランティア制度に参加する若者には、将来の採用も含め、広義の労働力として高齢化

社会を支えていくことが期待されていると言えよう。

## (2) 若者の教育政策としての意義

こうした政策的な期待も一因となり、ボランティア制度における若者は、主要な対象層と位置付けられ、優先的に支援されている。自由民主党（Freie Demokratische Partei：FDP）が提出した決議案をめぐる議論でも、このことが改めて示された。FDPは、若者にパートタイムを認めること自体は評価したものの、すべての年代を対象としているはずのボランティア支援政策が高齢者を忘却している、と批判した。65歳以上の年齢層は、連邦ボランティア制度のなかで最も参加者数が少ない。少子高齢化が進行する現代社会では、高齢者の孤立が社会問題となっていることから、彼らの参入障壁を軽減すべきことが主張された。具体的な提案は、65歳以上に限り、週20時間以上の最低活動時間数を撤廃し、活動期間を4週間まで短縮可能とし、回数制限なく参加できるようにすること、などであった<sup>51</sup>。

この決議案に対しては、高齢者だけではなく他の年齢層との公平性を保つ必要があること、ただし、限られた財源を用いるにあたっては、ボランティア制度と結びつけられた若者の民主主義教育を優先すべき、との方針が示されている（CDU/CSU）。その他、高齢者はボランティア制度以外の形態でも活発に活動していること（SPD）、高齢者の孤立に取り組むのであれば、他の政策領域で取り組むべきこと（緑の党・左派党）<sup>52</sup>、などの理由により、この法案は否決された。

しかし、教育政策としての位置づけは、柔軟な制度設計にとって、むしろ障壁となっている面もある。そもそも、ボランティア制度の「教育」には、単に若者の進路決定に寄与することにとどまらず、広範な期待が寄せられている。今回の法改正プロセスだけでも、若者が活動を通じて社会における自らの責任を自覚することによって社会的結束が促されること、若者の民主主義教育に貢献することが挙げられている。さらには国連が2030年までに達成をめざす持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の一つ「すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とも結びつけられている。

こうした教育政策としての位置づけが、ボランティア制度に対する特別な公的支援の理由であり、原則一年間、フルタイムで活動し、年間25日間の研修を受講しなければならない、という特殊な形態こそが、他の制度化されていないボランティア形態との「区別」を根拠づけてきた。今回の法改正で、パートタイムであっても活動時間を週20時間以上と定めたこと理由も、「他のボランティア形態と区別するため」と説明されている<sup>53</sup>。また、パートタイムであっても、セミナーはフルタイムと同じ時間数で行う、と

定めたことの理由には、「教育政策としての質の確保」が挙げられており、就労政策と区別する意図が示される。このように、ボランティア制度には、就労や職業訓練、他のボランティア形態などと区別しつつ公平性を考慮することが求められるため、より参加しやすく包摂的な制度を実現するには、さまざまな制約がある。

### (3) 「承認の文化」との乖離

左派党のヴェルナーも指摘するように、今回の法改正は「あまりにも小さな一歩<sup>54</sup>」に過ぎない。パートタイムの参加者は、自らの「不利な状況」を書面で証明しなければならず、フルタイムと同じ時間数の研修を受講することを義務付けられ、減額された「小遣い」を受け取る。緑の党と左派党は、この結果が、運営にかかわる団体が目指してきた「承認の文化」の議論とも、ギファイ家族省大臣が提案した『新しい青年ボランティア制度の構想』ともかけ離れている、と批判した。左派党のヴェルナーは、「承認の文化」で要求されてきた、文化・スポーツ施設の割引や公共交通機関の無償化などが実現していないと批判しており、緑の党のクリストマンも同様に、多様な背景をもつ全ての人々が参加できるような制度にはなっておらず、ギファイの提案も、そのほとんどが実現されずに残ったため、取り組むべき課題は多いと述べた<sup>55</sup>。なお緑の党は、前年度に提出した決議案と同様、参加希望者に対して参加枠が少なすぎることが根本的な問題であるとして、参加枠を増設すべきと強調している<sup>56</sup>。

これまで見てきたように、参加枠の増設や待遇の改善を連邦レベルで実現するには他の就労や活動形態とのバランスをはじめ、財政面や連邦と州の権限の問題など、さまざまな制約がある。しかし、参加者に発行される身分証明書(Freiwilligenausweis)について、証明書それ自体に割引などの機能は付与されていないものの、公共交通機関、文化・スポーツ施設、余暇施設、飲食店などからの協力を得て、割引やクーポン券などを提供する試みが広がりを見せている。さらに州や地方自治体では、ボランティア制度の参加者だけでなく、ボランティア全般を対象とする身分証明書の発行などの独自の取り組みも進められている<sup>57</sup>。連邦レベルの変化はこれまでも漸進的であったことから、将来的に、より踏み込んだ改革が行われる可能性もあるだろう。

### (4) 右翼ポピュリズム政党と奉仕義務

ボランティア制度は、2017年に初めて連邦議会に議席を得た右翼ポピュリズム政党「ドイツのための選択肢(Alternative für Deutschland: AfD)」からの批判にも直面している。AfDは今回の法改正には賛成しているものの、ボランティア制度そのものに懐疑的である。ヘーヒスト

(Nicole Höchst)は、ボランティア制度で民主主義教育として実施される研修が「緑の党と左派党に支配された強制的な教育」であり、「極端な左翼思想」を押し付けている、と批判した。さらに、今回の法改正によっても、多くの若者が排除されている状況を変えることはできないのだから、徴兵制を再開し、母親以外の全員に義務を課すことこそが包摂であり、民主主義であり、社会を結束させる、との持論を展開した<sup>58</sup>。こうした主張に対し、他の政党は否定または黙殺の姿勢を取ったため、法改正プロセス自体に影響を及ぼしてはいない。しかし、この法改正の成果が限定的ということ自体は事実であり、改善がみられなければ、今後も批判の材料として用いられることが想定される。また、「極端な左翼思想」に偏った教育政策、との主張に賛同はみられなかったが、より「包摂的」な制度設計と義務化を結び付けることについては、与党CDUのパツェルト(Martin Patzelt)も発言している。パツェルトは、この法案によって参加できる対象層があまりにも限られている、と述べ、我々は自発性だけですべてを実現できるのだろうか、と自問した。そのうえで、男女ともに義務付けられ、多様な選択肢から活動内容を選ぶことのできる制度により、若者が社会における責任について「多少義務的に(ein bisschen verpflichtend)」学ぶべきだと提案している。その理由として第一に、過去に民間役務やボランティア制度に参加した若者がその経験を肯定的に振り返り、「社会についての理解を深めることができた」と述べていること、第二に、CDUの若者グループ(Junge Union)も奉仕義務に賛成していること、が挙げられた。この発言には、CDU/CSUの一部議員とAfDから賛意が示されている<sup>59</sup>。このように、自発性だけで実現できないことを義務によって実現する、という考えには一定の支持があり、今後も注意深く観察する必要がある。

それでは、ここまでの法改正をめぐる議論を整理しつつ、ボランティア制度の文脈における社会的包摂が、具体的にどのように理解されているのかを示していく。まず、法案理由書における「包摂」は、フルタイムでは参加できない人々が参加しやすくするための法的枠組みの整備、であり、その範囲は、就労や職業訓練、他のボランティア形態との公平性を損なわない程度に限定されている(CDU/CSU, SPD)<sup>60</sup>。教育政策であり、同時に、人材の確保としての機能が期待されているため、高齢者の参入障壁を軽減する、という意味での「包摂」(FDP)は、優先されていない<sup>61</sup>。また、ギファイ家族相(SPD)の提案では、ボランティアの尊重と承認を確保する抜本的な制度改革、という意味での「包摂」が目指されていたが<sup>62</sup>、法改正はそのごく一部を実現したに過ぎない。参加を希望する人すべてに参加枠がいきわたるように参加枠を増設する、という「包



摂」(緑の党)<sup>63</sup>も道半ばである。また、就労や職業訓練など他の枠組みとは別に、独自の待遇改善を進める、という「包摂」(左派党)<sup>64</sup>も、連邦レベルで短期的に実現することは難しい。

このように「不利な状況にある若者」の参入が実現していない、という理由から、一律に義務化することこそが、すべての社会層を「包摂」し、社会的結束につながる、との理解も散見される(AfD, CDU 一部議員)。また、少数ではあるが、ボランティア制度における教育が、反極右主義、反過激主義、反人種差別主義といった民主主義教育に沿う形で行われていることに対し、さまざまな政治的立場から中立的な教育を行うことこそが「包摂」である、との見解もある(AfD)<sup>65</sup>。

#### 4. 法改正後の課題—ボランティア支援は社会的包摂に寄与するか

このように、ボランティア支援政策における社会的包摂の理解は多義的であり、政党間でも、場合によっては政党の内部でも一致していない。ただ、細かな差異はあるものの、ボランティア個人に対する経済的支援と社会的地位の保障、という政策の方向性は継続している。なかでも、ボランティアの尊重と承認を政治社会的に示すための「承認の文化」を求める議論は、参加者の「承認」だけでなく、参加障壁を軽減するという意味でも、ボランティア支援による社会的包摂の実現と深く関係している。「承認の文化」は、非物質的な態度や顕彰だけではなく、物質的価値も求める。ボランティア制度はすでに、生活費、社会保険に加え、「小遣い」などの物質的価値を整備しているが、公的支援を根拠づける「教育政策」としての位置づけを理由に、長期間のフルタイムでの活動と研修の受講が前提とされてきた。法改正は、この前提を柔軟化することで、「不利な状況にある若者」が参入しやすくなることを目的としていたが、その効果は限定的である。法改正から一年後、運営にかかわる団体が行った報告でも、パートタイムでの参加を可能としたこと自体は評価されているが、さまざまな改善点が示された。たとえば、よりきめ細かい教育的支援と相談の機会を確保するために教育担当者の増員が必要であること、研修の際に手話通訳を手配するといった実質的な支援が必要となる場合でも、そのための財源確保が現場任せとされていることなどが挙げられている<sup>66</sup>。

それでは、「承認の文化」で要求されてきた、さらなる待遇の改善、たとえば進学や就職の際の優遇、公共放送の受信料の免除、公共交通機関の割引ないし無償化、文化・スポーツ施設の使用料の減額などが実現された場合に、「不利な状況にある若者」の包摂は実現するのだろうか。法改正をめぐる議論から推察すると、財源を必要とするよ

うな参加者の待遇改善は、公的支援の根拠たる教育政策としての意義を強化することにつながり、その結果、活動時間や研修の短縮といった、制度の柔軟化と両立しない可能性がある。すなわち、待遇の改善と、制度の柔軟化は、いずれも望まれているにもかかわらず、いわば逆のベクトルに置かれている。それは法的枠組みだけではなく、運営にかかわる団体にとっての課題でもある。参加する側にとっては、年間を通じていつでも参加することができ、パートタイムも自由に選択できる方が参入しやすいが、参加者を受け入れ、研修を企画する運営側にとって、個々の事情に応じた多様な研修を実施するためには、より多くの準備や教育担当者が必要であり、特に小規模な団体が運営を担う場合、困難を伴う<sup>67</sup>。規模、目的、財政状況など多様な団体がかわる制度だけに、各団体の状況と、参加を希望する若者の事情の双方に配慮しつつ、包摂的に制度を展開するには、連邦法の枠組みだけでは限界がある。

ただし、こうした限界があるにせよ、ボランティアの「承認の文化」を求める活動自体に、ボランティア個人の意識と、政治社会的な認識の双方を変化させていく可能性はある。なぜなら、ボランティア制度そのものが、いまや巨大なロビー団体としての機能を持っているためである。ボランティア制度に参加する人は年間10万人程度だが、参加者の中から選出される参加者代表は、活動期間を通じて、その利益代表のために活動する。参加経験者による組織も構築されており、彼らは、参加者代表と連携しつつ、待遇改善を目指して活動を続けている<sup>68</sup>。また、学術的立場から意見を表明する参加経験者の層も厚い。運営にかかわる団体には、大規模なロビー団体も多く、さらにその傘下には、参加者を受け入れる無数の団体や施設がある。こうした量的な面だけではなく、政策の動向が常に注視され、定期的に声明が発表されているという質的な面から考えても、ボランティア制度は、一大ロビー団体と捉えることが適切である。その構成は多様で全体像の把握は難しいが、それらが一体となって行動する場合の影響力は大きい。そのことは、2021年連邦議会選挙のための政策綱領で、主要政党がボランティア制度に言及していることから言えるだろう<sup>69</sup>。

また、ボランティア制度による社会的包摂にも限界があるが、その一方、就労支援としてボランティアを位置づけ、労働市場への統合を目的に据えたとしても、問題が解決するわけではない。ボランティア制度は将来の安定した雇用を約束するわけではなく、期間限定で生活を保障するにとどまる。しかし、就労支援には、就業率の向上が貧困と社会的排除の克服に結び付いておらず、失業による貧困を就労貧困に置き換えるだけ、との批判が寄せられていることから考えて<sup>70</sup>、たとえその後の就労を保障したとしても課題は残る。ボランティアそのものに価値を認め、承認

する、という主張は、理想主義的ではあるものの、こうした文脈からみると、労働市場内の格差構造に対し、労働市場の外から対案を示す、という意義も見出すことができるだろう。

このように、「承認の文化」を目指す活動は、政治社会的に影響を与え続け、また、ボランティア個人に対しても、活動の意義と社会的な立場を自覚し、再考する契機を提供し続けている。しかし、その活動の中心にいるのは、すでにボランティア制度に参加し、運営に深く関係している人々である。参加しない、参加できない人々の声が反映されないまま議論が進められている、という点が、ボランティア支援政策による社会的包摂の最大の課題と言えるだろう。

<sup>1</sup> 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編, 2020, 『岐路に立つ欧州福祉レジーム—EUは市民の新たな連帯を築けるか?』ナカニシヤ出版, ii-iii 頁。

<sup>2</sup> Hilse-Carstensen, Theresa/ Meusel, Sandra/ Zimmermann, Germa (Hrsg.), 2019, *Freiwilliges Engagement und soziale Inklusion: Perspektiven zweier gesellschaftlicher Phänomene in Wissenschaft und Praxis*, Wiesbaden: Springer, S.11-13.

<sup>3</sup> Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ), 2021, *Freiwilliges Engagement in Deutschland: Zentrale Ergebnisse des Fünften Deutschen Freiwilligenveys*.

<sup>4</sup> 「自発性、非営利性、公共性を必要条件とする活動」と定義づけられる日本語の「ボランティア」と近接する概念だが、後述するように、その範囲と政策的位置づけには差異が見られる(内海成治, 2014, 「ボランティアとは何か—教育の視点から」, 内海成治・中村安秀編『新ボランティア学のすすめ—支援する／されるフィールドで何を学ぶか』昭和堂, 6-10頁。)

<sup>5</sup> Deutscher Bundestag, 2002, „Bericht der Enquete-Kommission “Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements”, *Drucksache 14/8900*, 03.06.2002.

<sup>6</sup> BMFSFJ, 2021, a.a.O., S.6.

<sup>7</sup> 2019年に実施された連邦の「ボランティア調査」では、性別、年齢別、旧東ドイツ地域と旧西ドイツ地域間の参加率の差が縮小ないし解消したことが報告されている。その一方、低学歴層と、移民・難民の背景を持つ者の参加率の低さが指摘され、今後取り組むべき課題として示されている (BMFSFJ, 2021, a.a.O., S. 15-20)。

<sup>8</sup> 文部科学省 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター, 2019, 『平成30年度 ボランティアに関する基礎資料』, 269-274頁。

<sup>9</sup> ドイツ語で「自発的な (freiwillig)」と「奉仕 (Dienst)」を組み合わせたこの用語を正確に訳すことは難しく、「ボランティア制度」の訳語にも課題がある。第一に、生活費と社会保険を保障されたフルタイムかつ長期の活動という実態と、日本における「ボランティア」という語についての一般的な理解との間の乖離が大きい。第二に、ドイツでも、時代背景や制度の解釈により、自発性と奉仕、いずれの側面を重視すべきか議論が分かれている (Krüger, C. G., 2016, *Dienstethos, Abenteuerlust, Bürgerpflicht. Jugendfreiwilligendienste in Deutschland und Großbritannien im 20. Jahrhundert*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht)。その他、連邦政府が定めた「市民参加の特殊な形態 (Deutscher Bundestag, 2002, a.a.O.)」という定義に沿う「市民参加促進制度」の訳語は、ド

イツ語の市民参加 (bürgerschaftliches Engagement) の広範な概念を表すことができる。しかし、日本語の「市民参加」は、住民参加や政治参加のみを表すと理解される場合も多く (山田真裕, 2016, 『政治参加と民主政治』東京大学出版会。)、活動自体の促進も含むことを補足する必要が生じる。本稿では、こうした訳語をめぐる議論の必要性を認識したうえで、簡潔かつイメージが容易というメリットを鑑みて、「ボランティア制度」の訳語に統一して議論をすすめる。

<sup>10</sup> ボランティア制度の参加者が受給する「小遣い」は、労働の対価としての「報酬」ではなく、活動を「承認」する目的で支給されている。上限は年金保険料算定限度額の6%未満と定められており、国内で実施される場合の上限は月額426ユーロである (2021年現在)。日本語の「謝礼」や「手当」に相当するが、以後、直訳の「小遣い」を用いることとする <<https://www.jugendfreiwilligendienste.de/antworten-auf-haeufige-fragen.html>>。

<sup>11</sup> Gesetz zur Einführung einer Teilzeitmöglichkeit in den Jugendfreiwilligendiensten sowie im Bundesfreiwilligendienst für Personen vor Vollendung des 27. Lebensjahres vom 6. Mai 2019 (BGBl. I S. 644).

<sup>12</sup> Gesetz zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten vom 16. Mai 2008 (BGBl. I S. 842).

<sup>13</sup> Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst vom 28. April 2011 (BGBl. I S. 687).

<sup>14</sup> 森井裕一, 2012, 「ドイツの安全保障文化の変容—連邦軍と徴兵制をめぐる議論を中心として—」『国際政治』, 167 : 88-101。

<sup>15</sup> Deutscher Bundestag, 2011, *Drucksache 17/4803*, S.1-2.

<sup>16</sup> Haß, Rabea/Beller, Annelie, 2013, „Experiment Altersöffnung: Politische Ziele und nicht-intendierte Folgen – empirische Befunde aus der Pionierphase des Bundesfreiwilligendienstes“, *Voluntaris*, 1(1) : 51-72.

<sup>17</sup> Huth, Susanne/Aram, Elisabeth/Engels, Dietrich/Franken, Judith, 2018, *Analyse der Bedeutung des Bundesfreiwilligendienstes in Ostdeutschland für Teilnehmerinnen und Teilnehmer ab 27 Jahren*, Studie im Auftrag des Bundesministeriums für Wirtschaft und Energie (BMWi) / des Beauftragten der Bundesregierung für die neuen Bundesländer.

<sup>18</sup> 連邦ボランティア制度では、法律の条文に「労働市場中立性」が明記されている (§ 3 Abs. 1 Satz 2 BFDG)。青年ボランティア制度では、「市民参加の特殊な形態」であり「若者の学習能力を促進する」 (§ 1 Abs. 1 Satz 1 JFDG)、参加者は「収入の意図なく、職業訓練やフルタイムの就労の範囲外で自発的に活動する」 (§ 2 Abs. 1 JFDG)、「実践的な支援活動として、教育の目的をもって」行われ (§ 4 Abs. 1 JFDG)、「教育的指導を受けなければならない」 (§§ 3 Abs. 2, 4 Abs. 2 JFDG)、という条文の解釈から、「労働市場中立性」が求められることが明らかとされている。

Klenter, Peter, 2015, „Arbeitsmarktneutralität von Freiwilligendiensten und Mitbestimmungsrechte des Betriebsrates“, in Bibisidis, Thomas/Eichhorn, Jaana/Klein, Ansgar/Perabo, Christa/Rindt, Susanne (Hrsg.), *Zivil - Gesellschaft - Staat: Freiwilligendienste zwischen staatlicher Steuerung und zivilgesellschaftlicher Gestaltung*, Wiesbaden: Springer, S.151-166.

<sup>19</sup> Jakob, Gisela, 2015, „Zwischen Aufwertung und Indienstnahme. Zur gesellschaftlichen Bedeutung von Freiwilligendiensten“, in Bibisidis, Thomas, et al. (Hrsg.), a.a.O., S. 47-62.

<sup>20</sup> Autorengruppe Bildungsberichterstattung (Hrsg.), 2020, *Bildung in Deutschland 2020. Ein indikatorengestützter Bericht mit einer Analyse zur Bildung in einer digitalisierten Welt*, wbv Publikation, S.130-132 (Tab. D5-4web).

<sup>21</sup> Liebig, Rheinhard, 2009, *Freiwilligendienste als außerschulische*

Bildungsinstitution für benachteiligte junge Menschen, Wiesbaden: Springer.

<sup>22</sup> BMFSFJ, 2015, *Abschlussbericht der gemeinsamen Evaluation des Gesetzes über den Bundesfreiwilligendienst und des Gesetzes zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten*, Frankfurt am Main: INBAS-Sozialforschung, S.302-305.

<sup>23</sup> Deutscher Bundestag, 2015, „Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD“, *Drucksache 18/6185*, 29.09.2015, S.17-18, 53.

Deutscher Bundestag, 2015, „Beschlussempfehlung und Bericht des Innenausschusses“, *Drucksache 18/6386*, 14.10.2015, S.8-10.

<sup>24</sup> 「統合Integration」と「包摂Inklusion」は、同一視されがちだが区別されるべき概念である。「統合」は、特定の個人を既存の社会規範に「組み入れる」ことであり、同質的な社会を志向する。「包摂」は、社会的排除を回避するために立法や制度改革により社会構造を変化させ、特定の個人を社会に「包含する」ことであり、多様な社会を志向する (Hilse-Carstensen, Theresa *et al.* (Hrsg.), 2019, a.a.O., S.15-17.)。

<sup>25</sup> BMFSFJ, 2015, „Bundesfreiwilligendienst mit Flüchtlingsbezug“ gestartet“, 24.11.2015. <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/-bundesfreiwilligendienst-mit-fluechtlingsbezug-gestartet-97890>>

<sup>26</sup> Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben, 2016, „Merkblatt zum Sonderprogramm Bundesfreiwilligendienst mit Flüchtlingsbezug“, 15.02.2016.

<sup>27</sup> Jakob, Gisela, 2015, a.a.O., S.51.

<sup>28</sup> Frankfurter Allgemeine Zeitung, „Flüchtlinge in den Freiwilligendienst“, 14.09.2015.

<sup>29</sup> 「承認の文化」は、他の政策領域でも用いられる。難民政策の文脈では、「受け入れ社会が移民の統合の心構えをもって、ドイツ社会の文化的・宗教的な多様性を承認すること」(移民も、その前提として、ドイツのリベラルな価値を尊重すること) という意味で用いられている (昔農英明, 2019, 「リベラルな価値に基づく難民保護のパラドックス—ドイツの『歓迎文化』が内包する排除の論理」, 宮島喬・佐藤成基編『包摂・共生の政治か、排除の政治か—移民・難民と向き合うヨーロッパ』, 明石書店, 37-57頁。

<sup>30</sup> *Drucksache 14/8900*, S.6.

<sup>31</sup> Ebd., S.127-129.

<sup>32</sup> このワーキンググループ (Bundesarbeitskreis Freiwilliges Soziales Jahr: BAK FSJ) は、ドイツカリタス連盟 (Deutscher Caritasverband)、パリテート奉仕団 (Der Paritätische Gesamtverband)、ドイツ赤十字社 (Deutsches Rotes Kreuz) などの大規模かつ政治的な影響力も強い団体から構成されている。

<sup>33</sup> BAK FSJ のホームページでも詳細な実践例が提案されている <<https://pro-fsj.de/de/anererkennungskultur>>。

<sup>34</sup> BAK FSJ, 2015, „Anerkennungskultur in den Freiwilligendiensten“, *Voluntaris*, 3(1): 134-140.

<sup>35</sup> Verbandliche Zentralstellen für Freiwilligendienste im Inland, 2016, „Positionen der verbandlichen Zentralstellen. Freiwilligendienste voranbringen: Bewährtes stärken - Neues wagen!“, *Voluntaris*, 5(1): 138-141.

<sup>36</sup> 渡部聡子, 2021, 「コロナ禍の学校外環境教育—ドイツの奉仕義務をめぐる議論を中心に—」『環境教育学会関東支部年報』15: 15-20。

<sup>37</sup> Deutscher Bundestag, 2018, „Antrag der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN. Freiwilligendienste ausbauen und stärken – Gemeinwohlorientiert und selbstbestimmt“, *Drucksache 19/4551*, 26.09.2018.

<sup>38</sup> BAK FSJ, 2018, „Stellungnahme verbandlicher Zentralstellen für

Freiwilligendienste“, 08.08.2018.

<sup>39</sup> BMFSFJ, 2018, „Unser Konzept für ein Jugendfreiwilligenjahr“, 03.12.2018. *Süddeutsche Zeitung*, „Freiwilligendienst mit Adler“, 3.12.2018.

<sup>40</sup> CDU, „Das Deutschlandjahr: Ziele, Debatte, Rechtsfragen“, 29.11.2019.

<sup>41</sup> Deutscher Bundestag, „Gesetzentwurf der Bundesregierung“, *Drucksache 19/7839*, 18.02.2019.

<sup>42</sup> Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 19/86*, 14.03.2019, S. 10080.

<sup>43</sup> なお、統合コースなどの研修への参加も個別の事情に応じて考慮すべきことが追記されている。

Deutscher Bundestag, „Bericht des Ausschusses für Familie, Senioren, Frauen und Jugend“, *Drucksache 19/8643*, 21.03.2019.

<sup>44</sup> *Drucksache 19/7839*, S.11-12.

<sup>45</sup> BMFSFJ, 2015, *Abschlussbericht*, a.a.O., S.155.

<sup>46</sup> *Plenarprotokoll 19/86*, S.10083-10085.

Battenberg, Peter, „Teilzeitmöglichkeit in den Jugendfreiwilligendiensten Eine vertane Chance?“, *Voluntaris*, 7(1): 53-55.

<sup>47</sup> Deutscher Bundestag, „Weiterentwicklung der Demografiestrategie der Bundesregierung. Jedes Alter zählt – Für mehr Wohlstand und Lebensqualität aller Generationen“, *Drucksache 18/6021*, S.62-64.

山口和人, 2016, 「人口減少社会ドイツにおける市民活動活性化の意義」『レファレンス』782: 17-35.

<sup>48</sup> *Drucksache 19/7839*, S.10.

<sup>49</sup> Klenter, Peter, 2015, a.a.O., S. 155.

<sup>50</sup> *Plenarprotokoll 19/86*, S.10089-10090.

<sup>51</sup> 2019年1月時点で連邦ボランティア制度への65歳以上の参加者は436名であり、27歳未満 (29,726名)、27-50歳 (6,980名)、51-65歳 (4,731名) と比べても最も少ない (Deutscher Bundestag, „Antrag der Fraktion der FDP. Den Bundesfreiwilligendienst für Seniorinnen und Senioren attraktiver machen“, *Drucksache 19/8225*, 11.03.2019.)。

<sup>52</sup> *Drucksache 19/8643*, S. 6-7.

<sup>53</sup> *Drucksache 19/7839*, S.9-10.

<sup>54</sup> *Plenarprotokoll 19/86*, S. 10083.

<sup>55</sup> Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 19/90*, 22.03.2019, S.10732-10735.

<sup>56</sup> *Drucksache 19/4551*.

<sup>57</sup> この取り組みはボランティア制度の運営にかかわる団体の共同プロジェクトであり、連邦家族・高齢者・女性・青年省から助成を受けている <<https://www.fuer-freiwillige.de/>>。

<sup>58</sup> *Plenarprotokoll 19/90*, S.10730-10731.

<sup>59</sup> *Plenarprotokoll 19/86*, S.10090.

<sup>60</sup> *Drucksache 19/7839*.

<sup>61</sup> *Drucksache 19/8225*.

<sup>62</sup> BMFSFJ, 2018, a.a.O.

<sup>63</sup> *Drucksache 19/4551*.

<sup>64</sup> *Plenarprotokoll 19/86*, S.10083-10084.

<sup>65</sup> *Plenarprotokoll 19/90*, S.10730-10731.

<sup>66</sup> Schlicht, Julia, 2020, „Der erste Zyklus mit dem neuen Freiwilligendienste-Teilzeit-Gesetz – große Erlebnisse, weite Wege“, *Bundesnetzwerk Bürgerschaftliches Engagement (BBE) Newsletter*, 23/2020: 1-4.

<sup>67</sup> Schneider, Anja, 2018, “Flexibilisierung in den nationalen Freiwilligendiensten – eine Bestandsaufnahme“, *Voluntaris* 6(1): 64-69. *Süddeutsche Zeitung*, „Sechsmonatige Freiwilligendienste wären hochattraktiv“ 20.März 2021.

<sup>68</sup> 参加者や参加経験者によるロビー活動の一例として、交通費の無償化を目指す「#freiefahrtuerfreiwillige」運動が挙げられる。

<sup>69</sup> 2021年8月現在、CDU、緑の党、SPD、FDP、左派党が言及している <<https://www.bundestagswahl-2021.de/wahlprogramme/>>。

<sup>70</sup> 中村健吾「EUによる『欧州2020』戦略と社会的ヨーロッパの行方」福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編，2020，前掲書，12-22頁。



# Die Entwicklung der sozialen Inklusion in der deutschen Engagementpolitik:

## Der Gesetzesänderungsprozess des Jahres 2019 im Fokus

Satoko WATANABE

Die deutsche Engagementpolitik wird oft im Kontext sozialer Inklusion dargestellt. Was bedeutet aber soziale Inklusion in diesem Politikfeld konkret? Inwiefern ist das politische Ziel der Inklusion tatsächlich verwirklicht worden? Der vorliegende Aufsatz nähert sich den genannten Fragestellungen anhand eines Fallbeispiels: dem Gesetzesänderungsprozess im Jahr 2019, der es benachteiligten jungen Menschen ermöglichen sollte, einen Freiwilligendienst in Teilzeit zu absolvieren. Der Fokus der Analyse liegt auf den Ambivalenzen des Politikfeldes der Engagementpolitik.

Die gesetzlich geregelten, staatlich geförderten Freiwilligendienste sind ein wichtiges Instrument der Engagementpolitik und werden offiziell als besondere Form des bürgerschaftlichen Engagements definiert. Während einerseits die bildungspolitische Funktion der Freiwilligendienste sowohl von der Bundes- bzw. den Landesregierungen als auch durch die Gesellschaft eine hohe Wertschätzung erfährt, wird andererseits kritisiert, dass benachteiligte junge Menschen, die nicht am Freiwilligendienst teilnehmen dürfen, auch nicht die Vorzüge politischer Bildung und sozialer Inklusion erfahren können. Mit der Novellierung hat der Gesetzgeber 2019 versucht, ein inklusiveres System zu verwirklichen, das benachteiligten jungen Menschen, die bislang vom Vollzeitdienst ausgeschlossen waren, eine Teilnahme am Freiwilligendienst mit einer reduzierten Stundenzahl ermöglicht. Als Zielgruppen wurden insbesondere Menschen mit schweren Behinderungen, mit Migrationshintergrund, mit Kindern sowie all jene, die Angehörige pflegen, ins Auge gefasst. Die Neuorganisation des Freiwilligendienstes sollte zur sozialen Inklusion der genannten Gruppen in die Gesellschaft beitragen, da ihnen fortan etwa die pädagogischen Angebote der Freiwilligendienste offenstanden. Eine Analyse der Hintergründe der Gesetzesänderung sowie der Debatte im Deutschen Bundestag zeigt jedoch deutliche Spannungen zwischen dem programmatischen Anspruch und

seiner Umsetzung.

Die Gesetzesänderung von 2019 erfolgte unter folgenden vier Voraussetzungen. Erstens wurde bereits TeilnehmerInnen über 27 Jahren beim 2011 neu eingeführten Bundesfreiwilligendienst eine Teilzeittätigkeit erlaubt. Zweitens wurde immer wieder kritisiert, dass die TeilnehmerInnen der Freiwilligendienste häufig hochqualifizierte junge Menschen sind und „benachteiligte junge Menschen“ seltener teilnehmen. Drittens haben die Träger und Teilnehmerorganisationen der Freiwilligendienste kontinuierlich die Verwirklichung einer „Anerkennungskultur“ gefordert, was zu einer „nachhaltigen Wertschätzung, Ermutigung und öffentlichen Sichtbarkeit bürgerschaftlichen Engagements“ beitragen sollte. Ihrer Einschätzung nach realisiert die Einführung einer Teilzeitregelung dieses Ziel. Viertens wurde die Möglichkeit der Aussetzung und die Flexibilisierung der Freiwilligendienste, einschließlich diverser Teilzeitmöglichkeiten, von der damaligen Familienministerin Giffey (SPD) als Argument gegen die Einführung einer Dienstpflicht in Stellung gebracht. Damit richtete sie sich gegen Vorschläge aus Teilen der CDU und der AfD, die einen verpflichtenden Dienst als Beitrag für den gesellschaftlichen Zusammenhalt und die soziale Inklusion betrachten.

Vor diesem Hintergrund wurde die Gesetzesänderung von 2019 diskutiert. Die Debatte im Zuge des Änderungsprozesses zeigt, dass soziale Inklusion sehr unterschiedlich interpretiert wurde. Laut Begründung des Gesetzesentwurfs sollte Inklusion einen rechtlichen Rahmen bekommen, um die Teilhabe zu erleichtern – wobei darauf zu achten ist, den Freiwilligendienst von regulären Beschäftigungen, der Berufsausbildung und anderen Formen des Ehrenamts abzugrenzen, so die Fraktionen von CDU/CSU und SPD. Im Antrag der FDP wurde gefordert, dass die Freiwilligendienste auch für Senioren „inklusiver“ werden müssten. Zugleich sollten Jugendliche priorisiert werden:

einerseits mit Blick auf die Jugendbildungspolitik, andererseits mit Verweis auf ihre Rolle in einer alternden Gesellschaft. Die Forderung von Bündnis 90/Die Grünen nach einer umfassenden Inklusion in dem Sinne, dass die Beteiligungsquote so ausgeweitet wird, dass alle BürgerInnen teilnehmen können, erwies sich als nicht mehrheitsfähig. DIE LINKE monierte, dass mit der Gesetzesänderung die anvisierte Verbesserung für benachteiligte Personen nicht erreicht werde, da etwa ein Wechsel von Voll- auf Teilzeit im Gesetz nicht vorgesehen ist. Die Forderung der AfD bestand darin, die – aus ihrer Sicht einseitig linke – Demokratiebildung im Rahmen der Freiwilligendienste politisch neutral zu gestalten.

Abschließend wird im Aufsatz diskutiert, inwieweit die Gesetzesänderung tatsächlich zur angestrebten sozialen Inklusion beigetragen hat, vor welchen Herausforderungen soziale Inklusion in der Engagementpolitik steht und welche Perspektiven es für die Zukunft gibt. Wie verschiedene Träger ein Jahr nach der Novellierung berichteten, sind die Erfolge hinsichtlich der intendierten sozialen Integration überschaubar. Als ein Grund wird der weiterhin unklare Status der Freiwilligendienste genannt: Einerseits werde der Freiwilligendienst mit regulärer Erwerbsarbeit, Ausbildung oder anderen Formen des bürgerschaftlichen Engagements in eine Reihe gestellt. Andererseits soll sich er aber von diesen Aktivitäten unterscheiden. Hieraus ergeben sich unterschiedliche Probleme. Eine stärkere

Flexibilisierung des Freiwilligendienstes etwa, wie von den Trägern (und TeilnehmerInnen) gefordert, würde auf Kosten seiner bildungspolitischen Funktion und dem damit verbundenen Ziel sozialer Inklusion gehen. Eine Stärkung der bildungspolitischen und damit integrativen Aspekte wäre hingegen mit einer weiteren Institutionalisierung, Normierung und Verrechtlichung verbunden. Eine spezielle Behandlung von benachteiligten Teilnehmern, eine Flexibilisierung der Teilnahme oder eine Verkürzung der verpflichtenden Seminartage würde dem entgegenstehen. Hinzu kommt, dass die finanzielle Situation der beteiligten Träger sehr unterschiedlich ist, was die Verwirklichung eines inklusiveren Systems allein durch Veränderungen auf der Gesetzesebene unwahrscheinlich macht. Die Berücksichtigung der besonderen Situation der Zielgruppen bedarf zusätzlicher finanzieller Mittel.

Trotz der genannten Probleme und Defizite erweist sich der Freiwilligendienst als ein dynamisches Politikfeld. Das liegt insbesondere daran, dass aktive und ehemalige TeilnehmerInnen der Freiwilligendienste sowie hauptberuflich Beschäftigte der Träger bzw. der Einsatzstellen zunehmend als eigenständige Lobbygruppe im politischen Prozess auftreten, um die Interessen der Freiwilligen zu vertreten. So soll verhindert werden, dass die Diskussion über soziale Inklusion nicht ohne die Betroffenen bzw. Zuständigen geführt wird.

論文

## 西ドイツにおける自主管理型保育施設「キンダーラーデン」

—68年運動後の新しい幼児保育の思想と実践に関する考察—

川崎 聡史

### はじめに

1960年代後半に世界各国で若者を中心にして盛り上がった抗議運動は、68年運動と呼ばれている<sup>1</sup>。特に西ドイツでこの運動は社会に様々な影響を与えたとされるが、中でも幼児保育に残した遺産については特筆すべきものがある。60年代末の西ドイツでは、「キンダーラーデン (Kinderladen)」と呼ばれる自治的な保育施設が登場した。この施設では、68年運動の活動家が新しい子育てと教育のコンセプトを幼児保育の分野で実践に移そうとした。活動家は、西ドイツの伝統とされた権威主義を強く批判し、より自由な生活スタイルや人間関係を求めた<sup>2</sup>。中でもキンダーラーデンでの保育は、教育観念と親子関係を開かれたものにする刺激になったと一般的には評価されている<sup>3</sup>。

キンダーラーデンの実験的活動は、1970年代から研究の対象になってきた。特に教育学者が、他の保育施設と比較しながらキンダーラーデンの意義を様々に評価してきた。キンダーラーデンを高く評価する研究は、子どもに自由を認める教育方針の重要性を指摘し、そのおかげで子どもはより強い自己肯定感、問題への対処能力、責任感を持つと結論づけている<sup>4</sup>。他方、キンダーラーデンの子どもと他の保育施設で育った子どもの間に大きな差異はないという議論もなされてきた。そもそもキンダーラーデンの理想と現実には乖離があるため、解放的な教育が目指されていても、その目標に大人の振る舞いが対応していないという分析も存在している<sup>5</sup>。

1980年には心理学者ホルスト・ニッケルらのグループが、包括的なキンダーラーデンと他の保育施設の比較研究を行った。ニッケルらは、80年代初頭のキンダーラーデンと他の保育施設の間には、制度面でも親子の態度の面でも大きな差異は見られないと結論付けた。この研究は、キンダーラーデンが目指す教育方針と他の保育施設のそれは必ずしも対立していないと指摘した<sup>6</sup>。

現在、登場から半世紀を経たキンダーラーデンは、ドイ

ツの保育制度に組み込まれており、革新的な施設としてはあまり見なされていない<sup>7</sup>。しかし、68年運動とその遺産に歴史的な関心が向けられるようになると、キンダーラーデンは改めて注目されるようになってきた。近年は、キンダーラーデンが親子個人に長期的に与えた影響を調査することで、オルタナティブな保育施設が存在が個人の規範観念と振る舞い方をどの程度多元的で自由なものにしたのかを検討する研究も登場している<sup>8</sup>。このような研究は、歴史家アクセル・シルトラが指摘する、社会と生活の全領域を民主化・近代化することが呼び掛けられた1960年代末以降の時代の一現象として<sup>9</sup>、あるいは哲学者ユルゲン・ハーバーマースが論じる西ドイツ社会の「根本的リベラル化」の一側面としてキンダーラーデンを理解しようとしていると言えらる<sup>10</sup>。

しかし、このような評価はキンダーラーデンの一側面だけに注目したものである。キンダーラーデンが西ドイツの子育てのあり方を多元的なものにしたとしても、その展開は単線的なものではなかった。例えば、歴史家デートレフ・ジークフリートは、1960年代後半からの左翼オルタナティブ運動にはパラドックスが存在したと指摘している。彼によると、67～77年の「赤い10年間」に活動した一部の活動家は、「リベラル化」をリベラルでも多元的でもない急進的な方法で実行していた<sup>11</sup>。さらに活動家は、家庭や教会や地域共同体のような伝統的な社会関係からの個人の解放を推し進めたものの、同時に私的な問題を政治化したために、新たな運動組織の秩序によって参加者の私生活が拘束されるようになったとジークフリートは論じている<sup>12</sup>。

ジークフリートの指摘は、キンダーラーデンにも当てはまる。しかし、これまでの研究ではキンダーラーデンのリベラルな性質が強調されるばかりで、特に草創期の急進性に焦点が当てられることはほとんどない。そのため本稿では、キンダーラーデン運動の急進的な性質がいかなるものだったのかを明らかにしたい。さらにリベラルでない性質

を持つキンダーラーデン運動が、なぜ幼児保育の多元化に貢献できたのかも検討する。

本稿では、フランクフルト・アム・マインと西ベルリンのキンダーラーデンに注目する。フランクフルトの施設は、最も早い時期に登場したキンダーラーデンであり、精神分析の知見を急進的に実践しようとした。西ベルリンはキンダーラーデンに刺激を与えた新しい保育運動が最初に登場した都市であるとともに、現地の活動家はキンダーラーデンを社会主義革命集団として組織しようとしていた。1960年代末から70年代前半に多くのキンダーラーデンは精神分析の知見の実践や社会主義運動を試みていたため、両都市の施設は当時のキンダーラーデンの典型と言える<sup>13</sup>。

本稿では、ベルリンの議会外反対派文書館(APO-Archiv)で収集した史料、当時の活動家が様々な形で出版した文献、メディアによる報道を参照して、二都市の誕生直後のキンダーラーデンについて検討する<sup>14</sup>。本稿では、まずキンダーラーデン登場の背景を簡単に説明する。次に、フランクフルトと西ベルリンにおけるキンダーラーデンの教育思想と実践を分析する。その後、両都市の運動に対する反応を検討し、草創期のキンダーラーデンの性格について考察する。

## 1 キンダーラーデン登場の背景

キンダーラーデンは西ドイツにおける幼児保育の現状を批判し、オルタナティブを提案する施設として設置された。ベビーブームと女性の社会進出によって保育施設に入りたがる子どもの数が増加したこと、および保育士と設備の不足などによって、1960年代までに保育施設的环境は一般的に悪化していた<sup>15</sup>。狭い施設に押し込められた子どもは、個性をほとんど配慮してもらえず、少数の保育士によって一方的に命令を下されることがあった。このような状況は、子どもの教育にとって悪影響であると批判されていた<sup>16</sup>。

加えて子どもの置かれた環境が悪化している原因は、西ドイツの伝統とされた規律と懲罰と服従を重んじる権威主義的な教育理念にもあると考えられていた。この指摘は、ナチズムとファシズムをドイツで復活させてはならないという問題意識にも関係していた。1966年に哲学者テオドア・アドルノは、講演「アウシュヴィッツ以後の教育」を行い、教育における権威主義について警告した。講演の中で彼は、ファシズム克服のために幼児期から規律を重んじる教育を批判した<sup>17</sup>。アドルノは、「アウシュヴィッツの原理に対抗できる唯一の真の力」として「自律」、「反省と自己決定の力、同調しない力」を挙げた<sup>18</sup>。

これらは68年運動の反権威主義的な活動家が求めていた

ものでもあった<sup>19</sup>。伝統的な権威と社会関係から個人を解放し、自己決定を促すことを目指した活動家は、子どもも生活について自ら決められるようになることを求めた。活動家は保育施設で子どもが一方的に受ける教育を、将来の生活と労働で受ける抑圧のための準備であると批判していた。この準備によって子どもは、服従の重要性を意識に植え付けられ、思考と行動の能力を奪われていると活動家は見ていた<sup>20</sup>。例えば、1969年にキンダーラーデン活動家の教育学者モニカ・ザイファートは、教育現場で「子どもは大人としてコンピュータを正しく使えるようになることを求められ、自分がしていることの意味を問うことは求められない」と非難した<sup>21</sup>。同じくキンダーラーデン活動家の社会学者ルッツ・フォン・ヴェーダーは、「権威主義的な人格を変革するために、資本主義的労働に順応しない教育を行い、自発的に考える力を子どもに身につけさせることが必要」と主張していた<sup>22</sup>。

加えて68年運動の活動家は、自らが育った家庭生活にも反発した。中でも活動家は、家庭における親の権威に批判的だった。ナチズムに順応した経験を持つ年配世代は、活動家にとって教育上の模範になり得なかった<sup>23</sup>。さらに両親は権威を用いて子どもを教育することで、社会に順応する心理的な準備をさせると活動家は考えていた。子どもは、行儀良さや清潔さを教育されることで規範観念を植え付けられ、自らの考えを主張することよりも規律を守ることを優先するようになると見られていた<sup>24</sup>。これは子どもを従順な人格へと洗脳すると活動家は主張した<sup>25</sup>。さらに閉鎖的な「ブルジョア家庭」内の生活は、自律からは最も遠いものであるとされた。精神分析の知見を参照した活動家は、父・母・子どもの三角関係からなる「ブルジョア家庭」を批判した<sup>26</sup>。「ブルジョア家庭」内で母親と子どもは権威を持つ父親に服従し、父親によって抑圧された母親は不満を子どもに対して発散し、子どもは非常に抑圧された状態で生活せざるを得ないと活動家は考えていた<sup>27</sup>。「ブルジョア家庭」の生活において性的な事柄と権威に対する問題提起はタブーにされ、ジェンダー規範に基づく男女の役割分担を守ることと、親子関係の伝統的な秩序を無批判に維持することが求められているとザイファートのような活動家は論じた<sup>28</sup>。このような家庭で育った人物は、他者にも義務を果たすことと規律と秩序を守ることを当然のように要求するという点で潜在的に攻撃的だとされた。この攻撃性は、最終的に「ナチ独裁とジェノサイドの社会心理的な基盤になった」と見られていた<sup>29</sup>。

このような問題意識から活動家は、子どもの自律的な行動能力を高めることと、排他的な家庭教育を乗り越えることを目指していた。そのために彼らは、子どもを「ブルジョア家庭」においてではなく、キンダーラーデンにおいて教育することを求めた<sup>30</sup>。



## 2 フランクフルトにおけるキンダーラーデン

### 2-1 キンダーラーデンの誕生とモニカ・ザイファートの教育思想

最初のキンダーラーデンは、1967年9月にフランクフルト・アム・マインでザイファートが5歳以下の子ども5人を集めて設立した施設であるとされる。ここでザイファートは、68年運動の反権威主義思想と性的解放の思想に影響を受けた教育を行った。彼女は、心理学者アレクサンダー・ミッチャーリヒの娘で、社会主義ドイツ学生同盟（SDS以下、SDSと略記）の連邦幹部会メンバーだった<sup>31</sup>。彼女はアドルノの教え子であり、家庭における権威主義の問題についてアドルノ、マックス・ホルクハイマー、エーリヒ・フロムらを手がかりに研究した<sup>32</sup>。

ザイファートは、1960年に政治学者ユルゲン・ザイファートと結婚し、64年に娘のアナを産んだ。西ドイツの保育の状況を憂慮し、娘のために「抑圧のない」教育を求めているザイファートは、設立したキンダーラーデンを67年12月にフランクフルト・フリー・スクールに発展させた<sup>33</sup>。68年4月に彼女は、エッシャースハイマー・ラント通りの建物に移動し、保育士一人につき5～8人の子どもを担当させることで個人の要求と個性にきめ細やかに配慮することを目指す教育を始めた<sup>34</sup>。

ザイファートは、フランクフルト・フリー・スクールでの教育構想を、ホルクハイマーの影響を受けて反権威主義教育と名付け、三つの原則によって説明した<sup>35</sup>。

反権威主義教育の最初の原則によると、子どもは自由に要求を表明しながら自らを制御することができることとされた。ザイファート曰く、西ドイツの教育は子どもの要求を抑えることに重点を置いていた。彼女は、子どもが求めるものを与えることは社会の資源量が限定されているために不可能であると一般的に考えられていると述べた。そのため教育の原理は、子どもの要求を認めることではなく、それを抑圧することになっていると彼女は指摘した。ザイファートはこの教育を拒否し、子どもは自律した人格であり、自らの要求を現実とすり合わせながら実現できると論じた<sup>36</sup>。

こうした教育思想をザイファートは、アレクサンダー・S・ニールの教育実験に刺激を受けて展開した。ニールは、1883年にスコットランドで生まれた教育者であり、サマーヒル・スクールによって知られていた。サマーヒル・スクールは、1921年にドレスデン近郊で設立され、現在はイギリスで存続している教育施設である<sup>37</sup>。ニールは、5～17歳の子ども100人あまりを集めて実験的な教育を行った。子どもは生まれながら善良で学ぶ意志を持つため、個人の能力を開花させるには、生活を自分で決める自由を認める教育が有効であると彼は考えていた。強制と圧力による教

育は子どもを自己疎外に至らせるが、代わりに自由な行動を認める教育方法なら子どもの創造性を養えるとニールは主張した。それゆえサマーヒル・スクールの生徒は、広範な自己決定を認められた。授業参加は生徒の自由意志に委ねられ、宿題や点数評価が存在しなかった<sup>38</sup>。校則は毎週の生徒総会で議論され、必要なら修正された。他方、共同生活が重視されたため、生徒は校則を遵守することが必要だった<sup>39</sup>。

ニールの学校は、第一次世界大戦後に伝統の社会的拘束力が緩んだドイツで行われた多くの教育実験のひとつだった。彼の試みが1920年代には大きな注目を集めることはなく、ドレスデン近郊の学校は資金難ですぐにオーストリアへと移転した。ニールは自らの教育に関する報告を60年に英語で、65年にドイツ語で出版し、この本は69年にドイツ語の新装版が発売されて、西ドイツで約60万部を売り上げた<sup>40</sup>。ニールによる子どもの自律性を尊重する教育理念は、権威主義的な教育に対するオルタナティヴを求めている60～70年代の若い左翼活動家に好意的に受け入れられた<sup>41</sup>。

ザイファートは、ニールの教育実践を学ぶために、1966年冬学期にイギリスに滞在した。帰国したザイファートは、ニールの理論に依拠してフランクフルト・フリー・スクールにおける教育思想を編み出したと語っている<sup>42</sup>。

反権威主義教育の第二の原則は、子どもは機能主義的に、恐れと罪悪感を持たずに必要なことを要求できるようになるべきというものだった。必要なものを要求する際に、子どもは大人の反応に不安を感じるべきではないとされた。ザイファートによると、伝統的に教育とは大人が権威主義的に子どもに報酬を与えたり、罰したりすることであるとされてきた。この教育は、大人の権威と承認にすがりつつ不安を感じながら行動するように子どもを仕向け、自律性を奪うと彼女は主張した。その代わりに、子どもの行動原理は大人への不安に基づくものではなく、機能主義的なものであるべきだと彼女は論じた。例えば、子どもが喧嘩を止める理由は、大人に褒められたり怒られたりしないようにするためではなく、喧嘩する限り誰も遊べないことを理解したからでなければならないとザイファートは考えた。子どもは、叱責を恐れて大人に対して神経質になるべきではなく、共同体の対等な構成員として他人の顔色を伺うことなく自律して必要なことを要求するべきだとされた<sup>43</sup>。

ザイファートは、性的な要求も子どもは抵抗を感じずに主張するべきであると強調した。こうした考えをザイファートは、ヴィルヘルム・ライヒの研究から得ていた。フロイトの弟子のライヒは、1920～30年代に活動した精神科医である<sup>44</sup>。彼は、家父長的社会で行われるセクシャリティの抑圧は、精神的な病と権威主義的人格の原因であると見ていた。彼は、性的欲求を規範によって抑圧するの



はなく、自ら制御しつつ積極的に充足することで、権威主義的でない解放的な人格を生み出すことを求めていた<sup>45</sup>。

ライヒの精神分析の理論はヴァイマル期には異端だったが、68年運動の「性革命」やニールを含む様々な教育者に影響を与えた<sup>46</sup>。ザイファートは、彼の理論を積極的にキンダーラーデンで実践しようと試みた。彼女は、社会が「性的な事柄や快楽に対して根本的に敵対的」で、大人が「セクシャリティに対して機能不全な関係」を持っているせいで、本来は多様なはずの子どものセクシャリティが抑圧されて、規範に順応する権威主義的人格に子どもが育っていると考えていた<sup>47</sup>。そのため彼女は、子どもの性的な行動を容認し、ジェンダー規範を排除することで権威から自律した人格を育てようとした<sup>48</sup>。

反権威主義教育の第三の原則は、学びは子どもの問いから出発するべきであるというものだった<sup>49</sup>。子どもは保育士と大人から一方的に教育されることで、社会に順応する人物に育てられるべきではないとされた。大人は子どもが旺盛な知識欲を持つことを認識し、多様な刺激を与えて学ぶ意欲を伸ばすべきだとザイファートは論じた。彼女は、大人が子どもに全く関わらない自由放任主義的な教育も否定した<sup>50</sup>。

ザイファートは、大人が決めた計画に沿って教育することを避け、子どもが学習内容を決定できるあり方を目指した。その理由として、資本主義的な生産様式が個人の要求を無視して労働を強制する問題点を彼女は指摘した。子どもは、自由意志を無視したカリキュラムを学校で受け入れる経験をする中で、疎外された資本主義的な労働に順応する準備をさせられると彼女は考えていた。代わりにザイファートは、子どもの意向を尊重した教育を行う重要性を強調した。もし子どもが読書をしたがらなければ、保育士はそのことを理解して話し合っただけで学習内容を変更すべきとされた<sup>51</sup>。

## 2-2 ザイファートの教育に対する反応

全体としてザイファートの教育は、既存の教育に対するオルタナティブとして見られ、外部から比較的肯定的な評価を受けた。1969年12月1日夜にドイツ公共放送局連盟(ARD)が、キンダーラーデンの特集番組『不服従のための教育』を放映した。北ドイツ放送(NDR)の監督ゲアハルト・ポットが制作したこの番組で、ザイファートのキンダーラーデンは比較的肯定的に扱われた。インタビューを通じてポットは、彼女の方針には将来の新しい教育の方向性を示す要素があるとした<sup>52</sup>。

ポットの番組を通じてキンダーラーデンは、他のメディアからも評価された。ポットの報告によると、全国で21の新聞と雑誌が番組について報道した<sup>53</sup>。特に日刊紙『ハンブルガー・アーベントブラット』は、キンダーラーデンを

「若者による歓迎すべきイニシアティブ」として報じた<sup>54</sup>。『デア・シュピーゲル』誌は、西ドイツの幼児保育が抱える問題への対応としてキンダーラーデンを評価した<sup>55</sup>。

ザイファートの教育方法は参加者からも基本的に支持を得ていたものの、大人の振る舞いを徹底的に見直し、キンダーラーデンの基準に従って行動することを求めたため、親たちの間に抵抗が存在した<sup>56</sup>。大人が内面化している権威主義的な教育観念を捨てて、子どもに自ら考えて行動を決める機会を与えることをザイファートは親たちに要求した。例えば、もし子どもが冬にセーターを着ることを嫌がるなら、大人は着用を権威によって強制するのではなく、子どもが風邪を引くかもしれないという現実を自ら経験し、その上でセーターの必要性を自分で理解すべきだとされた。このように子どもが自発的に学ぶまで大人が辛抱強く待つことは、子どもが自律した人格に成長する前提だとザイファートは論じた。しかし、子どもに自分の要求が実現できるかをいちいち試させることは、時間がかかることから親たちを苛立たせたり、不安がらせたりすることもあった<sup>57</sup>。

さらに子どもへの性教育は、親たちの間で抵抗を生んだ<sup>58</sup>。子どもの性的要求を大人が無視することは子どもの性的抑圧につながるため、子育てを通じて大人も自他のセクシャリティによく向き合うべきであるとザイファートは主張した。大人がキンダーラーデンにおける子育てを通じて、自らのセクシャリティ観念を相対化することをザイファートは求めた<sup>59</sup>。しかし、参加者のヴィルマ・アデン＝グロスマンの回想によると、このような要求は親たちを戸惑わせるとともに、大人がどの程度自らのセクシャリティに向き合うべきか、および子どもの性的行動をどこまで認めるべきかについて参加者の間で意見対立があった<sup>60</sup>。特に子どもの性的な関心が大人に向いた場合、親たちは非常に不安になったため、ザイファートは参加者と性教育の目的について議論することを迫られた<sup>61</sup>。

加えてザイファートの教育思想は優れていても、理想と現実のギャップはなかなか埋まっていなかったという参加者の不満も記録されている。ほとんどの親はザイファートほど教育に高い意欲を持つわけではないため、両親の協力には限度があり、大人の行動の見直しは不十分だったとされる。さらにキンダーラーデンでザイファートの思想を実践する余裕があまりないことも参加者の不満の種だった。1969年2月時点でフランクフルト・フリー・スクールには20人ほどの子どもが通っていたが、この人数が自由に活動するには建物が狭すぎるという意見も見られた。また参加者の教育的理解にも温度差があった。子どもが何か遊びを始めようとする、大人は安全性や時間といった様々な理由で口を出すことが多かった。こうした介入は、いずれに

せよ子どもにとっては規律であるという意見が参加者から出され、活発に議論された<sup>62</sup>。

### 3 西ベルリンにおけるキンダーラーデン

#### 3-1 コミューンIIからキンダーラーデンへ

キンダーラーデンは、ザイファートのように個人の変革に重点を置いた施設ばかりではなかった。特に西ベルリンの活動家は、私生活と子育ての問題を政治活動と一体化させることで、社会変革を直接目指す政治組織としてキンダーラーデンを捉えていた<sup>63</sup>。このことは、政治的なものと私的なものとの境界線を無くし、人間の生活全体を新たに編成しようとしたという点で、68年運動の反権威主義的な問題意識を反映していた<sup>64</sup>。

西ベルリンで新しい幼児教育を最初に行おうとしたのは、1967年8月に設立されたコミューンIIだった。68年運動期には市民的な生活様式を拒絶する多くの生活共同体コミューンが結成されたが、中でもコミューンIIはコミューンIに次いで有名だった<sup>65</sup>。

コミューンIとコミューンIIは、左翼グループ「転覆活動」に近い活動家によって設立された。両グループの参加者は、1966年11月にSDSのディーター・クンツェルマンが発表した「大都市における革命的コミューン設立についてのメモ」に賛同していた。クンツェルマンは、「ブルジョア家庭」内で個人が抑圧されることにより、自律した自我を確立できない権威主義的人格が生まれるというアドルノの分析を参照していた<sup>66</sup>。抑圧の克服のためにクンツェルマンは、結婚生活と家族構成員相互の「ブルジョア的依存関係」を廃止することを求めた。そのために中国の人民公社を参考にしたコミューンで集団生活を行うことを彼は主張した。人民公社は大躍進政策時に毛沢東によって推進されたプロジェクトだが、これをクンツェルマンは伝統的な家庭生活を代替する反資本主義的な生活共同体として見ていた<sup>67</sup>。

クンツェルマンの主張に共感した人々は、1967年1月にコミューンIを、同年8月にコミューンIIを結成した。SDSのヤン＝カール・ラスペら7人の成人男女が設立したコミューンIIは、コミューンIよりも政治的な性格が強かった。参加者は労働、消費、余暇など生活に関わるあらゆる活動を共同で行うことで資本主義を拒絶し、社会主義者に生まれ変わることを目指していた。コミューンIIは子どもの教育にも取り組んだ。コミューンIIには片親しかいない3歳児と4歳児が一人ずつ参加させられていたため、この子どもたちが新しい教育の最初の対象になった<sup>68</sup>。

1968年1月には西ベルリン初のキンダーラーデンが設立された。設立を主導したのは、ヘルケ・ザンダーら女性の

学生活動家だった<sup>69</sup>。SDS活動家ザンダーのイニシアティブで「女性解放のための活動評議会（以下、活動評議会と略記）」が設立された。活動評議会とコミューンIIの間では人的交流が多く、教育理念に共通点があったため、両グループは68年4月末から協力して子育てをするようになった<sup>70</sup>。活動評議会のキンダーラーデンでも、フランクフルトと同じく子どもに自由を認める教育が行われていた。ただ活動評議会は、フェミニストの立場から共同で子どもの世話をすることで母親の学業と職業のための時間を確保し、女性の自己実現を促すことに重点を置いていた<sup>71</sup>。

#### 3-2 社会主義的なキンダーラーデンの思想

他方、成人女性の自己実現よりも子どもの教育を通じた直接的な社会変革という目標を重視したがる活動家もいた。その一人が、ベルリン自由大学の教育学者ラインハルト・ヴォルフだった。彼は2歳の子どもを育てており、活動評議会に参加していた。1968年8月10日に彼はヴェーダーとともに「社会主義キンダーラーデン中央評議会（以下、中央評議会と略記）」を結成し、新たな幼児教育を行うためのキンダーラーデンを設立した<sup>72</sup>。

ヴォルフらの中央評議会はコミューンIIから影響を受けて、共同生活を行う政治組織としてキンダーラーデンを理解していた。コミューンIIは1968年夏に活動方針や生活習慣をめぐる対立で解散したが、このプロジェクトが短命に終わった理由を、子育てやジェンダーなどの私的問題を中心にし、政治運動をなおざりにしたためだと中央評議会系の作家グループは論じた<sup>73</sup>。中央評議会は、北京系のドイツ共産党・マルクス・レーニン主義（KPD/ML）を支持する参加者を抱え、フェミニズムよりも毛沢東主義による社会主義教育を重視し、活動評議会の方針を批判した<sup>74</sup>。

組織として中央評議会はザイファートと同じ問題意識を持ち、ニールや1920年代にモスクワ近郊で子どもに自由を認める教育を行ったヴェーラ・シュミットを参照し、ザイファートが行ったような反権威主義教育を高く評価していた<sup>75</sup>。他方、中央評議会はニールらの政治性の低さを批判した。中央評議会系の作家グループはニールが主張したような、外部の抑圧から自由な環境で子どもに自己決定の経験を積ませることの必要性に賛同していたものの、それだけでは不十分であると考えていた。「個人の解放を目指す教育が、階級全体を解放する社会主義運動に直接結びつかなければ、真に人間を解放することにはならない」と作家グループは論じた。このグループは、サマーヒル・スクールが社会主義的でないと、次のように批判した。ニールの教育には、「すでに中立性を賛美する危険性がある。社会主義の意識は党派性を必要とする。そして[ニールの教育は：筆者註] サマーヒルの『孤島』において作ら

れた、言葉巧みに信じ込まされた『明るい世界』に過ぎない危険がある』<sup>76</sup>。さらに中央評議会の機関紙は、サマーヒル・スクールやシュミットの保育施設に参加できる子どもが中間層以上の家庭出身であることを指摘した。その子どもは、両親の経済的余裕のおかげで元々紛争のない世界に生きているだけであり、実際に社会で生きる能力は低いと機関紙は論じた<sup>77</sup>。この問題を解決するためにキンダーラーデンは、将来的に社会の矛盾に立ち向かう政治運動を行う能力を子どもに身につけさせる教育を行わなければならないと中央評議会は海賊版書籍の中で主張した<sup>78</sup>。

全体として中央評議会は、キンダーラーデンで反権威主義教育を発展させた教育を行う必要があると考えていた。キンダーラーデンの目標は「ヴェーラ・シュミットとニールを模範として受け入れつつ、権威主義的・独占資本主義的システムに対抗して、子どもに自らの利益の急進的な擁護と実現」をさせることであり、そのためにキンダーラーデンは、「体制を攻撃できる政治教育へと移行しなければならない」とされた。この政治教育の最良の形態は「プロレタリア的教育であり、社会的支配と抑圧を社会の根本から解消できる運動と結びついた、全面的な人間の養成を現実のものにするはずである教育」だと中央評議会は全体として論じた<sup>79</sup>。

この「プロレタリア的教育」とは、どのようなものだったのだろうか。その本質は、子どもが幼いうちから「ブルジョアジー」の影響を受けることを避けるために、家庭内ではなく、資本主義社会から切り離されたキンダーラーデンのコミュン内部で、子どもを教育することだとされた<sup>80</sup>。中央評議会のキンダーラーデンでは、子どもが関わる事が社会主義的なもので置き換えられたり、社会主義思想によって解釈し直されたりした。例えば、子ども向けの話は童話ではなく、南ベトナム解放民族戦線やホー・チ・ミン、毛沢東やクンツェルマンのような左翼運動とその指導者の歴史を分かりやすくしたものであるべきだと中央評議会系の作家グループは主張した。さらに資本主義による搾取と抑圧について早い時期から子どもに教えること、および体制に対抗する訓練としてデモごっこを行うことを求めた<sup>81</sup>。加えて作家グループは、子どもが料理をすることで生産物として食事を理解し、生産活動に関するイメージを早い時期から身につけることを目指した<sup>82</sup>。

社会主義的なキンダーラーデンも子どもの性教育に取り組もうとした。セクシャリティの抑圧は、子どもにとって人間的な自由と要求の充足を妨げられる最初期の経験のひとつであり、権威主義的人格の出発点になると全体として中央評議会は考えていた<sup>83</sup>。ただ中央評議会の作家グループは、性的抑圧のメカニズムに反資本主義的な解釈を施した。このグループによると、子どもも性的要求を持っているものの、それを主張すると大人は子どもが社会化を

拒否していると理解してしまう。子どもは大人による禁止に反抗するが、教育者の圧倒的な力によって敗北し、無意識にセクシャリティと汚さを結びつけて抑圧してしまうとされた。そうして強制的に押さえ込まれた要求が昇華された結果、攻撃的な言動につながると作家グループは主張した。この攻撃性は、資本主義社会では侵略戦争と人種差別、合理化と技術的進歩につながると作家グループは論じた。このグループによると、この進歩は商品の過剰生産と飽和状態をもたらすため、資本家は市場を操作することで不要なものを購入するように消費者を誘導し、生産状況に順応させていた。こうしてさらに人間が抑圧されると作家グループは述べた<sup>84</sup>。

一般的に中央評議会は性教育をザイファートよりも直接的に政治活動に結びつけようとした。1969年4月に中央評議会の活動家は、フランクフルトで開かれたSDS代表者会議に参加し、子どもの性的解放について議論した。会議では「プロレタリア的教育の起点は、幼児期から性的・政治的タブーを打破することにある。なるべく早い時期に抑圧の社会的原因に関して子どもを啓蒙することが重要であり、抑圧の根本を子どもが適切に批判できるような活動を行う」と決議された。しかし、単に子どもに性的自由を認めることで社会的な拘束から解放することは、「ブルジョアの特権」であり、それだけで満足してはならないと中央評議会の活動家は論じた<sup>85</sup>。ヴェーダーは労働者の子どもが要求を自由に表明しても、生産過程での搾取と抑圧に対抗する準備をしなければ意味がないと訴えた<sup>86</sup>。

### 3-3 社会主義的な教育に対する反応

中央評議会のキンダーラーデンは、政治運動を直接志向したことから、ザイファートの施設よりも多くの要求を参加者に出したため、キンダーラーデン内外からしばしば強い反発を受けた。

中央評議会のキンダーラーデンは、ザイファートの施設よりも大きな注目と批判をマスメディアから受けていた。1969年12月のポットによる番組では、西ベルリンのキンダーラーデンも取り上げられた。ポットは、中央評議会のキンダーラーデンをザイファートの施設と同じように幼児保育の状況悪化に対する市民の自発的な対応として扱ったものの、次のように批判した。「カトリックの幼稚園の子どもが聖書の語句を学び祈ることを促されているように、4歳児が恭しく『毛沢東語録』を暗唱できるようにならない限りキンダーラーデンもいくつか存在する。両方の場合で洗脳が行われている。つまり子どもは、無批判に教育者のイデオロギーを受け入れることを強制されている」<sup>87</sup>。

加えて中央評議会のキンダーラーデンは、様々な新聞と雑誌によって報道された。特に1969年2月の『シュテル



ン』誌の記事「ドイツで最もわんぱくな子どもたち」は、中央評議会に衝撃を与えた。この記事はキンダーラーデンで子ども同士の性的な嫌がらせが横行していると主張した<sup>88</sup>。記事は西ベルリン市政府にも衝撃を与え、既に進んでいたキンダーラーデンへの資金援助に関する交渉に悪影響を及ぼした<sup>89</sup>。中央評議会は、弁護士のホルスト・マラーとオットー・シリーを通じて『シュテルン』誌に損害賠償を請求することを検討した<sup>90</sup>。最終的に2月26日に中央評議会は、編集部に押しかけて抗議したが、そのせいでかえって様々なメディアが、キンダーラーデンを批判的に報道した<sup>91</sup>。

中央評議会のキンダーラーデンでは参加者の合意形成に基づいた運営が目指されていた。毎週の会合で活動家と親は、施設の立地や内装、資金調達の方法、機関紙の編集などについて積極的に議論していた<sup>92</sup>。ヴォルフら活動家は、定期的に行政との交渉や政治運動の経過を詳細に報告し、活動への協力を親に求めていた<sup>93</sup>。

活動家と親の距離が近いことで、しばしばキンダーラーデンは親の私生活へと強く介入した。コミュニオンIIに影響を受けていた中央評議会は、キンダーラーデンは単なる保育施設ではなく、親を政治的に教育する場でもあるべきだと主張した<sup>94</sup>。ヴォルフとヴェーダーは、大卒者が多いキンダーラーデン参加者に「ブルジョア的」価値観を克服し、「新しい人間」へと生まれ変わることを求めた<sup>95</sup>。そのために二人は、労働者地区にキンダーラーデンを設置し、参加者が労働者の親子と触れ合うことが重要だと考えていた<sup>96</sup>。その結果、参加者の反対を押し切って、キンダーラーデンは西ベルリンのシェーネベルク地区からクロイツベルク地区フィヒテ通り15番地に移転された<sup>97</sup>。

さらに中央評議会は、親に「正しい革命的な職業」に就くことを求めた。親が現在の仕事を辞めて工場で労働者とともに働き、そこで「工場キンダーラーデン」を設立することと、学生は学術研究をやめて教育学を専攻し、教員として義務教育課程で働くことで体制内部から社会を変革することを中央評議会は要求していた<sup>98</sup>。

参加者の生活に配慮していなかったヴォルフらの政治的要求は強い反発を受けた。施設の移転と参加者の職業をめぐる対立の過程で、一部の参加者がキンダーラーデンを抜けて別の施設に子どもを預けることを選び、組織は分裂した<sup>99</sup>。これによってキンダーラーデン自体の解散が議論になったものの、保育施設自体は必要だったため、実際に廃止されることはなかった。代わりに両親の会合は1971年から週一回から週二回に増やされ、参加者は運営方針についてよく話し合うことになった。活動家は親からの批判に応じて、新たにやってくる参加者に政治信条に関する特別な要求を出さないことに合意した。親が広く参加する会合では、毎日の運営に関する議論が主になり、政治的な教育コ

ンセプトについての話し合いは進まなかった。このことに関して中央評議会系の作家グループは、親たちに不満を持ち続けた<sup>100</sup>。活動家の当初の意図とは異なり、70年代半ばまでに多くのキンダーラーデンは政治的性格を弱めていった<sup>101</sup>。

## おわりに

キンダーラーデンは、1967～68年に若い左翼活動家によって設立された自治的な保育施設だった。キンダーラーデン運動は、60～70年代の西ドイツにおける保育施設の不足問題を解決するための市民による自発的な試みであると同時に、従来の権威主義的な教育へのオルタナティブを提案する活動でもあった。

68年運動の活動家は、規律と秩序への服従を子どもに求める教育を批判し、それに代わるものとして反権威主義教育を主張した。特にフランクフルトのザイファートは、フランクフルト学派やライヒ、ニールなどに影響を受けて反権威主義教育を体系化しようとした。反権威主義教育は、広範な行動の自由を認めることで、子どもを権威に単に服従しない、自律した自己決定ができるような人格に育てることを目指した。

他方、西ベルリンの運動はより強く政治活動を志向した。西ベルリンで反権威主義教育を最初に掲げたコミュニオンIIは、私生活と政治運動を一体化しようと試み、共同生活を通じて参加者を積極的な社会主義者にすることを目指していた。コミュニオンIIに影響を受けたのが、社会主義キンダーラーデン中央評議会だった。中央評議会は反権威主義教育を支持しつつ、その政治的な中立性を批判し、毛沢東主義的な教育を行うことを目指した。中央評議会は、新しい教育と資本主義社会の転覆は一体であるとみなし、個人の変革を社会の変革に直接結びつけようとしていた。さらに中央評議会は、子どもだけでなく大人も政治教育を受け、社会主義者に生まれ変わることを求めた。

フランクフルトと西ベルリンのキンダーラーデンは、運動内外から様々な反応を受けた。ザイファートの教育方針は、キンダーラーデン内外で比較的評価され、西ドイツで支配的な教育観念へのオルタナティブとして一部のマスメディアからも認められていた。ただし、参加者に教育と生活に関する観念の徹底的な見直しを求めていたため、キンダーラーデン内部でザイファートの教育方針はしばしば反発を受けた。中央評議会のキンダーラーデンは、マスメディアから批判的に報道されていた。報道に中央評議会の活動家は時に実力で抗議した。加えて中央評議会は政治的要求を優先したため、ザイファートよりも強く親の生活に介入して参加者の分裂を招いた。

全体としてキンダーラーデンの教育思想は、西ドイツで



支配的な教育観念に対する明白なオルタナティブだったと評価できよう。キンダーラーデンは規律と秩序を重視する旧来の教育に対して別のあり方を提示しようとした。キンダーラーデンは規模こそ小さかったものの、ユニークな教育を行うことでマスメディアに取り上げられて保育のあり方のひとつとして認知された。キンダーラーデンは独自の急進的な教育を実施し、公共空間で認知されることで、西ドイツの幼児保育を多元化することに貢献したと評価できる。

同時にキンダーラーデンは、西ドイツ社会で一般に求められたものとは別の規律と秩序を参加者に守らせようとしていたことも指摘できる。キンダーラーデン活動家は、新しい秩序を生み出すような多くの要求を出していたため、しばしば参加する親たちから反発を受けたり、彼らを困惑させたりしていた。このことから冒頭のジークフリートの指摘にあるように、キンダーラーデンは68年運動後の多くの運動と同じく、社会の「リベラル化」をリベラルでない方法で行い、参加者の私生活を強く拘束するものだったと評価できよう。

ただキンダーラーデン内の新たな秩序は、活動家が一方的に決めて無条件に遵守することを参加者に求めるようなものではなかった。活動家は参加者の要求に向き合うことを余儀なくされたように、キンダーラーデン内には教育方針を活動家と参加する親たちが議論し、修正する機会が存在していたことも指摘できる。このことも西ドイツの幼児保育の多元化を促す要素だったと言えよう。

本稿は、キンダーラーデン運動を個別事例として取り上げて検討し、68年運動以降の左翼オルタナティブ運動に関して総合的な理解を提示するものである。つまり、本稿は運動の持つ多元化作用が急進的な要素と共存していたことを指摘する。この指摘は他の左翼オルタナティブ運動にも当てはまることも想定できようが、この点の検証は今後の課題としたい。本稿のような研究の方向性は、左翼オルタナティブ運動に関してリベラル性や急進性のどちらかを強調する解釈ではなく、より多面的な理解を提供するものになろう。

<sup>1</sup> 井関正久『ドイツを変えた68年運動』白水社 2005年 9頁。

<sup>2</sup> Doering-Manteufel, Anselm, „Westernisierung. Politisch-ideeller und gesellschaftlicher Wandel in der Bundesrepublik bis zum Ende der 60er Jahre“, in: Lammers, Karl Christian u.a. (Hg.), *Dynamische Zeiten. Die 60er Jahre in den beiden deutschen Gesellschaften*, Hamburg 2000, S. 311.

<sup>3</sup> Mauritz, Miriam, *Emanzipation in der Kinderladenbewegung. Wie das Private politisch wurde*, Frankfurt a.M. 2018, S. 181f.

<sup>4</sup> キンダーラーデンを肯定的に評価する研究事例については次の文献を参照。Dolezal, Ulrike, *Erzieherverhalten in Kinderläden*, Wiesbaden 1975; Henningsen, Franziska, *Kooperation und Wettbewerb*.

*Antiautoritäre und konventionell erzogene Kinder im Vergleich*, München 1973.

<sup>5</sup> キンダーラーデンをあまり評価しない研究事例については次の文献を参照。Bierhoff-Alfermann, Dorothee/Höcke-Pörzgen, Brigitte, *Kindererziehung aus der Sicht von Eltern zweier antiautoritärer und evangelischer Kindergärten. Eine Erkundungsstudie*, in: *Zeitschrift für Entwicklungspsychologie und Pädagogische Psychologie*, Nr. 6, 1974, S. 139-145.

<sup>6</sup> Nickel, Horst u.a., *Erzieher- und Elternverhalten im Vorschulbereich*, München 1980.

<sup>7</sup> 2004年時点でドイツの保育施設の14%は、キンダーラーデンのような親による自主管理施設だった。Staatsinstitut für Frühpädagogik (Hg.), *Forschungsprojekt Trägerqualität. Ergebnisbericht zur Bundesweiten Befragung von Rechtsträgern im System der Tageseinrichtungen für Kinder-Berichte 13/2004*, München 2004, S. 35.

<sup>8</sup> Göddertz, Nina, *Antiautoritäre Erziehung in der Kinderladenbewegung. Rekonstruktive Analysen biographischer Entwürfe von Zweigenerationen-Familien*, Dortmund 2018; Heyden, Franziska, *Die lebensgeschichtliche Bedeutung des Kinderladens. Eine biographische Studie zu frühkindlicher Pädagogik*, Rostock 2018.

<sup>9</sup> Schlidt, Axel/Schmidt, Wolfgang, Einleitung in: Schlidt, Axel/Schmidt, Wolfgang (Hg.), *„Wir wollen mehr Demokratie wagen.“ Antriebskräfte, Realität und Mythos eines Versprechens*, Bonn 2019, S. 15.

<sup>10</sup> Habermas, Jürgen, *Die nachholende Revolution*, Frankfurt a.M. 1990, S. 26.

<sup>11</sup> ここでは「リベラル化」を、社会が多元化しつつ、その多元性の価値が一般に認められるようになる現象として理解する。若い左翼活動家の運動が活発化した1967～77年の時期を指す「赤い10年間」については次の文献を参照。Koenen, Gerd, *Das rote Jahrzehnt. Unsere kleine deutsche Kulturrevolution 1967-1977*, 5. Aufl. Frankfurt a.M. 2011, S. 9.

<sup>12</sup> Siegfried, Detlef, 1968. *Protest, Revolte, Gegenkultur*, Ditzingen 2018, S. 231f.

<sup>13</sup> 1969年4月にフランクフルトで開かれた会議には、西ドイツ10都市と西ベルリンのキンダーラーデン代表者が集まり、運動の状況について議論した。この会議では精神分析の知見と社会主義運動の関係が重要な議題になった。„Frankfurter Diskussionen“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>14</sup> 草創期のキンダーラーデンは、ローカルで小規模な保育施設であるため、その活動を具体的に記録した文書館史料は少ない。史料の少なさを補うために本稿では、活動家が出版した文献も重要な史料として扱った。活動家は、運動の理念の普及とキンダーラーデンの運営資金調達のために積極的に出版活動を行なった。さらに活動家は、海賊版書籍を販売していた。これは、キンダーラーデンと反権威主義教育の先駆者とされた思想家のテキストとそれに関する活動家の議論を収録している独特の史料であり、本稿でも参照した。海賊版書籍には、書誌情報の末尾に(海)と記す。

<sup>15</sup> Reichardt, Sven, *Authentizität und Gemeinschaft. Linksalternatives Leben in den siebziger und frühen achtziger Jahren*, Berlin 2014, S. 722f.

<sup>16</sup> Seifert, Monika, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, in: Seifert, Monika/Nagel, Herbert (Hg.), *Nicht für die Schule leben. Ein alternativer Schulversuch freie Schule Frankfurt*, Frankfurt a.M. 1977, S. 11.

<sup>17</sup> Adorno, Theodor W., *Erziehung zur Mündigkeit. Vorträge und*

*Gespräche mit Hellmuth Becker 1959-1969*, Frankfurt a.M. 1970, S. 94.

<sup>18</sup> Ebd., S. 97.

<sup>19</sup> ミュラー、ヤン＝ヴェルナー（板橋拓己／田口晃監訳）『試される民主主義—20世紀ヨーロッパの政治思想』下巻 岩波書店 2019年 96-97頁。

<sup>20</sup> N.N. *Berliner Kinderläden. Antiautoritäre Erziehung und sozialistischer Kampf*, Berlin 1970, S. 219f.

<sup>21</sup> Seifert, Monika, „Eine progressive Antwort. Der antiautoritäre Kindergarten“, in: *Publik*, 14. März 1969.

<sup>22</sup> Werder, Lutz von, *Von der antiautoritären zur proletarischen Erziehung*, Frankfurt a.M. 1972, S. 11f.

<sup>23</sup> Reichardt, a.a.O., S. 744.

<sup>24</sup> „3) Das pädagogische Konzept“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>25</sup> N.N. *Berliner Kinderläden*, S. 133.

<sup>26</sup> „Von der antiautoritären Erziehung zur sozialistischen Erziehung“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>27</sup> „Kurze Darstellung über die Entwicklung des Aktionsrates der Frauen“, 00000112, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger) 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>28</sup> Seifert, Monika, „Bangemachen gilt nicht mehr“, in: *Publik*, 2. Jan. 1970.

<sup>29</sup> Reichardt, a.a.O., S. 741.

<sup>30</sup> „II. Zur Situation der Kinderläden“, in: *KL-Info*, Nr. 1, 22. Jan. 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>31</sup> SDS は、1946～70年にかけて西ドイツで活動した学生組織である。SDS は、ドイツ社会民主党 (SPD) の学生組織として設立されたものの、50年代から党の方針に反抗することが増えたため、61年までに SPD から関係断絶を宣告された。その後、ルディ・ドゥチュケのような著名な学生運動指導者が参加し、SDS は影響力を強めた。しかし、68年運動の急進化と衰退に伴い、組織内で分裂傾向が高まり、70年に SDS は解散を宣言した。Fichter, Tilman, *SDS und SPD. Parteilichkeit jenseits der Partei*, Opladen 1988, S. 269.

<sup>32</sup> Aden-Grossmann, Wilma, *Der Kindergarten. Geschichte - Entwicklung - Konzepte*, Weinheim/Basel 2011, S. 143.

<sup>33</sup> Seifert, Monika, *Kinderschule Frankfurt*, in: Höltershinken, Dieter (Hg.), *Vorschulerziehung. Eine Dokumentation*, Freiburg 1971, S. 159f.

<sup>34</sup> Seifert, Monika, Kann die Kinderladenbewegung einen allgemeingütigen Beitrag zur Frage von Möglichkeiten kindlicher Autonomie leisten?, in: Seifert/Nagel (Hg.), a.a.O., S. 36;

<sup>35</sup> Horkheimer, Max, *Studien über Autorität und Familie. Forschungsberichte aus dem Institut für Sozialforschung. Schriften des Instituts für Sozialforschung*, Bd. 5., Paris 1936, S. 197; Seifert, *Kinderschule Frankfurt*, S. 163-167.

<sup>36</sup> Seifert, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, S. 18.

<sup>37</sup> Neill, Alexander Sutherland, *Theorie und Praxis der antiautoritären Erziehung. Das Beispiel Summerhill*, Reinbek bei Hamburg 1969, S. 4.

<sup>38</sup> Ebd., S. 30f.

<sup>39</sup> Kraushaar, Wolfgang, *Achtundsechzig. Eine Bilanz*, Berlin 2008, S. 139ff.

<sup>40</sup> „Neill als Erzieher Schwierigkeiten mit der sexuellen Freiheit“, in: *Die Zeit*, Nr. 2, 8. Jan. 1971.

<sup>41</sup> Kraushaar, a.a.O., S. 140.

<sup>42</sup> Seifert, *Kinderschule Frankfurt*, S. 159.

<sup>43</sup> Seifert, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, S. 13.

<sup>44</sup> ライヒの思想については次の文献も参照。水戸部由枝「My Revolution—六〇～七〇年代の西ドイツ社会国家に見る「性の解放」」『ゲシヒテ』第4号 2011年3月 9頁。

<sup>45</sup> Reich, Wilhelm, *Der Einbruch der sexuellen Zwangsmoral. Zur Geschichte der sexuellen Ökonomie*, Frankfurt a.M. 1975, S. 24.

<sup>46</sup> ニールは、1937年にスカンディナヴィア諸国を講演旅行中、ナチ・ドイツから亡命していたライヒに出会った。その後、ニールはライヒに影響を受けて子どもの性的解放にも取り組むようになった。Reich, Wilhelm, *Der Einbruch der Sexualmoral*, Kopenhagen 1935, S. 6; Reichardt, a.a.O., S. 764; Werder, Lutz von, *Kinderladenbewegung und politische Psychoanalyse*, in: Bock, Karin u.a. (Hg.), *Zugänge zur Kinderladenbewegung*, Wiesbaden 2019, S. 49f.

<sup>47</sup> Seifert, *Kinderschule Frankfurt*, S. 167ff.

<sup>48</sup> Seifert, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, S. 24f.

<sup>49</sup> Ebd., S. 13.

<sup>50</sup> Ebd., S. 18f.

<sup>51</sup> Seifert, Kann die Kinderladenbewegung, S. 32.

<sup>52</sup> Bott, Gerhart, „Erziehung zum Ungehorsam“, NDR 1969. (テレビ番組)

<sup>53</sup> Bott, Gerhart (Hg.), *Erziehung zum Ungehorsam. Antiautoritäre Kinderläden*, Frankfurt a.M. 1970, S. 119-123.

<sup>54</sup> „Erziehung zum Ungehorsam“, in: *Hamburger Abendblatt*, 2. Dez. 1969.

<sup>55</sup> „Diese Woche“, in: *Der Spiegel*, Nr. 50, 7. Dez. 1969.

<sup>56</sup> „Kinder-schule der Monika Seifert“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>57</sup> Seifert, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, S. 14.

<sup>58</sup> Bott (Hg.), a.a.O., S. 111.

<sup>59</sup> Seifert, *Kinderschule Frankfurt*, S. 168ff.

<sup>60</sup> Aden-Grossmann, Wilma, *Monika Seifert. Pädagogin der antiautoritären Erziehung. Eine Biographie*, Frankfurt a.M. 2014, S. 83.

<sup>61</sup> Seifert, Zur Theorie der antiautoritären Kindergärten, S. 25.

<sup>62</sup> „Die Kinder stammen aus Akademikerfamilien“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>63</sup> „Vorbereitung der Kommunediskussion“, in: *KL-Info*, Nr. 6, 29. März 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>64</sup> Kenen, a.a.O., S. 158.

<sup>65</sup> 井関正久『戦後ドイツの抗議運動—「成熟した市民社会」への模索』岩波書店 2016年 40-41頁。

<sup>66</sup> アドルノ、Th. W. (三光長治訳)『ミニマ・モラリア—傷ついた生活裡の省察』法政大学出版局 2009年 42頁。

<sup>67</sup> Kraushaar, a.a.O., S. 123f.

<sup>68</sup> Breitenreiter, Hille Jan u.a., *Kinderläden. Revolution der Erziehung oder Erziehung zur Revolution?*, Reinbek 1971, S. 25f.

<sup>69</sup> „Kurze Darstellung über die Entwicklung des Aktionsrates der Frauen“, 00000112, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger) 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>70</sup> N.N., *Berliner Kinderläden*, S. 78.

<sup>71</sup> „Kurze Darstellung über die Entwicklung des Aktionsrates der Frauen“, 00000112, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger) 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>72</sup> Ebd.

<sup>73</sup> N.N., *Berliner Kinderläden*, S. 32f.

<sup>74</sup> 中央評議会は、KPD/ML の設立を「ドイツ労働運動の歴史的必然性」として支持し、他の左翼組織は運動の統一を妨げていると非難した。Göddertz, a.a.O., S. 114; Zentralrat der sozialistischen

Kinderläden West-Berlin (Hg.), *Kinder im Kollektiv*. Nr. 5, Berlin 1969, S. XIV. (海)

<sup>75</sup> „2. Entwicklung der theoretisch-praktischen Arbeit im Laden“, in: *KL-Info*, Nr. 6, 29. März 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>76</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 43 u. 47f.

<sup>77</sup> „Von der antiautoritären zur sozialistischen Erziehung (Ergänzung)“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>78</sup> Zentralrat der sozialistischen Kinderläden West-Berlin (Hg.), *Vera Schmidt. 3 Aufsätze*. Nr. 1, Berlin 1969, S. 6f. (海)

<sup>79</sup> N.N., *Berliner Kinderläden*, S. 221.

<sup>80</sup> Zentralrat der sozialistischen Kinderläden West-Berlin (Hg.), *Erziehung und Klassenkampf. Oder deren Geschichte nebst einer relativ vollständigen Bibliographie unterschlagener, verbotener Verbrannter Schriften zur revolutionären sozialistischen Erziehung*. Nr. 3, Berlin 1969, S. V. (海)

<sup>81</sup> „Freiheit zur Onanie bleibt ein bürgerliches Privileg!“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>82</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 51.

<sup>83</sup> „3) Das pädagogische Konzept“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>84</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 53.

<sup>85</sup> „Freiheit zur Onanie bleibt ein bürgerliches Privileg!“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>86</sup> Werder, *Von der antiautoritären*, S. 23f.

<sup>87</sup> Bott (Hg.), a.a.O., S. 11.

<sup>88</sup> „Deutschlands unartigste Kinder“, in: *Stern*, 22. Febr. 1969.

<sup>89</sup> „a) Senatsprotokolle“, in: *KL-Info*, Nr. 6, 29. März 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>90</sup> „Protokoll der Zentralratssitzung v. 15. 3. 69“, in: *KL-Info*, Nr. 6, 29. März 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>91</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 104; Michels, Bernd, „Was heißt eigentlich Kinderladen?“, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger) 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>92</sup> „Systematische Gliederung“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>93</sup> „Protokoll, Sonnabend, 8.2.69, Kinderladen Charlottenburg II, Grunewaldstr. 88, Beginn 21 Uhr 30“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>94</sup> „I. Die Konzeption der Kinderläden“, in: *KL-Info*, Nr. 1, 22. Jan. 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>95</sup> „Erziehung von den Eltern her“, in: *KL-Info*, Nr. 4, 12. Febr. 1969, Bestand Aktionsrat zur Befreiung der Frauen (H. Kröger), 1968/69, 230, APO-Archiv.

<sup>96</sup> „Kinderläden - Arbeiterkinder - Schule“, in: *KL-Info*, Nr. 7, 7. Mai 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>97</sup> Werder, a.a.O., S. 20f; „Zum Info“, in: *KL-Info*, Nr. 1, 22. Jan. 1969, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

<sup>98</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 73.

<sup>99</sup> Werder, a.a.O., S. 18f.

<sup>100</sup> Breitenreicher u.a., a.a.O., S. 76.

<sup>101</sup> „Protokoll der Vollversammlung der Kinderläden“, Bestand Kinder, Jugendhilfe, Erziehung 1969-76, 1064, APO-Archiv.

# Die Frankfurter und Westberliner Kinderläden:

## Eine Analyse zur neuen Kindererziehung in Folge der 68er-Bewegung

Satoshi KAWASAKI

In diesem Artikel geht es um Kinderläden in den späten 1960er-Jahren und frühen 1970er-Jahren. Ein Kinderladen ist ein selbstverwalteter Kindergarten, den die jungen Aktivisten während der 68er-Bewegung konzipiert haben. Mit einem Kinderladen versuchten sie, eigenen Kindern Kindergartenplätze zu verschaffen und eine Alternative zum autoritären Erziehungsstil vorzulegen, der von Disziplin und Gehorsam geprägt war. Damit kann man den Kinderladen als einen Teil des Liberalisierungsprozesses betrachten, der sich seit den 1960er-Jahren in der Bundesrepublik beschleunigt hat. Der Kinderladen war auch ein Teil der alternativen Pädagogik, die sich aus dem wachsenden Bedürfnis der Aktivisten speiste, Kindern offenere zwischenmenschliche Beziehungen und mehr Selbstbestimmtheit zu ermöglichen. Gleichzeitig war der Kinderladen eine politische Bewegung, die vehement eine klassische linke Ideologie vertrat. Manche Aktivisten organisierten ihre Kinderläden als politisch radikale Gruppen und versuchten, ihre Kinder zu überzeugten Sozialisten zu erziehen. Da dieser Seite der Kinderläden bisher wenig Aufmerksamkeit geschenkt worden ist, beschäftigt sich der Artikel mit folgenden Fragen: Wie manifestierte sich der radikal anders gedachte pädagogische Ansatz in der Praxis der Kinderläden? Und wie konnten diese Einrichtungen trotz ihres polarisierenden Konzepts zu einer allgemeinen Pluralisierung der Kindererziehung beitragen?

Die 68er-Bewegung griff die Autonomie des Menschen als eines der wichtigsten Ziele auf. Sie übte Kritik daran, dass Kinder in einem normalen Kindergarten stark unter dem Druck der Erzieher standen und diszipliniert wurden. Sie verweigerte sich außerdem dem traditionellen Bild der Kleinfamilie durch Kritik am Nationalsozialismus, Reflexion über die eigene Erziehung zuhause und den Einfluss der Frankfurter Schule. Die Aktivisten versuchten deshalb, durch das Zusammenleben in einem Kinderladen das Leben in einer traditionellen Kleinfamilie zu überwinden.

Monika Seifert, eine Pädagogin, errichtete im September 1967 in Frankfurt den ersten Kinderladen der Bundesrepublik. Sie bezeichnete ihre pädagogischen Methoden als antiautoritäre Erziehung. Seifert zielte mit Verweisen auf Alexander S. Neill und Wilhelm Reich darauf, Kinder mit drei pädagogischen Prinzipien zu autonomen Persönlichkeiten aufzuziehen: Das erste Prinzip ist, dass Kinder eigene Bedürfnisse selbst regulieren und frei äußern können. Das zweite ist, dass Kinder ohne Schuldgefühle in funktional begründeter Rücksichtnahme aufwachsen können; man müsse auch keineswegs ihre sexuellen Bedürfnisse unterdrücken und verdrängen. Das dritte ist, dass das Lernen der Kinder von ihren Fragen ausgehen muss. Seifert vermied, Kinder dem Druck der Erwachsenen auszusetzen und wollte so verhindern, dass die Kinder zu gehorsamen und autoritären Persönlichkeiten werden.

Im Gegensatz zu Seiferts Konzept waren Kinderläden in Westberlin stark sozialistisch geprägt. Ein Grund dafür lag in den ursprünglichen Motiven, welche die Kommune II und der Aktionsrat für die Befreiung der Frauen besaßen. Die Kommune II zielte darauf, ihre Mitglieder durch kollektiv organisierten Konsum, Arbeit, Freizeit und Kindererziehung als sozialistische Aktivisten auszubilden. Seit dem Sommer 1967 erzogen die Mitglieder ihre Kinder antiautoritär. Der Aktionsrat wurde von frustrierten Feministinnen gegründet, die wegen der Kindererziehung nur wenig Zeit für ihr Studium und die Arbeit in der Studentenbewegung hatten. Der Aktionsrat gründete im Januar 1968 den ersten Kinderladen in Westberlin. Die Kommune II und der Aktionsrat betreuten ab April 1968 gemeinsam ihre Kinder dort. Der Aktionsrat geriet jedoch in Konkurrenz mit dem Zentralrat der sozialistischen Kinderläden, der sich maoistisch orientierte und später die Gunst der Feministinnen errang.

Der Zentralrat forderte, neue pädagogische Methoden zu finden, die den Sozialismus mit der antiautoritären Erziehung kombinierten. Der Zentralrat glaubte, dass die Beseitigung des



Autoritarismus in der Gesellschaft und der Umsturz des Kapitalismus zwei Seiten einer Medaille seien. Er versuchte, die Gemeinschaft des Kinderladens als ein revolutionäres Subjekt zu organisieren und sein pädagogisches Konzept, das die „proletarische Erziehung“ hieß, dort zu verankern. Ziel war es, die Kinder so weit wie möglich antibürgerlich zu erziehen.

Auch in der breiten Öffentlichkeit erlangten die Kinderläden in Frankfurt und Westberlin Bekanntheit. Seiferts Konzept wurde als ein möglicher Gegenvorschlag zur vorherrschenden Erziehung gesehen. Im Gegenzug zu Seiferts Pädagogik stießen die Kinderläden des Zentralrats wegen seiner maoistischen Orientierung auf heftige öffentliche Kritik – diese Entrüstung trug jedoch mit dazu bei, das Konzept des Kinderladens als eine neue pädagogische Institution im öffentlichen Bewusstsein zu verankern.

Eltern, deren Nachwuchs Kinderläden in Frankfurt und Westberlin besuchte, übten jedoch häufig Kritik. Die Gründer der

Kinderläden versuchten, den Erziehungsstil der Eltern ihren pädagogischen Vorstellungen anzupassen. Das stieß auf deren Widerstand und führte zu heftigen Diskussionen über pädagogische Konzepte. Die Gründer mussten schlussendlich den Bedürfnissen der Eltern nach mehr Partizipationsmöglichkeiten an der alltäglichen Gestaltung der Kinderläden entgegenkommen.

Insgesamt waren die Kinderläden eine eindeutige Alternative zur vorherrschenden autoritären Erziehung und trugen zur Pluralisierung und Liberalisierung der Kindererziehung in der Bundesrepublik bei. Die Kinderläden orientierten sich jedoch stark an der Psychoanalyse und dem Maoismus. Außerdem forderten die Gründer der Kinderläden die Eltern auf, sich ihren radikalen pädagogischen Richtlinien zu unterwerfen. Die intensive Auseinandersetzung der Teilnehmer darüber führte zu einer Pluralisierung der Kinderläden und der Kindererziehung im Allgemeinen.

論文

## 科学的未来予測の小説化

—リ・トッコ『オートマタ時代』における機械進化論と一元論的世界観—

相馬 尚之

### はじめに

本論文は、化学技術者・小説家リ・トッコ (Ri Tokko, 本名ルートヴィヒ・デクスハイマー Ludwig Dexheimer 1891-1966) による戦間期ドイツの未来小説『オートマタ時代——ある予測的小説』(*Das Automatenzeitalter: ein prognostischer Roman*, 1930) について、当時の科学思想との関係から論じる<sup>1</sup>。

現在ではおよそ無名な、この作家の略歴を紹介しておこう<sup>2</sup>。1891年ニュルンベルクに生まれたデクスハイマーは、工業専門学校を卒業した後、オッフェンバッハ・アム・マインの化学工場に勤務し、第一次世界大戦時には同所で弾薬研究に従事した。大戦後も技術者として働いていた彼は、ドイツの経済的苦境による失職を機に執筆活動に向かい、1930年に『オートマタ時代』を著したが、同書は1938年には平和主義的主張のために帝国文学院に有害図書のリストに加えられた。他方デクスハイマーはエンジニアとして復職し、第二次世界大戦後にはアメリカ陸軍の研究所にも勤務し、1966年オッフェンバッハ・アム・マインで逝去した。

20世紀初めのドイツでは新技術の急速な興隆に対する熱狂と不信から多くの未来小説が執筆されており<sup>3</sup>、トッコも技術者としての知識と経験を活かして、西暦2500年の西欧に広がる技術発展によりすべてが自動化された理想郷オートマタ市 (Automatenstadt) を構想した。この未来小説は大きな注目を集めることなく忘却されてしまい、同書に関する論考も多くないものの、書評記事やドイツ SF に関する通史的研究での周縁的言及、そして少数の先行研究から、この作品に対する評価を見て取ることができる。

まず『オートマタ時代』は、技術史や新装置、社会制度の講釈が長々と展開されることから、文学作品としてはおよそ低級とされ<sup>4</sup>、この小説を再版したラルフ・ビューロウさえ諸技術の説明に対し、「文学の質に対する影響は悲劇的」<sup>5</sup>と厳しい。また独文学者の識名章喜は、「作者は皮肉

やパロディーを一切さしはさむことなく、究極の社会主義的ユートピアとして無反省かつ終始一貫楽天的に描き切っている」<sup>6</sup>と、その無批判な技術賛美を問題視した。『オートマタ時代』の網羅的な諸技術の予見は驚嘆に値するが<sup>7</sup>、技術自体への反省を欠くその予想図には、両親の選別による優生社会の実現といった現在では容認しがたい構想も含まれる。トッコ自身は極端な人種主義者や国粹主義者ではなく、むしろ社会主義者かつ平和主義者であり、歴史研究者ピーター・フィッシャーは、「彼の冷静な合理主義は、新即物主義の芸術様式を反映し、1930年代初めの保守的かつ反動的な主流文化とはかけ離れていた」<sup>8</sup>と評した。だが多くの未来小説が、技術という工業社会の大衆の期待と不安を孕んだ両義的テーマに取り組み、社会批評ないし娯楽として成功を収めたのに対し、『オートマタ時代』が無名に留まったのは、その長大さと退屈さ、そして諷刺精神の欠落にも一因がある。

上記のように先行研究は、『オートマタ時代』の文学的な陳腐さと斬新な技術構想、左派的社会思想との関係に注目してきた。確かに筋の欠如や技術礼賛は小説内のユートピア社会を浅薄なものにしたが、識名が「矛盾だらけのアマルガムこそ、ことによるとヴァイマル共和国末期の混沌とした思想文化状況を、大衆娯楽文学という本音の出しやすい回路を通してつかみ取った映し絵であるのかもしれない」<sup>9</sup>と指摘したように、その全生活領域に及ぶ過大な描写は、鬱屈した戦間期ドイツにおける大衆の将来への憧れの発露であった。しかしこれらの諸研究においては、小説で技術が中心的主題であるにもかかわらず、同時代の科学思想との関係は十分に検討されてこなかった。

そこで本論文では、『オートマタ時代』に対する当時の科学とりわけ生物学に依拠した科学観の影響から、この理想郷の形成を再検討する。特に、ドイツの生物学者エルンスト・ヘッケル (Ernst Haeckel 1834-1919) に代表されるドイツ一元論者らとの思想的関連から、この小説が自然科学のみならず文化や社会を包摂する総合的な科学的世界観

の実践であったと示すことで、当時の科学の越境的傾向、また客観性や実証性を謳う自然科学に遍く宿る類推的な一面も明らかになるだろう。そのため第1章では、『オートマタ時代』の「予測的小説」としての目的設定を踏まえつつ、機械発展史の記述における進化論の援用から、文芸的類推と科学的法則探究の交錯を示す。第2章では、ドイツの生理学者エヴァルト・ヘーリング (Ewald Hering 1834-1918) の有機記憶論が、ドイツの生理学者リヒャルト・ゼーモン (Richard Semon 1859-1918) を経て、トッコへと流れ込んだことを示す。ゼーモンの考案した生理学の用語は、トッコの小説では科学的装飾を超えた機械の生命的な説明を通じて、無機物と有機物の境を揺るがすことになる。第3章では、あらゆる現象の背後に統一性を認める一元論的世界観の影響を踏まえ、『オートマタ時代』における人間と人造人間の境を再検討する。一元論思想は、生物と機械——人間と人型ロボット、ホマート (Homat) ——の相互接近を導くが、両者の境界は小説内の夢という二重の虚構下で問い直される。思考実験や諷刺に散見される文学と科学の混淆は、確かに『オートマタ時代』では科学的世界観の徹底のために、術学的で退屈なユートピアをもたらした。しかし、この科学観自体の小説化という数奇な挑戦からは、とりわけ生物と機械の境界を飛び越える普遍性の追求を通じて、自然科学と文芸的創作の親縁性も示されるのだ。

## 第1章 機械進化論の成立——『オートマタ時代』に対する進化論の影響

### 1.1. 科学的考察の小説化——予測的小説の定義

『オートマタ時代』では「ある予測的小説」の副題が示す通り、西暦2500年の技術や社会の有様が推察されるが、それらは著者にとって荒唐無稽な夢想ではない。トッコは前書きを成す「標語：未来についての科学 (Leitwort: Die Wissenschaft von der Zukunft)」において、「予測 (Prognose) とは、科学的な根拠による予言のことであり、それゆえ予測的小説とは、来たることについて科学的な考察により予言するような小説のことである」(19) と定義する。著しい自然科学の発展に伴い、既に文学と科学という所謂二つの文化の断裂の進んでいた戦間期に<sup>10</sup>、「科学的な考察」と「小説」を結び付けるこの大胆かつ撞着的にも響く構想は、小説的には成功したとはいえない。著述家ゲーダルト・パルムは、「この小説は、小説ではなくむしろ現実および起こりうる科学史の多層的概説であり、緩やかに結びついたテキスト種類によって完結した形式を目指すのではなく、技術的展望を開陳する新たな機会を求めて」<sup>11</sup> いると指摘したが、その技術史のあまりに冗漫かつ術学的説明は、科学入門書的単調さにより小説を覆いつくしてしまった。だ

がこの混淆では、小説としての成否のみならず、科学的な考察自体の正当性も問われる必要がある。というのも小説という形態の背後には、社会や文化の将来の科学的予言が可能であるとの大前提があり、ここに自然科学の有効性の範疇に対する問題が潜んでいるからだ。

『オートマタ時代』におけるトッコの未来学は、独自の学際的方法論ではなく、規則的な現象からの法則の導出という、古典的な自然科学に依拠している。彼は個人の将来の予知は困難だが、天文学が蝕や彗星の出現を予告したように、周期的な出来事は予測可能として、「この考察は、文化の発展やその様々な部門に、精密科学、技術、そればかりか道徳や社会状況にさえ、応用可能である」(20) と述べる。精密科学と同様に文化現象からも法則を導き、それに従い将来を推察する試みについて、トッコはその是非を初めから論じない。もっともこのような科学至上主義はさほど例外的ではなく、自然科学的方法論への素朴な信頼と法則化こそが科学の務めであるとの信念は、当時の文化科学にも蔓延していた<sup>12</sup>。だがトッコは、客観的な法則の帰納的導出とそこからの将来の演繹的推論を貫徹せず、進化論への言及により、進歩という更なる問題を抱え込む。

人類の継続的な高昇への疑いと、何かがこれまでそうだったのだからそのようにとどまるだろうという度々立てられる主張は、進化論の研究以前に支配的であった種の不変性に関する自然科学観 (die naturwissenschaftliche Anschauung) とまったく同様に誤りであり、したがって一世紀以上も取り残されている。どの自然的進化とも同じく、文化の進化も漸次的かつ恒常的に進行し、あらゆる中間段階を経て、ある定められた最終目的に至る。(22)

トッコは進化を、変異と選択による盲目的な推移ではなく、最終地点に向かう過程として目的論的に解釈する。機械化には、完全自動化という目的地があるのだ。「標語」における文化の法則に対する信頼は、社会現象の法則性に対する冷徹な分析ではなく、化学反応と同様に複雑な文化現象にも機械論的な説明が有効とする自然科学主義に通俗的な進歩史観の混淆した、精密科学的装いに過ぎない。そのため予測的小説は、科学的予想の小説化の異質性のみならず、そもそも作品を貫く科学自体の正統性において、トッコの言葉通り「観 (Anschauung)」の問題である。だが「観」については第3章で詳しく扱うこととして、まずは進化論に依拠していかん文化の発展を説明するのか、書名の由来ともなった機械の自動化を例に見てみよう。

### 1.2. 『オートマタ時代』における機械の自動化と進化

一切の生活が自動化され、人間は学問のような知的活動

のみに従事する『オートマタ時代』の世界では、機械の監視や修繕も含めすべての労働が機械に委ねられる。主人公の技術者ル (Lu) は機械史の講演において、古代の自動人形から蒸気機関等の工作機械を経由しつつ、自動化が「完全自動化の理想、つまり、自動的な機械から構成され、自動的に監視される操業」(110) に向け進展したことについて、次のように説明する。

自動生産体系の完全性については、いくつかの段階を区別できます。最低の段階では、労働を自動で果たす機械は、人間によって作動、停止、監視されます。消耗あるいは故障した部分の交換には、機械は人間の関与を必要とします。[…]

次の段階では、機械や設備は作動あるいは停止させられる必要はもはやありません。これはただ、自動的に行われるのです。[…]

加えて、自動生産の最も完全な段階では、人間には監視や時折の改修による労働が生じないことを前提とします。確かに自律して作動していても、早かれ遅かれ新たに組み立てられねばならない装置は、私たちの概念によれば、決して努力する価値があることの極致ではないのです。(115-116, 強調原文)

『オートマタ時代』は、人間が発明した機械がやがて人間を圧倒し、支配する筋が頻出した多くのディストピア作品とは対照的である<sup>13</sup>。産業革命に発する工業化が、人間の労働からの解放ではなく機械による一層の抑圧をもたらしたことは文明批判として定式化されたが、トッコは労働者の疎外を諷刺せず、人類の勝利で終わるべき「人間の労働に対する闘争 (Kampf gegen die Arbeit)」(76) の進展に従い、人間を完全に不要とする全面自動化が実現するという楽観的予測を、理想郷の産業構造に採用した。

そこで彼は自身の史観を、マルクス主義ではなく自然科学、特に進化論からの概念と術語によって装飾する。ルは自動化について、「組織化された進化、アリストゲネシス (Aristogenese) の考えが進歩の駆動力」(110, 強調原文) となったと述べ、技術の高昇の動因に生物学の概念を据える。定向進化説に連なる目的論的進化観がトッコを支配しており<sup>14</sup>、それが完全自動化を到達点とする機械に拡張されるが、そればかりか『オートマタ時代』における機械進化論は、再生産の問題において機械自体の生物化に向かう。機械はいかに子孫を産むかという課題に対し、ルは人間による修理や交換を否定し、機械の生物のような繁殖を以下のように説く。

全装置の維持は人間の助力なしに達成されます。というのも、操業を持続的に、何百年も何千年でも同じ

く、性能を保持するためには、適切な時期の更新を手配するだけで良いからです。これは20パーセントの安全と共に行われ、設備は計算された時間の5分の4しか稼働しません。自発的に、自然発生 (Autogenese) によって。これにおいて、個々の機械それだけではなく、全体としての生産装置との関係において、生物学的有機体と同様に増殖する能力が理解されます<sup>15</sup>。(116, 強調原文)

『オートマタ時代』における技術史は、進化論的視座によって、機械の系統発生史となる。トッコは、生命体の「進化の自然法則」(118) に従った発達に準えて、自動化や省力化を達成し遂には修理にも人力を不要とする機械の発展を、「私たちの経済を統べる根本法則 (das Grundgesetz)、自動化の根本法則 (das [Grundgesetz] der Automatisierung)」(118) の帰結とするばかりか、機械の更新を有機体と同様の再生産すなわち繁殖行為として捉える。このような説明は進化論の濫用から生じた人種衛生学の流行とも重なりながら、「生物学的な時代精神」<sup>16</sup>を映し出す。だが、そもそも進化論を人間社会のみならず機械にさえ拡張することは可能なのだろうか。『オートマタ時代』の機械自体の生命化は、文芸的な空想なのか、それとも最新の科学理論に依拠した合理的説明なのか。

予測的小説の定義は、産業機械の発展の進化論的説明を、トッコが科学的に妥当とみなした可能性を強く示唆している。彼は、『オートマタ時代』における機械進化論が単なる修辭的アナロジーではなく普遍的な理論に基づく解説として受容されることを企図し、「標語」での宣言や進化論の用語の援用を通じて、予測的小説の科学的推察としての体裁を整えた。科学理論の普遍的有効性への極度の信奉を前提に、文化の発展も生物進化と同様に法則的に解明可能との科学観から出発した以上、この未来小説において進化論の射程への懐疑はもとより排除されるのだ。

## 第2章 無機物の生命化と一元論

### 2.1. エヴァルト・ヘーリングの記憶論

本章では『オートマタ時代』における無機物の生物的な描写をもたらした科学観を検討するため、19世紀後半から20世紀初めに興隆した物質と精神の関係を巡る議論に着目する。実証科学化を目指す生物学が生命現象の機械論的解明を進めた一方で、普遍性の追究は無機物と有機物の境界を揺るがし、小説のみならず科学においても、無機物の生命化が生じた経過が明らかになる。

進化論の祖チャールズ・ダーウィン (Charles Darwin 1809-1882) の登場から戦間期に至るまで進化論は必ずしも一枚岩ではなかった。自然選択説は広範な影響を及ぼし



たが、遺伝の具体的メカニズムは依然として不明であり、また変異の原因は未解明にとどまっていた。そのため進化論には多くの反駁があり、イギリスの小説家サミュエル・バトラー (Samuel Butler 1835-1902) も独自の主張を展開し、19世紀後半にダーウィンと激しい論戦を繰り広げた。バトラーの進化思想の要点は、記憶と遺伝の相似にある<sup>17</sup>。その典型例はピアノの演奏であり、この複雑な運動では初めはぎこちない指の運びを一つ一つ意識せねばならないが、記憶と反復練習によって手は遂に無意識的に動き始める。これと同様に、先祖が幾度となく繰り返した行動の記憶が子孫に継承されれば、遺伝した習慣すなわち本能となる<sup>18</sup>。無意識的な反射行動や本能は、元は意識的行為であったのだ。この主張の利点は、進化の盲目性を克服できる点にあり、バトラーは遺伝を無意識の記憶の継承とみなすことで、偶然と淘汰に従う進化を否定し先祖の経験の蓄積を代案とした。

ダーウィン主義者からの批判に直面したバトラーは、当時のドイツ心理学に目を向ける。心理学者・生理学者ヘーリングは肉体を単なる物質とみなす還元主義的な意識研究の不完全さを補うため、生理学と心理学と架橋し、「精神と物質の間の相互関係は同様に法則的であると受け入れる」<sup>19</sup> 必要があるとして、1870年に行った講演「組織化された物質の普遍的な機能としての記憶」(Über das Gedächtnis als seine allgemeine Funktion der organisierten Materie) において、記憶能力を意図的な想起のみならず遺伝を含む無意識の再生に拡大し、これを有機物質の「原能力 (Urvermögen)」<sup>20</sup> とみなした。これは生理学としては当然の実証主義的かつ機械論的な姿勢であったが、精神と物質の関係にとっては複雑な問題を孕んでいた。というのも、記憶のような生命現象とそれをもたらす物質的な基盤を結びつける以上、これを逆転させた場合、物質の微細な諸反応に意識には及ばぬとも生命現象の萌芽が見出される可能性を孕んでいるからだ<sup>21</sup>。ただしヘーリングは記憶を可能とする神経内の分子の働きは特定できず<sup>22</sup>、この講演を『無意識の記憶』(Unconscious Memory, 1880) 内に翻訳したバトラーも、記憶の正体については言及を避け、遺伝との相似を強調するにとどまった<sup>23</sup>。

もっともバトラーの主張は、科学からの影響のみに帰されるのではない。というのも彼は、ヘーリングの論考を知る以前に執筆したユートピア小説『エレホン』(Erehwon, 1872) において<sup>24</sup>、既に心身問題に対する洞察を提示しているからだ。科学史家クリスティアーノ・タービルは、『エレホン』を「単なるフィクション作品ではなく、科学的エッセイとして読めば、機械進化の構想は記憶と遺伝の複雑かつ発展途上の理論の入り口となる」<sup>25</sup>と述べる。『エレホン』と『オートマタ時代』は、主流から外れた進化の解釈とそれを表現する小説という形式において共通してお

り、両者は小説を娯楽や諷刺のみならず、科学思想の開示される場として活用した。『エレホン』内の愁眉たる「機械の書」では、科学理論の通俗的紹介ではなく未来予測の一部として物質と意識の関係が問われ、化学的反射とされる暗室のジャガイモが光に向かい芽を伸ばす現象にも意識の表出を認めつつ、無機物質の集合体たる機械がいずれ意識を持つ可能性さえ、以下のように予告される。

100パーセント機械的・無意識的とされてきた行いの多くにもこれまで認められてきたより多くの意識的要素が含まれる、という考え方があるだろう。この場合は、意識の萌芽が高度機械の動きの多くに認められることになるだろう。あるいは、進化論を前提とすると同時に、植物の働きや物の結晶作用のなかには意識は存在しないという主張を起点として、人間という種はまったく意識を持たない物から進化したと考えることもできるだろう。その場合、今あるような機械から意識を持つ、いや意識以上のものを持つ機械が生まれるのは起こりそうもないと無条件に言えなくなる<sup>26</sup>。

バトラーが意識を持った機械の誕生を信じていたかは定かではなく、また『エレホン』は正確な予測を目指した学術論文ではない。それでも「機械の書」において重要なのは、バトラーは多くの科学上の誤認にもかかわらず、ユートピア小説的想像力に満ちた異世界の論文という形式を採用することで、ダーウィン主義に対する疑念と自身の進化理論を大胆に展開し得た、ということである。

## 2.2. ゼーモンの『ムネーメ論』とヘッケルの『結晶の魂』

バトラーあるいはヘーリングの著作をトッコが読んでいたかは明らかでないが、ヘーリングの記憶論は後の科学者らに大きな影響を及ぼしており、ここで彼らの間の失われ<sup>ミッシング・リンク</sup>た環として、リヒャルト・ゼーモンとエルンスト・ヘッケルに着目することで、トッコが彼らの思想を予測的小説の中で展開したことを示す。

生理学者ゼーモンは、記憶を統一的に扱う『ムネーメ論』(Die Mneme, 1904) を書きあげ、その序文でバトラーとヘーリングを先駆者として挙げた<sup>27</sup>。科学史家ラウラ・オーティスはムネーメ (Mneme) や記憶痕跡 (Engramm) などの新造語や類推に多分に依拠したムネーメ論を、「ただ用語の再定義においてより人目を引いただけであった」<sup>28</sup>と評したが、ゼーモンにとって記憶と遺伝の関係は類推ではなかった。心理学者ダニエル・シャクターは「ゼーモンは、記憶と遺伝の類似をより根本的な通底する作用——彼の場合、ムネーメの働き——の反映であるとみていた」<sup>29</sup>と指摘する。確かにゼーモンは多くの思弁的推論や仮定に依拠していたが、記憶と遺伝の間に共通のメカ

ニズムを想定し、人間の意識のみならず無意識や動植物の生命現象にまで踏み込み、ムネーメ概念のもとに包括的な理論化を試みた。

ゼーモンは無機物の現象には進まなかったが、彼に数多の現象の内に統一性を見出すよう促し<sup>30</sup>、またムネーメ論に大きく影響されたヘッケルは、更なる跳躍を見せた。彼は最晩年の通俗科学書『結晶の魂』(*Kristallseelen*, 1917)において、ゼーモンらによる成果を念頭に<sup>31</sup>、以下のように述べる。

『一元論』の概念において最も簡潔で明快な表現を見出す、あらゆる自然現象の根本的統一の決定的確信が、その最も重要な成果とみなされる。いまや一撃のもとに、これまで無機的自然と有機的自然、死と生、自然科学と精神科学の間に築かれていた人工的境界は倒れた。無機物も有機物も、あらゆる実体は生きている。結晶も有機物も、あらゆるものが生きているのだ<sup>32</sup>。

一元論のもとに万物の根源的統一性を唱えるヘッケルは、液晶が成長するとさえ訴えた<sup>33</sup>。だが、彼はここで鉱物にも特殊な生命力を認める物活論に転向したのではない。独文学者の福元圭太は、「結晶や液晶の形態形成力と単純な生物、例えば放散虫類の形態形成力は、同一の物理・化学的な力であるとヘッケルは考える。[...] それを魂と呼ぶならば、無機物にも魂があることになるであろう」<sup>34</sup>と述べる。因果の範疇を越えた神霊の領域を否定し、生物の示す諸運動を無機物と同様の法則に従う物理・化学的反応の結果と想定するならば、反対に物理・化学的反応の結果として生じる鉱物の凝集や溶解は、微細な生命現象に他ならず、それらを生命体において魂と呼称するのであれば、無機と有機の境を否定する以上、無機物も魂を有すると言わざるを得ない。

心理学の経験科学化は、ここで奇妙な転倒を示している。生氣論や形而上学を排し厳密科学化を進める生物学の潮流に従い、記憶や遺伝等の生命現象について物質との関係からの説明を試みたヘーリングやゼーモンの系統は、ヘッケルの実体一元論のもとで無機物の生命的説明に至った。生物学の拡大をもたらすこの反転を、バトラーは意識ある機械の誕生として進化論の射程に対する懐疑と共に逆さ綴りのユートピア小説内で展開したのに対し、ヘッケルは一元論思想に従い無機物の魂として機械論的科学観の内に提示した。そしてトッコは、この有機物と無機物の統一化の潮流を人造人間の機構の根拠として予測的小説内に継承することになる。

### 2.3. 人造人間の記憶力——ホマートの電子ニューロン

『オートマタ時代』では機械に進化論が用いられること

は既に第1章に記したが、この小説における機械の生命的能力、特に記憶装置の説明は、トッコへのゼーモンやヘッケルからの影響を示す。機械史の講演においてルは、自動操業には動作の反復が必要として「接続帯」(113)の意義を説明する。彼によれば、この一種のパンチカードシステムにより機械は一度の設定で既定の動作を自動で制御できるようになり、「記憶的特性 (mnemischen Eigenschaften) [...] 記憶の原始的な性質」(113)が認められる。そして機械の記憶力におけるゼーモンの影響は、「磁気化鋼線 (der magnetisierte Stahldraht)」(113)においてより鮮明となる。

接続帯における穴に代わり、この場合ある仕事の最初の実行は磁気跡 (magnetische Endrücke) を残します——心理学から借用した言葉で言えば、記憶痕跡 (Engramme) を。反対に再生においては、この記憶痕跡が電磁石の機構を通過し、元の電流が再出現し、代替処理を作動させます。(114)

ムネーメや記憶痕跡といった術語の使用は他の個所でも見られるが<sup>35</sup>、機械の記憶の問題は、人間と西暦2500年の自動人形ホマートの脳と比較において最高潮に達する。記憶力の有無は思考能力そのものと関わり、人間と無機的人造人間の相違が揺らぐ地点において、有機物と無機物の境も問われることになる。心理学者ミ (Mi) は、記憶と忘却の働きを中心に神経学の成果を講義しつつ人とホマートを比較し、人間は一種の化学的自動人形であると断言するが<sup>36</sup>、この物理化学的還元主義は、ルの学術的なホマートの機構に関する講演において、ホマート論において無機物への魂の付与に変貌する。思考する機械の構想は、ヘッケルの『結晶の魂』と同様に無機物と有機物の特性の同一視に向かい、ホマートの「電子ニューロン (Elektroneuron)」(247)のメカニズムは以下のように説明される<sup>37</sup>。

硫酸銅溶液に、例えば白金やニッケルクロムのような丈夫な金属の電極を二つ対置し、直流を流すと、陰極には銅が析出します。二つの電極の距離を非常に小さくし、銅溶液を循環させると、析出した銅によって元素の抵抗は減少します。また一定の電圧では、流れる電流は次第に強くなります。しかし、恒常的な電流ではなく、個々の同方向のインパルスが流れる場合には、元素の抵抗は電流の頻度と強度とともにし、そして——銅溶液中には電気分解により遊離酸が形成されるので——長時間使わなかった場合、析出した銅の溶解によってふたたび増加します。これによって、人間の神経系の記憶能力を有するニューロンが示すすべての特性が与えられるのです。(247)

この人間の神経細胞と電子ニューロンの相似は、生命現象の化学反応への還元とは反対に、無機物から記憶能力について生命的現象を構築しうることを唱えている。識名は電子ニューロンによる神経の働きの模倣について、「1930年頃から神経生理学者との共同研究を通じて開拓された数学者ノーバート・ウィーナーのサイバネティクス理論が見事に先取りされている」<sup>38</sup>と指摘する。確かに、学際的協力を通じて機械と動物の通信と制御を統合的に扱うことを目指したサイバネティクスについて、ウィーナーは「通信と制御と統計力学を中心とする一連の問題が、それが機械であろうと、生体組織内のことであろうと、本質的に統一されるものであることに気づいていた」<sup>39</sup>と述べる。トッコの予測的小説における人間とホマートの脳の働きを——機械と生物の進化を——機能上の一致に基づく新たな学際的理論の構築とみなすのであれば、これはサイバネティクスの先駆といえよう。というのもサイバネティクスにおいては同様の現象の制御の観点からの包括が重要であり、対象を構成するのがタンパク質であるか金属であるかを問題としないのは、それが一種の行動科学であるからだ<sup>40</sup>。他方でヘッケルの一元論的世界観は、表面上の機能的な一致ではなく、よりラディカルな統一性すなわち根本的な実体の水準における同一性に依拠する。そのためこの一元論では現象の統一性は、本質の一義性の前提から必然的に導かれる。

『オートマタ時代』における進化論や心理学、生理学からの概念と用語の援用は、工業社会に対する諷刺や作中の術学的講釈を正当化する装飾にも、あるいは擬人化やアナロジーを活用して機械を生命化する文芸的技法にもとどまらない。19世紀後半から戦間期のドイツにおいて、実証主義的な精密科学の発展と同時にヘッケルは、根源的統一性を前提とする一元論思想を奉じたゆえに無機物の生命的説明を展開した。文化にも自然法則が通用すると宣言する『オートマタ時代』の機械進化論とホマート論は、一元論と共振する統一的な科学理論の確信ないし希求の産物である。バトラー流の機械進化論は機械の生物化によりダーウィン主義の限界を擲擻したのに対し、トッコ流のそれは、機械の進化論的説明可能性を通じて、むしろ理論の普遍性を強調する。この予測的小説は、専門用語のみならず、有機物にも無機物にも同一の法則が通用すべきであるという科学観そのものを、同時代の科学から引き出し、実践したのである。

### 第3章 ドイツ一元論者同盟の時代の予測的小説

#### 3.1. オストヴァルトとゴルトシャイト

トッコは作中でヘッケルには直接言及していないが、

『オートマタ時代』に影響を与えた科学者として、「標語」においてドイツの化学者ヴィルヘルム・オストヴァルト (Wilhelm Ostwald 1853-1932) とオーストリアの社会学者ルドルフ・ゴルトシャイト (Rudolf Goldscheid 1870-1931) の二名を挙げる。両名とゼーモンは、ヘッケルが創設した一元論者同盟の著名な会員であり<sup>41</sup>、共に世界観の形成に寄与した<sup>42</sup>。本章では、一元論的世界観の流行と『オートマタ時代』に対するその思想的影響から、無機物と有機物の境界を揺るがすトッコの人間機械/機械人間論を検討する。

オストヴァルトは、エネルギーこそが実体であるとするエネルギー学 (Energetik) を主張し、また「この世界のあらゆるものや出来事は、エネルギー的に表現できる」<sup>43</sup>としてエネルギー概念を生命や精神現象、社会や文化にも応用した<sup>44</sup>。オストヴァルトによれば、例えば、あらゆる生物はエネルギーを消費することで生存しており、より多くのエネルギーをより効率的に使用するために、家畜や奴隷といった有機的エネルギーから、太陽エネルギーを蓄積した石炭や鉄などの資源すなわち無機的エネルギーに向かい、浪費を防ぐため変換係数の改善を進めた。また社会や国家制度、言語も、不要な闘争によるエネルギーの散逸を防ぐために発展したと考えれば、文化の発展もエネルギー効率という自然科学と共通の尺度で比較可能である。エネルギーによって文化現象をも統一的に説明する彼のエネルギー学は、ヘッケルの実体一元論とは異なっていたが、両者には自然科学の成果を大胆に文化的社会的現象にも援用する科学主義的な姿勢が通底しており、オストヴァルトは一元論者同盟の会長としてもその世界観の普及を担った<sup>45</sup>。

このエネルギー学は、オートマタ時代の人々の暮らしの根本原理として用いられる。オートマタ市にはオストヴァルトの定言命法「エネルギーを浪費するな (Vergeude keine Energie!)」(79) が掲げられ、また社会はエネルギーの効率的利用に向かう「エコノミー原理 (das Ökonomieprinzip)」(76) に従って発展したと説明される。思想史家の桑田学が、「オストヴァルトにとってエネルギー学は、エネルギー効率のような『経済的目的』のみならず、『倫理的目的』をも導き、実践的に将来を練り上げていく上で、決定的な指針を提供するものであった」<sup>46</sup>と述べた通り、この理想郷の人々は彼の綱領を産業経済的のみならず倫理的規範として実践している<sup>47</sup>。

オストヴァルトと並び『オートマタ時代』に影響したのが、ゴルトシャイトである。彼はオストヴァルトの社会学への転向を促す一方で<sup>48</sup>、自身も彼やヘッケルの思想に引き寄せられ、自然科学の拡張に積極的に取り組んだ。ヘッケルを評した次の文から、生物界と人間社会の親和性を強調するゴルトシャイトの世界観を確認できる。



ヘッケルに必要だったのは、あらゆる世界認識と世界形成のための一元論的方法の意義をより深く理解することだった。[…] ヘッケルも […] いかにかに生物的進化と社会的進化が内に関連しているのか、精神的自由と有機的進歩の社会的前提は何か熟考し——そしてこの視点から、彼は生物学および社会的進化の必然性の間に調停できない対立を想定することをもはや認めない見解に到達した<sup>49</sup>。

ヘッケルとオストヴァルト、ゴルトシャイトの例が示すように、一元論者は必ずしも究極的な実体が何かという問いにおいて見解が一致しないままであった。他方で彼らには、一元論という大前提から導かれる諸現象の背後の単なる相似を越えた統一的原理への確信が共通しており、エネルギー論や進化論等の様々な成果は広範に援用され、他の領域と恣意的に結びつけられた。彼らはいくまでも科学としての正当性を強調しつつ、個別の専門科学の境界を飛び越えた、文化や社会の自然科学と同様の法則的説明を肯定した<sup>50</sup>。

しかし、このような世界観の展開に対し反論がなかったわけではない。社会学者マックス・ヴェーバーは、オストヴァルトの著作を「ある分野の」世界像(「Welt bild」)の「世界観」(「Welt anschauung」)への反転<sup>51</sup>として激しく批判しており、また後代から見た場合、科学の主流である専門分化の強化に抗したヘッケルらの一元論的世界観は、思弁的な自然哲学への逸脱ともみなされた。しかしヴェーバーのオストヴァルトに対する激しい反論は、19世紀末から戦間期にかけて、一元論的世界観が影響力に富んだ信念であったことを示している。

### 3.2. 人間と機械の同一化

『オートマタ時代』の予測的小説としての位相は、当時の科学の専門用語や知識のみならず、科学的世界観によって定められる。『エレホン』でのダーウィン主義濫用に対する諷刺とは異なり、一元論的世界観の元では進化論の社会事象への拡張は当然視されるため、文化の発展は生物進化と同様の法則に従う現象と捉えられ、過去の技術史からは未来の機械が決定論的に導かれる。だが一元論的世界観は、無機物に有機物の法則を持ち込むだけではない。根本的な原理の共通性への確信は、機械の生命化と並行して人間の機械への接近をもたらし、記憶と並ぶもう一つの再生産現象すなわち生殖において、人間と機械の境界は殊に曖昧となる。そのため優生学の実践は、ヒト社会に対し進化論を用いる点、そして人間の工業的な大量生産として生物と人工物の境界を揺るがす点において、二重に侵襲的である。

オートマタ市では、人間はもはや自ら子を孕むことなく<sup>52</sup>、遺伝局 (Genetische Station) によって優れた両親が選別され、採取された精子と卵子の人工子宮内での培養により子供が誕生する。「最上級のなかの最上級が、人間の人為淘汰 (künstlichen Zuchtwahl des Menschen) の決定的原則」(660) なのだ<sup>53</sup>。もっともこの理想化は、トッコの人種主義の発露というよりは、当時の人種衛生学の流行が示す過度な生物学主義に即している。だが人間の繁殖は、生物学のみならず工学的な時代精神と感応して徹底的に機械化されており、ルとミは「現代的な機械的-自動的 (mechanisch-automatisch) 出産の証人」(677-678) となる。もはや内部に生命があるとは思えない工学的な胎生器は、機械と人間を連結し、その境を揺るがし<sup>54</sup>、遺伝局の局長コは、「技術的大量生産の規則」(679) に従う自らの営為を以下のように誇る。

私たちの時代の人間は、もはや偶然の状況の産物ではなく、入念な改良労働の成果であり、およそ自然的産物 (Natur[produkt]) というよりも人工的産物 (Kunstprodukt) なのです。人間は、今日、人間の作品 (Werk) なのです。(674)

識名は、人間の機械化と機械の人間化に伴う両者の境界の融解について、アメリカのフェミニズム批評家ダナ・ハラウェイの『サイボーク宣言』(A Cyborg Manifesto, 1985) を参照しつつ、彼女の想定したハイテク社会の先に、『オートマタ時代』を位置づける<sup>55</sup>。これは確かに『オートマタ時代』の先駆性を問う上で重要な指摘だが、両者の接近は既に当時の社会のなかで娯楽として成立していた。文化人類学者の久保明教は、作家カレル・チャペック (Karel Čapek 1890-1938) の『R.U.R.』(1920) の労働機械と、むき出しの機械装置であるテレヴォックスを比較し<sup>56</sup>、当時ロボットは「人間と機械の厳密な境界づけという近代的な前提を強調しながら、その境界を侵食していくハイブリットな見世物として人々を魅了」<sup>57</sup>したと指摘する。

人間の機能、特に労働を代替するとき、機械は人間のように見える。しかし一元論的思考法は、行動主義的に運動の相似に総合的科学の可能性を見るのではなく、より根源的な実体の水準の同一性を前提に、その帰結として諸現象の一致を訴える。ホマートは、人間との機能的あるいは外見的類似でも、またサイボークとしての男/女・有機/無機二元論の止揚でもなく、所与の一元論に依拠したあらゆる境界の崩壊の帰結として誕生する。このような世界観に依拠しては、人間の人為的創造の描写は科学技術の傲慢に対する批評とはなり得ず、人間とホマートの類似さえ、破局の源ではなく、科学理論の普遍的な正当性の徴となる。



SF 小説で定番の反ユートピア構想とは対照的に、『オートマタ時代』の優生学的かつ工業的な人間生産は世界の根本的な統一性を称揚する世界観のもとで、機械の生命化と人間の機械化を通じて、ホマートと人間の同質化する未来を賛美するのだ。

### 3.3. 人間と人造人間の失われた環 ミッシング・リンク

人間と人造人間の二元論が存在する場合には、両者の境界の溶解をもたらす人と自動人形の愛は滑稽かつ不気味な物語であった。しかし、有機物と無機物あるいは被造物と創造主の境界無き一元論の時代には、両者の相違という問い自体が成立せず、ホマートと人間の愛さえ個人の自由の問題となる<sup>58</sup>。だが、統一性の想定が楽天的に謳われるほど不安は増大し、因果法則の支配を逃れた夢の領域では、両者の同質性を自明とする世界観そのものが、再境界化と共に問い直される。

第53章「ホマートの反乱 (Der Aufstand der Homaten)」において、反乱したホマートは、生存闘争の原理を動員して機械を生命化し、自然化する<sup>59</sup>。だが彼らは同時に、ヒトの系統発生史を取り上げその動物起源を問題とすることで、人間の由来を問い直す。

ホマートは進化の最高段階ではないのか。[…]

私たちは、彼らの作品ではない！彼らの心情の傲慢が、この思想を吹き込んでいる。私たちは自然の作品 (das Werk der Natur) である。自然が彼の精神を發展成熟させ、人間は私たちを実現できるまでになったが、その点、自らよりも高次の物を創造する自然の道具そのものなのだ。

それでは彼は何なのか。猿の、自らが軽蔑する動物の子孫ではないのか。彼の系統樹は、自ら研究した通り、哀れな細菌にまでさかのぼるのではないのか。細胞国家、バクテリアの群体以外の何であろうか。胎生器のなかで細胞から始まり、鰓があり、尻尾があり、獣のように毛深い、進化のあらゆる段階を通り抜け、無気力で、動物よりもぎこちなく生まれてくるのではないのか。(592)

ヘッケルの反復説に倣い、胎生器のなかで胎児が系統樹を辿ることをホマートは主張する。繁殖の自動化は人間を機械化したがる、その生物学的系統発生史は人間の動物性の宿痾として——遺伝的記憶痕跡として——夢のなかの「胎児の夢」<sup>60</sup>において開示される。

この二重の夢は、ホマートにとって福音である。というのもこの夢は、無機と有機の境界を人間は既に一度超えて進化してきたことを示唆しており<sup>61</sup>、この越境が、ホマートによって将来の進化のある地点で人間との同一化として

再現されることを予告するからだ。チャベックの『R. U. R.』における、人類の生存闘争での敗北と新人類の誕生としてのロボットの生殖問題の解決は必要ない。『オートマタ時代』の機械は、既に繁殖可能な生物的存在であり、その未来は絶えざる前進として想定されている。

他方で人間にとって、個体発生は系統発生を反復するという生物発生原則は、進歩への確信と共に恐怖を孕む。個体の生涯は数多の先祖の行為の反復であり、現在の人々の行動も将来の人類にその礎として遺伝する以上、進化の中間段階にいる個人は、系統発生を終末に自身の生涯を加え、過去と未来をつなぐ環となることができる。しかし人間は、ロボットの存在になることを必ずしも歓迎していない。というのも人間が物質から低次の生物を経て進化してきた以上、機械への接近は、無機物への退行を想起させるからだ。夢のなかで登場するホマートと人間の中間存在すなわち未来の人類とマシンの間の失われた環<sup>ミッシング・リンク</sup>は、生者と死者の入れ替わる瞬間に不気味な姿を暴露する。ミが「反乱者！ (Rebellen!)」(593)と叫ぶと全ホマートが停止するが、ルも硬直し、実はホマートであったことが判明する。ルは人間と機械の間の曖昧な存在として、この眉目秀麗な未来人と均整の取れたロボットの理想郷唯一の怪物の形姿となり、人と機械を分離させる。英文学者ジリアン・ピアは、失われた環について次のような機能を指摘する。

環が失われたものであると強調することは、その環が将来発見されるかもしれないと暗示するとともに、人間と自然の「下位の種族」の間には断絶があると強く訴えることである。[…] 環の感じさせる魅力は、それを発見することの恐れであることもしばしばであった。もし環が発見されたら、人間は物質界の一部であることを余儀なくされてしまうだろう。空白が残っているかぎりには、謎が幅をきかせ、人間の優位も安泰なまま保たれる。おそらくそのような理由によって、「失われた環」は、しばしば怪物〔畸形〕として思い描かれるのだ<sup>62</sup>。

人間とホマートの間には、同化への憧れと退化への恐怖の両義的感情が満ちている。一元論的思考法は機械と生物の対立を予め止揚し、生物の機械化のみならず機械の生命化を可能とした。それでも人間には、予測される将来において機械化に向け前進するにもかかわらず、過去の生物性とその身体内に記憶痕跡として潜在している。人間の哀れな由来は、ヒトを一種のホマートとみなすオートマタ時代の人間ではなく、自身を自然の産物と謳うホマートにより夢の内でも宣告されるが、この生物性によって、人間は動物へと退行し機械から距離を取るのだ。有機物と無機物の分断はもはや夢のなかでしか行われえないとしても、中間段

階にあるオートマタ時代の人々は、未来を定める法則を導くためではなく、失われた過去の反復と和解のために、自らの進化の痕跡を必要とする。

科学が大いに発展し技術の精華を極める『オートマタ時代』の世界は、当時の科学知識のみならず一元論的世界観の影響下に、文化に対しても進化の法則が有効であり、社会は法則に従って絶えず到達点に向け前進するという確信を描き上げた。予測的小説は科学的正当性を唱えたものの、導かれた未来社会は万物に精密科学の覆いをかけたあまりに楽観的な、単調で退屈な（反）理想郷であった。だがこの法則の支配する世界内の夢の裂け目では、機械の反乱という破局と共に、生命と非生命の境界の消失への不安が浮かぶ。ホマートによる生物発生原則の参照に際した人間の生物性の強調は、あまりに技術万能主義的かつ楽天的ユートピア小説における、数少ない科学に対する葛藤の瞬間であった。

## むすびに

本論では、『オートマタ時代』が未来社会を構想する上で、当時の様々な科学や技術に関する知識を取り入れたのみならず、世界観そのものを受容し、自然科学の法則性への専心を援用したことを論じてきた。客観的な法則の導出を目指した近代科学の挑戦は、ヘッケルらのもとでは所与の統一性へと反転し、あらゆる現象における普遍性に先鋭化した。一元論的世界観に従えば、有機物と無機物あるいは人間とホマートの境界は初めから存在せず、人間が機械化する一方で機械は生命的に捉えられる。予測的小説の機械進化/生命論は、工業社会批判を企図した文芸的なアナロジーではなく、科学法則の普遍性の証左であることを目指していた。文学的想像力さえもその科学至上主義的な世界観に従属させるこの作品では、所謂二つの文化の混淆や横断とは異なる、文学と科学の統一が志向される。予測的小説『オートマタ時代』は、科学と文学の間の単なる知識や専門用語の交錯にとどまらない、科学的世界観の無制限な実践であった。

元より科学的世界観が優勢である以上、機械文明に対する鋭い諷刺的機能は小説には望めない。このユートピア小説は、SF 史上で重要な多くのガジェットを先取りしたものの、工業社会の諸問題や自然科学の濫用を反省的に捉えることなく、概して楽観的な進歩史観に支配され続けた。加えて『オートマタ時代』は、その依拠した科学理論の異端性のために、将来の社会や技術予測を科学的に認められる可能性を減じた。ヘッケルの主導した一元論思想は、客観的な知識の蓄積とそこから普遍的法則の導出を目指した科学への傾倒の末に、様々な現象の間の相似を本質的統一性の表出とみなす世界観へと反転し、専門分化を進める

諸科学にとっては厳密科学からの逸脱とみなされた<sup>63</sup>。そのためこれに従ったトッコの予測的小説も、科学的方法論の拡張というよりは、教条的な世界観にユートピア世界全体を従属させたに過ぎない。

それでもトッコの未来小説は、ただ個々の科学知識で作品を装飾するのみならず科学的世界観を導入し、それを予測的小説という枠と共に提示したことで、却って科学における類推と普遍化の関連を暴くこととなった。自然科学でもアナロジーは皮相的な補助手段にとどまらず——「あらゆる科学は隠喩から始まり、代数で終わらねばならないのかもしれない。もし隠喩がなかったら、代数も決してないだろう」<sup>64</sup>——むしろ認識や理論の発展に本質的な役割を果たす<sup>65</sup>。現に進化論の文化現象への拡張の試みは、ゼーモンを先駆者の一人とするミーム論においても繰り返された。このような「一般化生物学」<sup>66</sup>の試みが、類推的な戯れに留まるのか、新たな科学領域の創始であるのか、それとも統一的な枠組みを欲する恣意的な世界観であるかは未だ確定しない。だがサイバネティクスやミーム論は、科学においてもアナロジーが完全には放擲されていないことを例示しており、しばしば文学的領域に接近しながら、新理論の創出と暴走する世界観の成立の間で緊張をもたらし続けている。空想的小説ではなく科学的予測を宣言した『オートマタ時代』は、あらゆる領域を飲み込もうとした一元論的世界観の実践の極致としての無限の科学的射程の探究において、自然科学の法則のあらゆる現象に対する有効性それ自体よりも、むしろその思考法に潜在する普遍性への憧憬と類推的な創造性を示したのだ。

## [付記]

本論は日本学術振興会科学研究費助成事業（特別研究員奨励費：研究課題番号 19J14355）の研究結果の一部であり、ドイツでの資料調査に東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター奨学助成金（ZSP）を受領した。

<sup>1</sup> Ri Tokko, *Das Automatenzeitalter: ein prognostischer Roman*. Hrsg. Ralf Bülow. (Berlin: Shayol Verlag, 2004). 以下、本書からの引用は本文中に頁数のみを記す。強調は、原文の隔字体を本文ではゴシック体とし、原文のイタリック体には傍点を付す。別途注釈のない場合、以下同様として、強調原文とのみ記す。

<sup>2</sup> Tokko, S. 17. および Ralf Bülow, Einführung, In: Tokko, S. 9-15 参照。またトッコの由来は仏教の法具「独鈷」と推察されている。Goedart Palm, Ri Tokko oder die Liebe zum Automaten. <https://www.heise.de/tp/features/Ri-Tokko-oder-die-Liebe-zum-Automaten-3401510.html> (最終閲覧日：2021年9月23日)

<sup>3</sup> 識名章喜「『かつてあった未来』から現在へ——ドイツ語圏SF前史を検証する」『ユリイカ』25. 12 (1993), 151-157頁。

<sup>4</sup> 文筆家ハンス・フライは、「リ・トッコの『オートマタ時代』はワイマール共和国の最も重要なユートピア小説」(101) としてつづつ、「小説の構造はコラージュのようだ」(102) と述べている。Hans Frey, *Aufbruch in den Abgrund: deutsche Science Fiction zwischen Demokratie und Diktatur, von Weimar bis zum Ende der Nazidiktatur*

1918-1945. (Berlin: Memoranda Verlag, 2020).

<sup>5</sup> Bülow, S. 10.

<sup>6</sup> 識名, 156頁。

<sup>7</sup> Mona Jaeger, Ein Visionär aus Offenbach. <https://www.faz.net/aktuell/rhein-main/portrait-ludwig-dexheimer-ein-visionaer-aus-offenbach-12804428-p2.html> (最終閲覧日: 2021年9月23日)

フライも豊富な SF 的ガジェットについては、「文学的形式にはしばしば不満が残るが——彼の登場人物たちは血が通っておらず、プロットにはおおよそ筋がなく、彼の頻繁な教育的教導的な講演様式は時折眠気を引き起こしうる——それは作品から独創的な重要性を奪うものでは全くない」としている。Frey, S. 106.

<sup>8</sup> Peter Fischer, *Fantasy and Politics: Visions of the Future in the Weimar Republic*. (Madison: The University of Wisconsin Press, 1991), p. 187. またビューロウも、「リベラルな進歩的ユートピア小説の伝統」にあると述べる。Ralf Bülow, Proletarier und Prognosen: »Utopolis« und »Das Automatenzeitalter«: Stadtvisionen am Ende der Weimar Republik. In: Thomas le Blanc und Bettina Twrsnick (Hrsg.) *Die phantastische Stadt: Tagungsband 2002*. (Wetzlar: die phantastische Bibliothek Wetzlar, 2005), S. 69.

<sup>9</sup> 識名章喜「未来の女性像、または前ファシズム期に夢見られた進歩的完全自動化社会——リ・トッコ『自動化時代』(1931年)について」『東京大学平成三年度文部省科学研究費補助金(総合研究A) 研究成果報告書 ドイツ近代における女性論の展開と文学作品に現われる女性像の変遷』、1992年、177頁。

<sup>10</sup> Charles Percy Snow, *Two Cultures and the Scientific Revolution*. (Cambridge: Cambridge University Press, 1959).

<sup>11</sup> Palm, 前掲2). (最終閲覧日: 2021年9月23日)

<sup>12</sup> 同時期の社会学者マックス・ヴェーバーは、文化科学における法則の導出の濫用を批判している。マックス・ヴェーバー『社会科学と社会政策に関わる認識の「客観性」』富永裕治、立野保男訳、折原浩補訳、岩波文庫、2018年、75-76頁。

<sup>13</sup> 同時期の映画『メトロポリス』(*Metropolis*, 1927) や『モダン・タイムス』(*Modern Times*, 1936) では、人間を従属させる巨大な機械機構が諷刺的に描かれた。

<sup>14</sup> アリストゲネシスとは、現在ではおおよそ否定された定向進化説である。アメリカの古生物学者ヘンリー・オズボーン (Henry Osborn 1857-1935) はアリストゲネシスについて、「その過程は将来の適応の方向に向かって連続的、漸進的、直接的、限定的である」と述べている。Henry Fairfield Osborn, "Aristogenesis, the Creative Principle in the Origin of Species." *Science* 79. 2038 (1934), p. 43.

<sup>15</sup> 自然発生 (Autogenese) は無生物からの生物の発生を意味するが、20世紀初めには外部的作用なく有機体に内在する力によって、進化の方向に指向的な変異が生じることも意味していた。ヘッケルの後継者でもあった動物学者ルートヴィッヒ・プラターテ (Ludwig Plate 1862-1937) は、次のように定義している。「定向進化は二つの形式で考えられ、主張された。第一に、一方向またはいくつかの方向を指向した変異が、有機体自体の内にあり外界から独立した力によってのみ引き起こされる。有機体自体が、進化における駆動要因なのだろう。私は、この見解を自力定向進化 (autogenese Orthogenese) あるいは短く自然発生 (Autogenese) と呼びたい。」Ludwig Plate, *Über die Bedeutung des Darwin'schen Selectionsprincipis und Probleme der Artbildung*. (Leipzig: W. Engelmann, 1903), S. 183-184.

<sup>16</sup> Bülow, 前掲2), S. 14.

<sup>17</sup> 「無意識の記憶をバトラーは彼の進化論の中心に据えた。」清宮倫子『ダーウィンに挑んだ文学者——サミュエル・バトラーの生涯と作品』南雲堂、2010年、61頁。

<sup>18</sup> Samuel Butler, *Unconscious Memory*. (London: David Bogue, 1880), pp. 113-114.

<sup>19</sup> Ewald Hering, *Über das Gedächtnis als seine allgemeine Funktion der organisierten Materie*. 3. Aufl. (Leipzig: Akademische Verlagsgesellschaft, 1921), S. 7. 強調原文。

<sup>20</sup> Hering, S. 5.

<sup>21</sup> 英文学者ルート・パルキン=グーネラスはバトラーについて、「明白な精神的要因(意思、知性、目的)の優位の強調にもかかわらず、バトラーは実際には一層、精神を生理学的実体として扱う精神物理学的(また、非常に現代的といってもよいだろう)一元論に向かっていた」と述べる。Ruth Parkin-Gounelas, *Mind Matters: Butler and Late Nineteenth-Century Psychology*. In: James G. Paradis (ed.) *Samuel Butler; Victorian Against the Grain: a Critical Overview*. (Toronto, Buffalo and London: University of Toronto Press, 2007), p. 204.

<sup>22</sup> Laura Otis, *Organic Memory: History and the Body in the late Nineteenth & Early Twentieth Centuries*. (Lincoln and London: University of Nebraska Press, 1994), pp. 13-14.

<sup>23</sup> Butler, p. 96.

<sup>24</sup> バトラーがヘーリングを知ったのは、1876年であり、『エレホン』執筆時には知らなかったと推察される。Cristiano Turbil, "Memory, Heredity and Machines: From Darwinism to Lamarckism in Samuel Butler's *Erehwon*." *Journal of Victorian Culture* 25. 1 (2020), p. 43.

<sup>25</sup> Turbil, p. 45.

<sup>26</sup> サミュエル・バトラー『エレホン』武藤浩史訳、新潮社、2020年、229頁。

<sup>27</sup> Richard Semon, *Die Mneme: als erhaltendes Prinzip im Wechsel des organischen Geschehens*. (Leipzig: Engelmann, 1904), S. V. ムネーメ論の大意は、次のようにまとめられる。有機物質は環境からの刺激を受けて変化し、それは「記憶痕跡」として物質に記録「エングラフィエ(Engraphie)」される。また生物内に潜在する記憶痕跡が、新たに刺激を受け呼び覚まされることで、想起「エクフォーリー(Ekphorie)」が生じる。習慣や遺伝も、祖先からの記憶痕跡の継承とその発生過程でのエクフォーリーとして、ムネーメ論の範疇に捉えられる。そのため彼は、これら刺激の保存および再生を行う有機物質の記憶作用の総体を「ムネーメ(Mneme)」と呼んだ。

<sup>28</sup> Otis, p. 29.

<sup>29</sup> Daniel L. Schacter, *Forgotten Ideas, Neglected Pioneers: Richard Semon and the Story of Memory*. (New York: Routledge, 2016), p. 122.

<sup>30</sup> ゼーモンに対するヘッケルの一元論の影響については、Schacter, pp. 29-30, 120-121.

<sup>31</sup> 佐藤恵子『ヘッケルと進化の夢——一元論、エコロジー、系統樹』工作舎、2015年、364-373頁。

<sup>32</sup> Ernst Haeckel, *Kristallseelen: Studien über das anorganische Leben*. (Leipzig: Alfred Kroner Verlag, 1917), S. VIII. 強調原文。

<sup>33</sup> 「一方ではあらゆるほかの結晶、他方ではあらゆる有機体と共通する、液晶の最も重要な生命活動は、成長、すなわち同様の部分を周囲の流体から引き寄せて巨大化する個体の能力である。」Haeckel, S. 27. 強調原文。

<sup>34</sup> 福元圭太『賦霊の自然哲学——フェヒナー・ヘッケル・ドリーシュ』九州大学出版会、2020年、297頁。

<sup>35</sup> この記憶能力と「記憶痕跡」の組み合わせは『オートマタ時代』内で繰り返し見られる。例えばこのユートピアの住宅で音声認識によって電気や空調の調節が実行される際にも、記憶装置の説明に「記憶痕跡」が用いられる。Tokko, S. 147.

<sup>36</sup> ミは人間の魂の存在を否定し、「私たちさえ精神生活



(Geistesleben) の名のもとに理解する習慣にあることすべてにおいて、神経系では物理化学的過程以外なものも関わっていない」(216) と述べる。これに対し「私たちは根本的には、ただのオートマタそのものじゃない」と友人メット (Met) は反論するが、ミは「それじゃほかの何なの」(219) と応じる。

<sup>37</sup> Tokko, S. 451-454.

<sup>38</sup> 識名、前掲9), 170頁。

<sup>39</sup> ノーバート・ウィーナー『サイバネティックス——動物と機械における制御と通信』池原止戈夫、彌永昌吉、室賀三郎、戸田巖訳、岩波文庫、2011年、45頁。

<sup>40</sup> 「サイバネティックスは、本質的には機能的であり、行動主義的である。」ウィリアム・アシュビー『サイバネティクス入門』篠崎武、山崎英三、銀林浩訳、宇野書店、1967年、11頁。

<sup>41</sup> オストヴァルトは1911年からドイツ一元論者同盟の会長、ゴルトシャイトは1912年から1917年にオーストリア一元論者同盟の会長を務めている。Cf. Friedrich Stadler, *Spätaufklärung und Sozialdemokratie in Wien 1918-1938: Soziologisches und Ideologisches zur Spätaufklärung in Österreich*. In: Franz Kadrnoska (Hrsg.) *Aufbruch und Untergang: österreichische Kultur zwischen 1918 und 1938*. (Wien: Europa Verlag, 1981), S. 457-458.

<sup>42</sup> Todd Weir, *The Riddles of Monism: an Introductory Essay*. In: Todd Weir (ed.) *Monism: Science, Philosophy, Religion, and the History of a Worldview*. (New York: palgrave macmillan, 2012), p. 4.

<sup>43</sup> Wilhelm Ostwald, *Energetische Grundlagen der Kulturwissenschaft*. (Leipzig, Werner Klinkhardt Verlag, 1909), S. 21. 強調原文。

<sup>44</sup> オストヴァルトは通俗科学書『エネルギー』(*Die Energie*, 1908) や『文化科学のエネルギー的基礎』(*Energetische Grundlagen der Kulturwissenschaft*, 1909) を著した。後者についてトッコは、未来の予測が科学の使命と明示するために冒頭で言及している。Tokko, S. 19.

<sup>45</sup> 桑田学『経済的思考の転回——世紀転換期の統治と科学をめぐる知の系譜』以文社、2014年、27-28頁。佐藤、257-259頁。

<sup>46</sup> 桑田、31頁。

<sup>47</sup> オストヴァルトは『文化科学のエネルギー的基礎』内で自転車の発展を進化として言及している。これが、デクスハイマーの機械進化論の直接の出処の一つであろう。Ostwald, S. 79.

<sup>48</sup> Katharina Neef, *Die Entstehung der Soziologie aus der Sozialreform: eine Fachgeschichte*. (Frankfurt am Main: Campus Verlag, 2012), S. 133.

<sup>49</sup> Rudolf Goldscheid, In: Heinrich Schmidt (Hrsg.) *Was wir Ernst Haeckel verdanken: Ein Buch der Verehrung und Dankbarkeit*. Bd. 2. (Leipzig: Unesma, 1914), S. 251.

<sup>50</sup> 歴史家トッド・ワイアーは、「一元論は疑いなく、自然科学の文化的力の表出であるのみならず、それにより社会活動がその立場への科学的正統性を主張することができる媒体であった」とする。Weir, p. 15.

<sup>51</sup> Max Weber, “Energetische Kulturtheorien.” *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 29 (1909), S. 576. 強調原文。

<sup>52</sup> Tokko, S. 42-43.

<sup>53</sup> このユートピアの優生思想は、障害の予期される胎児の抹殺によって強調される。デクスハイマーは、ゴルトシャイトの哲学に倣い「最小少数の最小不幸 (das geringste Leid der geringsten Zahl)」(663) の原理に従いこの行為を説明する。

<sup>54</sup> 「どれも2メートルほどの高さで、無数の管や電線、調整弁、レバー、スイッチ、計器、抵抗器を備え、複雑な機械の外観であった。事情を知らぬものが見たら、金属とガラスから成るこの機構のなかで、より複雑な生物学的過程が生じるとはとても信じないだろう」Tokko, S. 661.

<sup>55</sup> 識名、前掲9), 174-175頁。

<sup>56</sup> テレヴォックスとは、1927年にアメリカのウエスチングハウス社が発表した電話により送られた音声で遠隔地の機器を操作する装置である。現実にはスイッチの並ぶ機械仕掛けの装置であったが、人型ロボットの枠内にはめ込まれ、また新聞で紹介された際は擬人化されたロボットが照明を点灯する挿絵が加えられるなど、機能の類似から人間的なロボットとして描かれた。久保明教『ロボットの人類学——20世紀日本の機械と人間』世界思想社、2015年、48-52頁。デクスハイマーは、この存在を知っており、『オートマタ時代』のなかで次のように言及している。「私たちはそのような、テレヴォックスと呼ばれ人造人間とされた装置を、技術的古代遺産博物館に保管しています。これはホマートとは何ら共通することがないとしても、確かにそれを、私たちの時代の技術において重要な役割を果たしている命令スイッチの先駆とみなさねばなりません。」Tokko, S. 146.

<sup>57</sup> 久保、54頁。

<sup>58</sup> 彫刻家ラッファ (Raffa) はピグマリオン伝説のように、人間を凌ぐ美しいホマートを創り彼女に恋をするが、ホマートは彼の愛に応えられず、彼は失意のうちに宇宙へと去る。ルは「ホマート愛 (Homatenliebe) は正常の境界に関わっていて、道徳的感情の変位を示すんだ」と述べるが、ミは「私たちの意味での不道徳は、個人の自由への介入としての不必要な制限で、特に耐え難いのは、強制と暴力よ」として、彫刻家を擁護する。Tokko, S. 723-724.

<sup>59</sup> この章では確かにトッコの科学技術に対する諷刺が読み取れるが、他方で人間に対する機械の反乱という通俗的に愛好される筋を描いていながら、分量も少なく、機械の脅威に対する十分な批判もないまま、ミの夢として解決してしまう。従って、ホマートや機械文明への懐疑が小説の全体的な主題とは考え難い。

<sup>60</sup> 小説家夢野久作は『ドグラ・マグラ』(1935) において、人間の胎児は母胎内で系統発生史の夢を見ているとの主張を、「胎児の夢」で展開した。

<sup>61</sup> 博物館長シル (Sil) は、「人は、動植物の多様性をもっとも単純な生物から細胞や桿菌から人間まで上に発展したことを、生命は自然に生命なき物質から生じたことを知っています」(432) と述べる。

<sup>62</sup> ジリアン・ピア『未知へのフィールドワーク——ダーウィン以後の文化と科学』鈴木聡訳、東京外国語大学出版会、2010年、196頁。強調原文。

<sup>63</sup> 「ほとんどすべての科学が、文献学から生物学に至るまで、ときとして、単に専門的知識のみでなく『世界観』の生産者であるという要求を掲げてきた」。ヴェーバー、66-67頁。

<sup>64</sup> Max Black, *Models and Metaphors: Studies in Language and Philosophy*. (Ithaca: Cornell University Press: 1962), p. 242.

<sup>65</sup> メアリー・ヘッセ『科学・モデル・アナロジー』高田紀代志訳、培風館、1986年。

<sup>66</sup> Gerhard Schurz, *Evolution in Natur und Kultur: Eine Einführung in die verallgemeinerte Evolutionstheorie*. (Heidelberg: Spektrum, 2011); Arno Bammé, *Rudolf Goldscheid: Eine Einführung*. (Marburg: Metropolis Verlag, 2020), S. 94-101.



# Novellisierung von wissenschaftlichen Prognosen der Zukunft: die Evolutionslehre von Maschinen und die monistische Weltanschauung in Ri Tokkos *Automatenzeitalter*.

Naoyuki SOMA

1930 veröffentlichte der deutsche Schriftsteller und Chemieingenieur Ri Tokko, dessen wirklicher Name Ludwig Dexheimer (1891-1966) war, seinen einzigen Roman *Automatenzeitalter: ein prognostischer Roman*. In diesem heute fast unbekanntem Buch schilderte er ausführlich das ideale Leben in der Automatenstadt, die 2500 auf der breiten Ebene des Westeuropas besteht. Durch ungeheure Fortschritte der Techniken und Wissenschaften werden alle Lebensstile ohne Ausnahme automatisiert, so dass allerartige Arbeiten von den modernsten Maschinen durchgeführt werden und die Einwohnerinnen und Einwohner dieser utopischen Gesellschaft sich nur mit intellektuellen Tätigkeiten wie Forschung und Spekulationen beschäftigen. In dem Roman formulierte Tokko einerseits aufgrund seines Lebenslaufs als Chemieingenieur mannigfaltige Erfindungen und Apparaten in der künftigen Welt, deren visionäre Bedeutung hochgeschätzt werden könnte, aber er beschrieb andererseits ohne kritische Reflexion gegen Technik selbst die übermäßig langen und (pseudo)wissenschaftlichen Erklärungen von Instrumenten und sozialen Strukturen, weswegen dieser Roman von Literaturwissenschaft als ein extrem optimistische und unkultivierte Machwerk eingeschätzt.

Dieser Aufsatz erörtere den Einfluss der zeitgenössischen wissenschaftlich-technischen Ergebnissen auf *Automatenzeitalter* und bewertet diesen Zukunftsroman nicht nur als die gescheiterte SF-Erzählung, sondern auch als Novellisierung von der naturwissenschaftlichen Weltanschauung selbst. Tokko proklamierte im Auftakt des Romans seine Überzeugung, dass die wirkliche Aufgabe der Wissenschaft die Prognose der Zukunft ist und selbst die kulturellen und sozialen Entwicklungen nach objektiven Gesetzen wie Phänomenen von chemischen Reaktionen vorausgesehen werden. Sein prognostisches Werk sei kein phantastischer Traum, sondern eine wissenschaftliche Prognose in Form von Roman. Deshalb führte er viele zeitgenössischen Ergebnisse der Wissenschaft, vor allem die Abstammungslehre,

im kulturellen Bereich ein und versuchte, nach dem Modell der biologischen Evolution selbst den Fortschritt der Automatisierung von Maschinen zu erklären. Obwohl diese willkürliche Anwendung der naturwissenschaftlichen Theorie teilweise das Zeitalter des Biologismus in der Zwischenkriegszeit reflektiert, deutet die Definition des prognostischen Romans radikal hin, dass Tokko seine Erweiterung der wissenschaftlichen Diskurse nicht für Produkt der literarischen Einbildungskraft, sondern für Beweis allgemeinerer Gültigkeit des biologischen Gesetzes hielt, und dass der Zweifel an seine Grenze von Anfang an ausgeschlossen wurde.

Um die wissenschaftlichen Hintergründe, die im Roman die Darstellungen von Maschinen als Objekt der Evolutionslehre leitet, zu analysieren, verfolgt diese Abhandlung die Auseinandersetzungen über die Beziehung zwischen Physisches und Psychisches von der zweiten Hälfte des 19. bis zum Anfang des 20. Jahrhunderts. Der britische Schriftsteller Samuel Butler (1835-1902) und der deutsche Physiologe und Psychologe Ewald Hering (1834-1918) betonten die enge Verbindung von Material mit Geist. Der deutsche Physiologe Richard Semon schrieb ein theoretisches Sachbuch *Die Mneme* (1904), in dem er den Begriff von Gedächtnis auch auf unbewusste Phänomene wie Vererbung verbreitete und ein einheitliches Prinzip von allen Erinnerungerscheinungen annahm. In seinem hinterlassenen Werk *Kristallseelen* (1917) vertrat der deutsche Biologe und der Gründer des deutschen Monistenbunds Ernst Haeckel (1834-1919) mit seiner monistischen Weltanschauung, die qualitative Unterschiede zwischen organischem und anorganischem Dasein verneint und allgemeine Gültigkeit der wissenschaftlichen Gesetze über alle Welt legitimiert, die Beseeltheit aller Wesen: Menschen, Tiere, Pflanze, Kristalle, Zelle und Atome haben ihre Seele.

Tokko beschrieb Mechanismen von Homaten, künstlichen Menschen wie Robot in *Automatenzeitalter*, mit den aus den

damaligen Wissenschaften entlehnten Terminologien wie Mneme und Engramme, die von Semon sowie Haeckel verbreitet wurden. Dennoch geht es bei Tokko sowohl um ihre Jargons als um die monistische Weltanschauung selbst. Der anorganische Ersatz des menschlichen Gehirns verhält sich so, als ob er scheinbar Erinnerungsfähigkeit hätte, außerdem fungiert die Einheit des natürlichen und künstlichen Neurons als Beweis der These von wirklicher Identität der organischen und anorganischen Substanz. Neben der evolutionären Erklärung von Fortschritt der Automatisierung hebt die (pseudo)biologische Erläuterung der denkenden Maschinen die Allgemeinheit der naturwissenschaftlichen Auffassungsweise hervor.

Mit dieser Beseelung der anorganischen Wesen schreiten die Annäherung von Menschen in der zukünftigen Utopie an den Maschinen fort, was ihre physikalisch-chemische Basis und biologische Entwicklungsgeschichte enthüllt. Die Babys der Automatenstadt werden nach dem eugenischen Plan der künstlichen Zuchtwahl in metallenen Uteri gezüchtet. In *Automatenzeitalter* symbolisiert die Geburt der Menschen als Kunstprodukt nicht mehr mystisches Wunder der Natur, sondern

allgemeine Gültigkeit der Regel von automatischer Massenproduktion. Dennoch kann die monistische Weltanschauung von Identität zwischen Organische und Anorganische, d.h. künstliche und natürliche Menschen, nur im Reich von dem mechanisch-kausales Gesetz überschreitenden Traum überlegt werden. Bei Aufstand deklarieren die Homaten ihre Überlegenheit als geistige Werk der Natur gegen Menschen, die aus Affen sowie primitiven Bakterien stammen. Durch Angabe dieser biologischen Herkunft der Menschen, die in der distopischen Gesellschaft der Automatisierung überall gehasst und versteckt wird, distanziert sich Menschen von den unaufhörlichen Mechanisierungen allen Lebens, selbst wenn solche Rückkehr nur im momentanen Traum geschieht.

Die optimistische Annahme des Hochmutes der wissenschaftlichen Weltanschauung, die allerartige Erscheinungen mit allgemeinem Gesetz erklärt will, führt Tokko zum beschränkten Erfolg, doch dieser Roman verkörpert in der Form der übermäßig pädagogischen und wissenschaftlichen Fiktion ein seltsames Amalgam von den literarischen und wissenschaftlichen Kreativität.



## Ⅱ シンポジウム記録

### 『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』 刊行記念シンポジウム

---

#### Symposium „Repatriierung, Vertreibung und Zurückbleiben. Internationale vergleichende Studie über ethnische Bevölkerungsverschiebungen nach dem Zweiten Weltkrieg“

開会挨拶：外村 大（東京大学大学院総合文化研究科教授）  
編者挨拶：蘭 信三（上智大学総合グローバル学部教授）

#### 第一部 コメント

塩出浩之（京都大学大学院文学研究科教授）  
錦田愛子（慶應義塾大学法学部准教授）  
成田龍一（日本女子大学名誉教授）  
野村真理（金沢大学名誉教授）  
西 成彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科特任教授）

#### 第二部 総合討論

閉会挨拶：川喜田敦子（東京大学大学院総合文化研究科准教授）  
司会：飯島真里子（上智大学外国語学部教授）・川喜田敦子

本シンポジウムは、蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介（編）『引揚・追放・残留—戦後国際民族移動の比較研究』（名古屋大学出版会、2019年）の刊行を記念して、2020年11月7日にオンラインにて、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）の主催、東京大学韓国学研究中心（CKS）、東京大学グローバル地域研究機構（IAGS）の共催で開催された。なお、所属・肩書きはシンポジウム開催時点のものである。





## 『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』 刊行記念シンポジウム

飯島真里子（司会） 本日、司会をさせていただきます上智大学の飯島真里子です。はじめに東京大学の外村大先生に開会の挨拶をいただきます。

\* \* \* \* \*

### 開会挨拶

外村大

（東京大学大学院総合文化研究科）

本日の会は東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）主催で、東京大学韓国学研究センターが共催となっております。私は東京大学韓国学研究センター所長を務めています。引揚の問題は韓国、朝鮮とも深いかわりがあり、私自身も人口移動の研究、在日朝鮮人の研究をしてきましたので、ぜひ学びたいということで、この会に協力をさせていただいております。もともとはこの本の刊行が2019年12月で、本書をじっくり読み、4月に書評会をやることを計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の対応で延期となりました。しかし関係者のご尽力、とりわけ著者・編者でもある川喜田先生のご努力をいただき、今日、会をもつことになりました。オンラインの開催となったことにより、遠隔地の方々もご参加いただいております。実は、私も川喜田先生も、今日の午前中は所属の大学院入試説明会の業務でした。オンラインで実施して、スタッフ40名の教員も、みなさん「午後は研究会がありますので、そろそろ」とか途中で「学会の打ち合わせがありますので」と退出した人が多くいました。オンラインは便利ですが、多忙化を促進しています。今日、お見えの国際的な研究をされている方々も、おそらく「ドイツの会議にも出てくれ」とか「アメリカの会議も」となって、会議やシンポジウムでさらに多忙とされていると思います。その中でご参加いただき、この会をできたことは、この本が大変魅力的で登壇者の方々の顔ぶれを見ても「これは出ておかないといけない」という思いを持たれたためと推測いたします。

本書に関しては、後ほど、ご登壇の先生方からのコメントがあるかと思いますが、わたしも蘭先生や川喜田先生には大変、お世話になっていますので若干、お話しさせてい

ただきます。まず、蘭先生には人口移動に関して2000年代から十数年、この問題をやってこられて、今回の論集も、一重に先生のリーダーシップと力量によって生み出されたところが大きいと思います。

私も、蘭先生の編集の本で、韓国、朝鮮にかかわる移動の研究論文を発表させていただいております。朝鮮民族の移動は人口数的にも多く、20世紀にあれだけ大量の移動をした民族は他にないと思いますが、そうであるがゆえに、わたしなどはともすれば朝鮮民族の移動のことばかり考えてきました。そうしたわたしの目から見ますと、この本は、視野が広く、大きな発見があり、日本の学会に大きなインパクトを与えるようなものであることに驚かされます。ヨーロッパの経験を参照しつつ、アメリカが戦後の人口移動に与えた影響なども含めて論じていて、大変考えさせられました。

また、私が思うのは、引揚、残留の問題にしても現在進行形の問題であるということもあります。韓国関係のことをやっていると、日韓関係の問題の現状はどうか、今後、どうするか等々、歴史学者であっても、現代のことは頭を離れません。今年の夏には、NHK 広島放送局の「ひろしまタイムライン」という企画が問題になりました。これは75年前の状況を想起して、当時、原爆投下の広島を体験した人になったつもりで、ツイッターでなにか語る、ということのようですが、そこでは移動する朝鮮人の列車のなかの様子に対する日本人の反感めいた話も話も出てきます。ここからは、戦争終結後の人々の記憶の問題や歴史が、今なお検証されていない、本質的な問題を掴んで歴史をとらえることがなかなかできないことがうかがわれます。これは現在進行形の問題でもあると思います。

なお、この本では人が「移動」する、「残留」する、人間の物理的身体の「移動」の問題や、引揚途中、妊娠させられた女性や胎児の問題も扱っていますが、もう一つ遺骨の問題もあるとも思いました。朝鮮人の労働者、強制労働だけに限らず、日本のお寺で、そのままお預かりしている遺骨をどうするかという問題があり、朝鮮半島にはそれを探る人たちがいる。そのような問題もあるかなと思いがら、私は本書を読みました。

さて、本日、書評を担当される、塩出浩之さんは日本研究で『越境者の政治史』等の著作があり、錦田愛子さんはパレスチナ研究者、日本女子大学の成田龍一さんは幅広く

日本近現代史の歴史学研究者としてご活躍で引揚についても論じてられました。野村真理さんは東欧ユダヤ人の研究者、西成彦先生は比較文学で多角的な領域から視角から議論を進められ、ご活躍です。たいへん豪華メンバーで、多角的に、さらに本書を深めて学ぶことができる機会として充実した時間となることを確信しています。これで私のご挨拶を終わらせていただきます。

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。次に、合評会で採り上げる本書の編者の一人であります上智大学の蘭先生からご挨拶をお願いします。

\* \* \* \* \*

## 編者挨拶

蘭信三

(上智大学総合グローバル学部)

編者を代表しましてご挨拶をさせていただきます。本日は73人の方の参加ですが、予想を上回る参加登録があり驚きました、本シンポジウムに関心を持っていただき本当に有り難うございます。

当初、本シンポジウムは2020年4月25日に開催予定でしたが、新型コロナの急速な感染拡大で中止となりました。しかし、この5人の登壇者が決まった段階で、「このシンポをやめることはできない」と思っていました。というのは、これだけの人たちが登壇してコメントしていただくことはめったになく、編者として執筆者として、中止するには「余りにももったいない」と思っていました。ですから、ぜひやるべきだと思っはいました。

しかし状況が見えなくて、どうしたものかと気弱になってしばらく頓挫していましたが、春学期を通してコロナ禍においてもやることはやる、と思えるようになってきましたし、次第にオンラインの会議等にも慣れてきました。それに、これだけの人たちに登壇していただくことは、私たち執筆者だけのものではなく、参加していただくみなさんのものでもあると感じ、「これをやめるわけにはいかない」と思っていました。

この間、いろんな人たちに支えてもらいました。野村先生には、「延期になったけど、やめちゃだめですよ」と励まされ、この本を出していただいた名古屋大学出版会の三木信吾さんにも「ぜひ、やってほしい」と背中を押してもらいました。それ以外の方々にも声をかけていただき、勇気をもらい、今日の開催に至ったと思います。

私としては、この開催ができたことでもう胸がいっぱいです。なんといっても川喜田さんがセンター長を務めている東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターに支えていただき、外村先生がセンター長の韓国学研究中心、グローバル地域研究機構に共催していただくという名誉なことです。しかも、5人の登壇者の方々がいて、これだけのセンターがバックアップしていただくことは本当にありがたいと勇気をもらい、今日の開催にこぎ着けました。

登壇者の塩出浩之さん、錦田愛子さん、成田龍一さん、野村真理さん、西成彦さん、とよくもこれだけの人たちに登壇していただけたな、と思います。よくも厚かましくもお願いしたものだな、と思いますが、ほんとによかったです。

さて、この本は基本的に「東アジアとヨーロッパの比較」となっていますが、それだけでなく、もっと多様なインプリケーションがある本だと思っています。それを専門が異なった人たちに、異なる視点からお話していただくことが可能になりました。諦めずに開催してよかった、と思っております。重ねて、この主催していただいたドイツ・ヨーロッパ研究センターの方々、登壇の5人の先生方に御礼を申し上げたいと思います。

私は、これまで数冊の本を編集してきましたが、そこにはいつも誰かとの出会いがありました。出会った人と、どういう共同研究をやっていくか、その成果が編著として現われ、作品化されてくると思っています。外村さんとの出会いは2005年、日本移民学会で「日本帝国をめぐる人の移動」のシンポジウムをよびがけましたが、そこで出会いました。最初は5、6人でシンポジウムを手堅くやる予定が、公募しましたら14人が報告を希望してきて、これはすごいなと思いました。(5名に選択するという方針はすぐに捨て、二日間で全員に報告してもらおうと方向転換しました。)しかも、そのシンポではすごい報告が続き、その後、外村さんらと、これをどうまとめていくかを考え、『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』を2008年に出すことができました。

そして、2011年11月5日は、川喜田敦子さんと出会った日です。川喜田さんの報告を聞いて、「この研究だ、この人だ!」と思ったのです。その日、大阪大学でシンポジウムがあり、私は別の人に声をかけるために参加していましたが、その前に報告された川喜田さんの報告を聴いて驚き、「これだ」と思いました。我々が東アジアを対象にやってきたことと川喜田さんがドイツでやっていることは関連していると感じました。「ドイツ人の追放について、追放者、被追放者が戦後のドイツ社会でいかに適応し、統合されているか」という社会統合に関する詳細なプロセスの報告を聞き、驚きました。というのは、東アジアの引揚研究は盛んですが、戦後の社会統合まで射程にいれている

かという、そうはなっていなかった。それを川喜田さんは見事に研究されている。そこで、あるいはと思って声をかけ、「共同研究をいっしょにやってみませんか」と持ちかけました。

その時、私の中には、ある種の直感があつて、「ドイツと日本の追放と引揚の比較だけでなく、もっと大きな鉦脈にぶつかるのではないか」と思っていました。そしてその鉦脈が、この本につながっていったのです。その後すぐに、松浦雄介さんに連絡して、相談しました。彼は僕が京大で教員だった頃、最初の頃に教えた人ですが（その後、長く共同研究をしてきましたが）、彼と川喜田さんともども共同研究をやろうと相談しました。松浦さんはフランスにおけるアルジェリアからの引揚のことを研究しておりまして、川喜田さんと松浦さんと私の3人でタッグを組もうと。当日、川喜田さんは驚かれたと思いますが、その後、司会の飯島さんや松浦さんや私たちが主催していた研究会に招待して、共同研究のプランは具体化し、そして、この共同研究が動き出したのです。

本書の目次や著者紹介を見られるとおわかりのように、吉川元さんと私だけが年齢が高く、他はバリバリの若手・中堅の人たちばかりです。しかも崔徳孝さんと李淵植さんという海外にいる研究者も参加してもらっている。李さんは韓国から（李さんとは、2010年に韓国満洲学会の招待で延世大学での大会シンポジウムに参加した時に知り合い、それ以来の友人で、2013年からのプロジェクトにも最初から参加してもらいました）、崔さんはイギリスから参加されており（崔さんとは2014年4月の North Carolina での David Ambaras さんを中心とする日本研究に関するワークショップで出会いました。その後彼はケンブリッジ大学、シェフィールド大学へと異動しました）、この研究は大きな広がりをもってきたのではないかと思います。

なぜこの共同研究を始めたかという、それは川喜田さんに出会ったからです。日本では、引揚研究は一国的研究であった、その一国的な引揚研究を打破したかったのです。

そもそも、人の移動研究も、最初は日本と帝国内の二国間を移動するという研究だった。それに対して、私たちが「帝国圏における人の移動」というフレームをうち出し、その後、ペンシルバニア大学の東栄一郎さんや飯島真里子さんたちが「環太平洋圏における人や技術や資本の移動」というフレームをうち出して、ひろい文脈での研究に広がっていきました。

しかし「引揚研究」は広がらなかった。なぜか、ある種のナショナリズムとの兼ね合いがあるのでしょうか。なかなか展開できなかったのを突破したいという野望、野心がありました。その結果、本書ができたのです。「引揚研究をグローバル・スタディーズにしたかった」というのが私

たちの欲望だったと思います。しかも、日本と朝鮮半島のかかわりについて、私と崔さんと李さんの3人が書いていますが、この3人の書いたものを重ねるといろんな示唆や読み取りが出てくる。それらを、グローバルな視点でローカル、ナショナルな側面を読み解いていく。単にローカルをグローバルに連関させていくだけでなく、その事例がもつインプリケーションを重視して深く、広く解き明かすことです。本書の刊行から少し時間がたって読み返してみると、我がことながら、「こんな重要な広がりをもつ本だったのか」という深い感慨を、今は、もっています。

さて最後に、オンラインでの開催ですので十分な議論が難しいかもしれませんが、このシンポジウムを本日開催できることは本当にうれしい限りです。これから5名の先生方からコメントをいただき、フロアからもコメントをいただきたいと思います。それをディスカッションしていただければ、このシンポジウムの企画意図が叶えられると思います。

みなさん、今日のご参加、本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。以上をもちまして、編者、執筆者を代表しての挨拶とさせていただきます。

\* \* \* \* \*

飯島 個人的な出会いのエピソードや本の成り立ちについてお話ししていただき、ありがとうございます。それでは本日の流れを紹介します。

第1部は評者によるコメントを以下の5名の先生方をお願いいたします。京都大学塩出浩之先生、慶應義塾大学錦田愛子先生、日本女子大学成田龍一先生、金沢大学野村真理先生、そして最後に立命館大学西成彦先生からコメントをいただきます。第2部は執筆者とのディスカッションとなります。それでは最初に塩出浩之先生からコメントをお願いいたします。

\* \* \* \* \*

## コメント

塩出浩之

(京都大学大学院文学研究科)

私も実は、2005年に京都大学で開かれた日本移民学会のワークショップに参加しました。当時から蘭先生は、「日本帝国をめぐる人口移動」という枠組みで共同研究を主催され、「引揚」を東アジアの中でとらえることを考えてこられました。この共同研究の最新の成果である本書は、さらに「引揚」を世界的な比較や因果関係の中に位置づけ、



「引揚」の理解を大きく変えるものだと理解しています。私からは3点、コメントをさせていただきます。

第1点は「国民国家を創り出すための強制的な住民移動」です。ここではまず、第1章～第3章を中心に、本書のコンセプトを確認したいと思います。ドイツ人の「追放」と日本人の「引揚」、さらに朝鮮人の「引揚」も含めて、これらを第二次世界大戦後において国民国家をつくりだすための強制的な住民移動だったと理解する見方が、本書によって示されました。第二次世界大戦後、戦後処理の中で住民移動政策として行われたのが日本人の「引揚」やドイツ人の「追放」でした。また朝鮮人の「引揚」も完全に強制とはいえませんが、送還か、日本に残るかとの二択だったわけで、やはり自由のない移動であったといえます。

住民移動政策は連合国の首脳的意思によるものであり、国民国家イデオロギー、すなわち「世界はネイション・ステイトを単位とするものとして編成されるべきものであり、そのことによって国際紛争もなくなる」という理想に基づいて、国際秩序を強制的に再編するために実施された。具体的にはアメリカ、イギリス、ソ連が東ヨーロッパにおいてドイツ系住民を「追放」することに合意したことがきっかけとなり、アメリカが東アジアにおいて日本人の「引揚」、アメリカ側からいえば「送還」を検討するに至ったという因果関係が明確に示されました。

さらに、住民移動政策は第二次世界大戦後に始まったわけではなく、前提がありました。第一次世界大戦後、ギリシャとトルコの間に住民交換があった。そもそも第一次世界大戦の原因が複雑な民族構成にあったという認識から、できるだけ複雑な民族構成をなくしていくことが平和をもたらすという当時の考え方に基づいて行われた。つまり住民移動政策には、複雑な民族構成を国際紛争の種と見て、民族的に同質な国民国家をつくりだすことで、平和な世界を実現しようという意図があった。第3章では、このような強制移住を可能にしたのは「国民国家原理に対する信頼と共感であった」と指摘されています。それが理想であり、その理想を実現することで世界はよくなると、当時の人々が思っていたことが、本書で示された大きな発見であったと考えています。

2点目は、「「引揚＝追放」後の戦後世界」です。以上のような形で行われた「引揚＝追放」(実は日本人の「引揚」自体、ある意味で「追放」であることも、本書から分かるわけです)の後、戦後の世界はどうか。これが第一の論点から導かれる、さらに大きな論点だと思います。私自身は、国民国家は今も実在しないし、過去にも実在しなかったと考えていますが、国民国家が現にあるとか、国際社会の単位だという考え方は、今もなお広く見受けられます。なぜそうなったのか、本書の知見から示唆されると考えています。

第二次世界大戦後の世界では、国民国家イデオロギーに基づいて国家を構築し、脱植民地化を行うことが広く進みました。まず脱植民地化については、多くの植民地が独立したことが知られていますが、本書が示したもう一つのポイントは、これに伴って人口移動が起こったことです。単に国境線を変更しただけでは、そこにある複雑な民族構成は変わりませんから、国境線の変更にあわせて人を移動させることが大規模に起こったわけです。第4章や第5章では、第二次世界大戦の戦後処理よりも後の時期に、アフリカの脱植民地化に伴い、フランス人、ポルトガル人という旧宗主国の人口移動が起こったことが示されています。

また国民国家イデオロギーに基づく国家構築は、必ずしも脱植民地化という形だけを取ったわけではありません。吉村貴之さんの「近現代のアルメニア人社会が包摂する「境界」」(『歴史学研究』第963号、2017年10月)で示されているように、アルメニアは国家をもたない民でしたが、世界中に離散していたアルメニア人を、ソヴィエト連邦のもとにつくられたソヴィエト・アルメニアに「帰還」させる事業が行われた。そもそもアルメニア人が暮らしていたところはソヴィエト・アルメニア以外の領域をかなり含んでいたため、本当に「帰還」したとはいえないわけですが、にもかかわらず、それが大規模に行われ、アルメニア人のかなりの部分も、それを望んだ。本当の意味では「帰還」ではなくとも、国境線で囲まれた自分の国家に属することを望んだわけです。

戦後、そして冷戦期には、国民国家があたかも実在するかのように人々の間で信じられるようになったわけですが、それは自然なことではなく、ある種の権力の意思に基づいて行われたことであったといえます。人の移動が冷戦構造下で制約されていたことも、それを助長しました。複雑な民族構成を国境線にあわせて移動させようという権力の明確な意思があり、さまざまな人口移動や国境の変更が行われたことが、人々の世界の見方を大きく変えたのではないかと考えています。

3点目は「ヒトの移動を規定する国籍」で、これは今日的な関心も含む論点です。今回のシンポジウムは、4月開催の予定が11月に延びました。もちろん新型コロナウイルスの影響ですが、私自身、3月、4月の時期に虚をつかれたように感じたことがありました。それは人の国際移動がパタリと止まったことです。コロナ禍で止めざるをえなかったわけですが、なぜ止まったか。それぞれの国家が国民以外を国境線の中に入れない政策を選択したからです。自国民は帰国を許すが、他の国籍をもつ人は無条件では入国を許さない政策をとったわけです。戦後直後のように、極端に人口移動が不自由になった時代は終わったと楽観的にとらえていましたので、ショックでした。「こういうことが起こるんだ」と。

そこで、このような状況と第二次世界大戦後に起こった状況は、どういう関係にあるかを考えてみたいと思いました。当時は特異な状況だったといえるのか。そうではなく、今の世界とつながっていると考えた方がいいのではないか。近代世界におけるグローバルな人の移動とはなにかを考えた上で、その中に今日の状況、および第二次世界大戦後の住民移動政策を位置づける必要があると思います。

しかし、現在起こっている、人の移動が極端に制限された状況は、もちろん民族移動の観点から理解することはできない。ウイルスの問題ですから、エスニック・グループとは関係ないわけです。中には、あえてエスニックな問題として捉えようとして、「チャイニーズ・ウイルス」などといっている人もいますが、それは別の問題であって、基本的にはエスニシティの問題ではない。しかし明らかに国籍は大きな問題になっている。そこで、人の移動と国籍はどういう関係があるか、改めて考えてみてほしいのではないかと思います。

まず私自身の研究（『越境者の政治史』名古屋大学出版会、2015年）も含めて、日本人の「引揚（送還）」がどういふものであったかを確認してみたいと思います。第二次世界大戦後、日本の国境は縮小しました。日本がポツダム宣言を受諾し、それによって植民地を放棄したためです。その結果、それまで日本の領土であった植民地に移住していた日本人は、国境線の外に置かれることになった。それまでは国境の内側にいたから自由に移動していたのが、日本の敗戦とともに国境の外側に置かれた。そこで「引揚（送還）」が起こるわけですが、これは交戦国の強制によって、日本の国籍をもっている人たちを国境の内部に移すという作業でした。実際に、朝鮮半島や台湾において「国籍登録」から逃げようとした日本人がいたことは、さまざまな史料にも残っています。日本国籍をもっているから、日本に引揚げねばならなかったのです。ここで「民族移動」という言葉を使うことはできるのですが、実際の移動プロセスにおいては、日本国籍をもつ者を移動させました。ただし、その際に、日本国籍をもつ者は誰なのかが再定義されました。それまで日本国籍をもっていた朝鮮人は日本国籍ではないとされ、沖縄の人々もアメリカが沖縄を占領していたため、「琉球人」として別扱いされた。「誰が日本国籍保有者か」が変更された上で、日本国籍をもつ者が日本の新たな国境内部に強制移動された。これが「引揚（送還）」だったわけです。

ではドイツではどうだったか。川喜田敦子さんの『東欧からのドイツ人の「追放』』（白水社、2019年）を読むと、ドイツ系住民の「追放」でも、国籍が大きな意味をもっていたことが分かります。ポーランドやチェコスロバキアに現地国籍をもつドイツ系住民はたくさんいましたが、それが剥奪され、その後、東ドイツ、西ドイツ、さらにオース

トリアといった受入れ国の国籍を付与される形で「追放」が行われました。日本の場合とは違い、人口移動を跡づけする形で国籍を剥奪する作業が行われたわけですが、やはり国境と国籍を一致させる形で移動が行われたのです。

実は日本の場合も、アメリカやカナダにいた日系二世については同様のことが起こりました。アメリカやカナダが日本の交戦国となったため、彼らは忠誠を問われました。中には「自分たちはアメリカ人、カナダ人なのに、なぜ忠誠を問われなければいけないんだ」と、それに逆らった人もいて、さらには日本への「送還」を選んだ人もいました。その際、アメリカは国籍の放棄を求め、カナダの場合は剥奪しています。東ヨーロッパと同様のことが、アジア太平洋でも起こっていたのです。

R. ブルーベイカーの『フランスとドイツの国籍とネーション』（明石書店、2005年）の中で、国籍とは、ある国家に無条件に滞在・居住・再入国できる資格だという鋭い指摘があります（47頁）。国家が追放できるのは外国人だけであり、逆にいえばその外国に受入れ義務があるわけです（119頁）。ただし、いま述べたように、人口移動や強制移動に伴い、国家は自国民の国籍を剥奪することもある。さらには、国籍をもっている人が、その国の中で国内移動の自由を制限されることもある。戦前の在日朝鮮人は、そのケースです。いずれにせよ、国籍とは国家が移動を制限し、コントロールするために使われる機能をもっていることがわかります。

この後に報告される錦田愛子さんの編著『政治主体としての移民／難民』（明石書店、2020年）を、たいへん興味深く拝読しました。その中でも、国籍と密接にかかわるシティズンシップの剥奪が、移民・難民について起こりうるということが論じられています。錦田さんは、「それは例外状況であるが、いつでも起こりうるものである」と鋭く指摘されています。具体的には中東のケースで、国境の移動にあわせて国家の側がシティズンシップを恣意的に与え、剥奪することが描かれており、非常に参考になります。

国籍やシティズンシップは、一見、権利であるところえられがちですが、単純に権利とはいえない。ある種、国家が人の移動を管理するためにつけているタグのようなものではないかと思うわけです。タグだから二つあったりもする。そう考えてみると、今日までのグローバルな移動を考えるヒントが得られるのではないのでしょうか。

なお、本書の書評を『週刊読書人』に書いております（第3331号、2020年3月13日）。ご関心があれば、ご覧下さい。

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。「戦後の国民国家イデオロギーと国境線の引き直し」を人の「移動」と関連づけ

て、わかりやすく説明していただきました。さらに「個人の移動を管理、制限する「国籍」の問題」という重要なご指摘をいただき、今後のディスカッションが非常に楽しみです。次に錦田愛子先生からコメントをお願いします。

\* \* \* \* \*

## コメント

錦田愛子

(慶応義塾大学法学部政治学科)

本日はこの場にお呼びいただきまして、ありがとうございます。このテーマに関して私は一番門外漢であるため、本書を読み、勉強させていただきました。「引揚」「残留」という問題について、きちんと勉強したことがなかったこともあり、今回、拝読して「比較の視点」の大事さを改めて実感致しました。私はこれまで中東、パレスチナを中心に難民問題を扱ってきましたが、そうした視点から本日は、この本を拝読して思ったことをコメントさせていただきます。

本書の狙いは序章でも述べられている通り、「国際社会における帝国崩壊と民族マイノリティの強制的な移動における歴史的な連続性とグローバルな連関」を指摘することです。その目標の通り、本書には多様なケースが一冊の中に込められており、それらを通してまとまった内容、テーマについて論じられている著作だと感じました。私自身も今年の春に編著を出し、研究会で互いに議論しているとはいえ、地域や専門が違う内容を結びつけて一本の糸を通すのは難しい作業だとつくづく思いました。この本はそれに見事に成功しておられます。長い間共同研究をされてきたご経験と、テーマの明確さと、「歴史的な連続性とグローバルな連関を示す」意図が明確に意識された中で各章が書かれていることが、まとめあげられた要因として大きいのかなと思いました。

編著をまとめることが一般的に困難である背景として、それぞれの事例やケースは当事者・当事国にとって固有のものであり、それを相対化することは困難な側面があることが挙げられます。たとえば10、11章で扱われている「日本の戦前における帝国主義の問題」などは、日本人である我々にとっては当事者の視点で見えてしまうところがあり、相対化しにくいものです。ところがそれを「東アジアにおける人の動態と同時代的なヨーロッパや他の国々とも共時性があることを指摘する」俯瞰的な見方で捉えることにより、優れたまとめになっていると感じました。こうした試みは、私が専門とする中東研究の分野でも全くないわけではなく、たとえば Bashir というイスラエル・パレスチナ

人の研究者は、ユダヤ人の Goldberg との共編著で「ホロコーストとナクバを比べる」試みを行っています。「ホロコースト」はご存じかと思いますが、「ナクバ」というのはイスラエルの建国により、当時で70万人近く、今で数えると500万人を超えるパレスチナ人が難民となったという、イスラエル建国による離散の悲劇を指す、アラブ側・パレスチナ側の呼称です。それぞれにとっての民族的な悲劇ではありますが、これまでこの二つの言葉を並べて語ることはタブー視されてきました。比類のない悲劇だと語られてきたことを、あえて相互に関連する紛争の当事者間で語る、比較するという試みはまだ始まったばかりです。「引揚・追放・残留」も同じように地域を限定することなく、また対象を一つの紛争に限定することなく、研究を進めておられる点がすばらしいと思いました。

とはいえそれらの事例を貫くもの、共通体験として語られるものとして「第二次世界大戦後」という同時代性を横軸に設定されていることが、一つの成功の秘訣なのかなと感じました。それぞれの歴史でまとめる場合は「各国史」が縦軸になるわけですが、それに加えて第二次世界大戦、またその少し前を含めた大戦前後の動きが横軸となっています。なおかつ優れていると思ったのはマクロな共通性に着目されながらもミクロな記録、体験の語り、決して軽視されていないことです。フランスにとってアルジェリアが特別な位置づけにあること、「他の植民地とは違う」というフランス国内での固有の位置づけや、また性暴力被害者が置かれた状況、それにどう対応したかといったディテールを、各章では丁寧に資料をたどって明らかにされています。これにより、優れて「ミクロ」と「マクロ」の両方を生かした記録、著作になっていると思いました。

またこの本が魅力的な、もう一つの点は「国際移動」という論点にあります。ここで描かれている「引揚・追放・残留」は、いずれも当事者にとっては辛い体験であり、マイナスの体験であることが多いです。それらを生き抜いた人たち、経験した人という「能動的主体」の視点からとらえ直そうとされていることが、この著書を魅力的なものにしています。私が面白く読ませていただいた箇所のひとつとして、引揚の人たちが炭鉱労働者として入っていったという話がありました。そこにしか自ら身を寄せる場がなかったのが移動したが、そこに身を置くことや、自分たちの生き方そのものに満足できなかったため、ある程度のステータスが確立されると、また自ら移動していくという人の「移動」の動きと、その中でどういう認識があったかを、第8章で明確に提示されていたのは興味深く感じました。

また「引揚エリート」という分析概念も印象的でした。植民地に入っていた人々は、実際には社会的にも知的階層としてもエリートの方が多く、それが引揚後も、ある程



度、復興を意識的に担っていき、貢献された方が多かったという指摘は、移動主体を「能動的な主体」としてとらえることで見えてくるものだと思います。また他方で、「難民」という存在や「移動」する「主体」を、あえて「客体」と位置づけることで、「移動の政治性」を上から打ち消すことが起きるということが、第6章のアメリカのベトナム難民の事例で描かれていると感じました。北ベトナムから南ベトナムへの移動が、実はアメリカの冷戦政策と結びついていたこと、そこに慈善団体が関与し「これは人道的な支援です」と言うことによって、政治的な意図が表に出ないようにしていたという視点も、面白い指摘として読ませていただきました。

時代を超え、洋の東西を超えて、とても勉強になったのは「ローザンヌ」精神です。ギリシャ・トルコ間の「住民交換」が、成功したモデルとして参照されているという指摘です。それがヨーロッパだけでなく、東アジアの引揚政策にも影響を与えていたこと。洋の東西を超えてモデルとなる「人口移動」というものがあったというのは、面白い指摘だと思います。それが、なぜモデルになったか。当時の時代背景、「民族自決」「国民統合」に向かうに際して「民族の強制移動が国家安全保障の一部として行われていた」という指摘も、鋭いものだと拝読しました。流れとして、第一次世界大戦後に「民族マイノリティの国際保護制度」が法的・制度的につくられたにもかかわらず、それがうまく機能しないことが第二次世界大戦後に判明した。そこで今後はそれ以上揉めないように、戦争を抑制する目的で「民族国家」をつくるのが目標になった、という流れと理解しました。本書に収められた以外の「人の移動」の事例を理解する上でも、一つの明確な指標、理論を提示されていると感じました。

私の研究対象としての中東においても、まさにこの時期、「ユダヤ人国家の建設」を目指す「シオニズム」の主張が出てきます。第一次世界大戦直前に始まったシオニズム運動が「民族自決」として戦間期にパレスチナへのユダヤ人の移民を進めていき、第二次世界大戦直後に民族国家イスラエルをつくったという流れは、ちょうどこの構図にあてはまり、説得力をもって議論を伺うことができました。

ではなぜそのようなグローバルな連関が起きたのでしょうか。それは偶然の一致ではなく、世界秩序を規定していく要因が、二つの世界大戦だったことが大きいと感じます。「二つの世界大戦という共通経験によって、グローバルな人の移動にかかわるイデオロギー、枠組みが生まれてきた」と解釈できるのではないかと思います。

他にも同じ時代に起きた共通体験としては、「植民地帝国」があると思います。アルジェリアでは何世代にもわたる「長期入植」があり、そこで通婚が起きました。もしくは通婚はしていないものの支配者側についたために、現

地住民として植民地撤退後、そこにとどまることができず、「引揚」として移動した人々がいました。こうした人々の存在は、おそらく他の植民地の事例でも十分にあり得て、あてはまるモデルかと感じました。ポルトガルの植民地の事例では「ポルトガル熱帯主義」という概念が出てきて、先住民と、移住した植民者のポルトガル人の間で協調的な世界が生まれたという指摘がなされます。これを聞いて、私の中では単純に「大東亜共栄圏」が浮かんできて、日本人も当時は同じような主張をしていたのではないかと感じたりもしました。植民地をもち、戦後、それが解体されていくに伴い、「国籍」の問題が生じてくるわけですが、なぜそういう共通体験が世界各地で起きたかという、植民地に対して国際的に「移住」していくことが世界的にも盛んに行われていた時期があったからです。その共通体験が影響していると感じました。

そのような共通体験を見ていく上で、現代的な視点、また後から振り返る視点として大事と感じたのは「加害者側の被害」の問題です。「入植していったのだから、追い出されるのは当然ではないか」という主張は成り立つわけですが、実際に加害側に回った入植者は国策に基づいて「移動」した人たちが多いわけですから。彼らは政策と政治状況が変わったことで、追放を体験せざるをえなくなる。個人的に「侵略」に賛成する意図があったということでは必ずしもないと思います。戦後の「追放」は、世界大戦後の戦後処理として、戦勝国の構想のもとに進められていくわけです。「ドイツ人の「追放」と日本人の「引揚」に共通性がある」という指摘を本書で読ませていただきましたが、これは大事な視点ではないかと思います。

中東でも同じことが起きており、イスラエルの建国はアラブ・イスラームの土地を奪ってユダヤ人が勝手に建国をした行為と捉えられました。当時、中東諸国にはイラン、モロッコなどにたくさんのユダヤ教徒が住んでいました。ですが建国後は、彼らがその土地に住んでいられなくなり、イスラエルに向かう「人口移動」が生じることになりました。その時、中東諸国で起きた暴力を「ファルフード」といいますが、そこに住んでいたユダヤ教徒には何も悪い意図はないわけです。それまでずっと中東に住んでおり、他のキリスト教徒、イスラム教徒と共存していたのに、イスラエルが作られただけで勝手に加害者扱いをされる。そうした経験は行き場のないところに追い込まれてしまい、戦後、個人の体験として回収することしかできない状況に置かれています。未だに声高に語られることはありません。「引揚」とか「残留」の問題も、個人の語りとして記録されることの方が多いと思いますが、明らかに日本政府の当時の方針に従って移住した人たちの結末なのであって、それをどう回収していけるかは、今後の一つの課題、テーマなのかなと読んでいて感じました。



こうした文脈では、移動にまつわる「責任の問題」が、最後にモヤモヤとして残った自分の中の疑問です。「人の移動」は国策として決められているわけで、その結果としてサハリンや満洲で「残留」を余儀なくされた人々には、かなり甚大な結果が生じています。「家族の離散」「残留孤児の問題」「国籍問題」も起きてきて、それらは「個人の責任」に着せられてはいけないものだと私は思うんです。イスラエル建国によってパレスチナ人が故郷を失ったことも、ユダヤ・アラブが故郷を失ったことも、原因を同じくする同等の悲劇だと思います。法的な「国籍」の問題が発生するという以上、人の「国際移動」がそもそも暴力を伴うものだという事は、現代のテーマに関して広く指摘されているところです。小泉康一先生もご著書で書かれていますが、シリアやイラクで戦争が起き、家を追われるのは「国際強制移動」の一つです。そこでは物理的な暴力が起これ、暴行や略奪もあると同時に、構造的な暴力によって人々が追い出されるという見方もできるわけです。現代、起きている難民の問題と、当時の「引揚げ」時に起きた暴力の問題は、そんなにきれいに区別して別の問題として語るべきではないのではないかと、私の中ではまだ整理できていません。イスラエルの建国の際、「住民追放」が明確に意識されていたのか、いなかったのかという点が、パレスチナにおいては問題とされているわけですが、それは日本人の「引揚げ」の時に振るわれた性暴力の問題と、それほど大きな差があるとは思えないのです。そうした移動に伴う「責任の所在」を、みなさんは、どうお考えになっているのかをお聞きしたいです。異なる時点の出来事を比較することで、また「責任」問題として具体的な事象からは切り離してこそ、学問的に明らかになることもあると思います。本書ではそうした比較によって既に多くの知見が得られていることは、冒頭で述べた通りです。ですが同時に、難しい問題ですが、学問と政治は、ある種の不可分性をもつのではないかと考えています。

たとえばパレスチナ、イスラエルの領域でいうと「考古学」という学問を通じて「ここに、かつてイスラエルという国があった」と主張して、現在の国の存立根拠を立証しようという動きもあります。イスラエルという国ができた時、トランスファー(意図的な追放)が起きたかどうか、議論されています。その議論では、歴史家が示す立証の正確さより、シオニズムという国家の方針に対する立場をそれぞれの歴史家が問われ、否定した人物はイスラエルの学会を追放されるということも実際に起きています。研究と学問は分離した方がいいかもしれませんが、どうしても切れないところも出てくるものを、どうとらえていくべきか、みなさんのご意見を伺えればと思っています。「人の移動は自然現象とは違い、そこには何らかの意図や背景が絡んでいる。それをどうとらえていくか」という問題提起

をさせていただきたいと思います。以上で、コメントを終わらせていただきます。

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。「共通体験」をキーワードとして各論を貫くポイントを、わかりやすくまとめていただきました。先生のご研究テーマである中東、パレスチナの研究とどのように対話できるかについても含めてご議論いただきました。塩出先生の「国籍」問題とも絡むと思いますが、「人の移動に伴う国家の責任」や「暴力の問題」をどう考えていくべきかという重要な問題提起をしていただきました。それでは成田龍一先生、よろしくお祈りします。

\* \* \* \* \*

## 「引揚げ」という問い方・再論

成田龍一

(日本女子大学)

私は日本の近現代史を勉強しています。「引揚げ」に関しては、2003年11月に「『引揚げ』という問い方」(『思想』第955号)という論考を書きました。そのため、今日は、この本(蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編『引揚げ・追放・残留:戦後国際民族移動の比較研究』)を合評するにあたり、「『引揚げ』という問い方・再論」として報告させていただきます。

日本近現代史研究では、「引揚げ」という普通名詞が、そのまま教科書の中に歴史用語として出てきます。これは1945年8月の敗戦に伴い、今まで植民地や占領地にいた人たちが日本本土に戻ってくる現象を指します。このことは「引揚げ」がきちんと定義され、分析の対象とされてこなかったことを意味しているでしょう。加藤聖文さんによる資料の整備こそ、ようやく開始されていましたが、2003年ころには、まだ研究としてはそのかたちが見えない状況にありました。そのため、私は「引揚げ」という言葉/現象が、敗戦後の日本の国民的記憶の中で定着していく過程を追うという方法をとりました。そして、「引揚げ」をめぐる、「1949年前後にその歴史像をつくっていること」を、2003年の論稿で報告しました。

つまり1949年前後に、集中的に「引揚げ」の体験記が刊行され、現在まで読み継がれ語り継がれる代表的な「引揚げ」の記録、体験記——その代表が、藤原てい『流れる星は生きている』(1949年)です——が刊行されます。映画化も伴いながら、「引揚げ」の体験が語られ、それが日本におけ

る引揚の記憶の源泉になっています。

このことは、1949年前後——冷戦体制がはじまった時期に、提供され、出版された手記をもとに日本における引揚像がつくられたということです。引揚直後に、みずからの生活も、いや日本社会全体も混乱しているなかで、手記を書くことができる経済的にも環境的にも「ゆとり」をもつ社会層の引揚経験が、その基盤をなしています。

さきの論稿では、こうしたことから、1949年前後に形成された日本における「引揚像」は、①中産階級の人々の経験をもとにしており（階級性）、②その書き手の多くが女性であり（ジェンダー的な背景）、③そこでは「逃避行」を中心とした「引揚像」が定着していく流れがあった、と主張しました。

別の言い方をすると、大日本帝国の崩壊に直面し、植民地・占領地にいた人々が、「引揚」という経験を通じ、「家族の絆」を改めて確認し、国民国家に再包摂されていったということであり、「ナショナリズムと家父長制を背景にもつ引揚像」がつくられていったということになります。

この時、いくつか論点的に言葉を足しておきますと——本書『引揚・追放・残留』でもきっちり論じられていることですが——「引揚」という言い方のもつ問題点があります。すなわち、「引揚」という語は、すでに（現地からの）「追放」という実情を覆い隠す言葉になっていることです。「敗戦」を「終戦」と言い換え、「占領軍」を「進駐軍」と言い換えたことと同じ心性で、（植民地・占領地からの追放を）「引揚」といっている。しかも日本の「引揚」は、民間人のケースがモデルになっていて、兵士のばあいは、別途「復員」として論じられていきます。

「追放」という実情を回避し、国民的記憶の暗流として「引揚」というものが、多くの人たちの感情の中にあったこと。そこにメスを入れることが、私にとっての「引揚」研究の課題でした。当時はまだ接点を有していなかったのですが、いまから振り替えると、帝国意識を軸にした人流を、東アジアの国際関係のなかで考察される、編者のひとりの蘭信三さんの共同研究、浅野豊美さんの研究などとの共通の問題意識も感じます。

前置きが長くなっていますが、そうした「引揚」研究が大きく動き出し、一つの結節点となったのが、2016年に、朴裕河さんが『引揚げ文学論序説』を書かれたことであるように思います。この著作をめぐっては、立命館大学でシンポジウムが開かれています。このときには、「戦争の終わり」と引揚げ／強制移住／故郷喪失」もあわせて開催されています。文学研究から提供された「引揚」の記憶の問題を、ひろく考える議論がなされました。

さらに、蘭さんが編者として加わった、上野千鶴子・平井和子（編）『戦争と暴力の比較史へ向けて』（岩波書店、2018年）の中でも、「引揚」が重要な分析対象となり、こ

こでは性暴力の問題が扱われています。さらに、西成彦さんの『外地巡礼』（みすず書房、2018年）が、多様な「人の移動」の中で「引揚」の問題を扱い、「引揚」をめぐる議論が大きく前景化してきました。海外でも、みなさんが参照されるワットさんの引揚をめぐる研究がなされています。

こうした状況のなかで、本書『引揚・追放・残留』が登場してくることになります。これまで述べてきたことを第1ステージとしますと、この本は明らかに第2ステージを切り拓いた著作であると思います。これまで日本近現代史の中で論じられてきた「一国史的な引揚」を、一挙に国際比較、国際関係論の視点を持ち込み、大きな文脈に拓く議論を提起して、新たな研究のステージを切り拓いたと思います。

蘭さん自身が編者としてすでに話され、さきの二人のコメントもそれぞれに論じられていましたが、帝国の崩壊に止まらず、第二次大戦後の敗戦という新たな秩序形成に向かう人流に着目し、「引揚・追放・残留」の理論を組み込んでいく著作です。日本史を軸に考えますと、もっぱら「敗戦国」ということが「引揚」の視点の中心に据えられてきましたが、しかしこの『引揚・追放・残留』では、フランスのように「戦勝国」であっても、植民地戦争に直面することによって、「引揚」をめぐる問題が惹起することが指摘されます。「脱植民地化」の文脈から、引揚をめぐる問題を人流として考察するのです。あるいは、ドイツの事例のように、社会主義が関与する人流も考察され、議論の幅がひろげられています。

『引揚・追放・残留』では、アメリカのプレゼンスが強調されていますが、こうしたマクロなレベルでの議論と、そのもとで翻弄される集団のミクロの次元での記述が組み合わせられていて、「引揚・追放・残留」をめぐる奥行きが示されています。引揚者のその後のありようや、性暴力の問題がきっちり扱われています。引揚後の個人史や地域の中における引揚者の位置をめぐる議論が展開されており、多様な論点をひきだしてきています。同時に、「引揚」は決して過去完了となった出来事ではない、という主張がうかがえます。

さきに述べたように「引揚」という出来事は、「追放」という事態と表裏をなしますが、『引揚・追放・残留』では、それを「人流」と把握することによって、「引揚」という言葉が覆い隠してしまう「残留」という問題を浮上させ、「残留」の論点を掘り下げたことも大きな成果でしょう。移動に焦点を当てたとき、残留者は例外的な存在になりますが、その存在をあわせて扱ったことは意味が大きいでしょう。

そもそも引揚者とは、①植民という行為によって、その

地域を占領する立場にありながら、しかし②「引揚」の過程において、「被占領」の状態に置かれ、「逃避行」や「収容」という戦争体験のすべてを経験している人々に他なりません。引揚者は、加害の位置も被害の経験も双方持ち、しかしぶじに帰還したがゆえに、③あらたな立場におかれる人々となっています。植民地主義における加害／被害の双方を経験し、植民地主義後（ポストコロニアリズム）に直面する人々です。

この人々の経験を、「追放」「残留」も視野に収めながら、多様な移動（人流）として考察することは、植民地主義と戦争の経験を明らかにすることに連なります。「比較の視点を豊富化する」とともに、20世紀の人々の経験として描くという営みであるとも思います。あらためて『引揚・追放・残留』は、「日本を中心に日本人の移動を考えるという引揚像」を根底からひっくり返し、より大きな文脈と視野で（「残留」を含む）「引揚」を、第二次世界大戦後の「人流」として描き直す著作であり、そのゆえに新たな20世紀半ばの歴史像をつくりだす著作であるといえるでしょう。その認識と方法を明示しながら議論を展開し、歴史叙述をおこなっています。

本書がもつ意味は、こうして大きなものがあると改めて思います。3点、付け加えておきたいと思います。第一は、『引揚・追放・残留』では、日本とドイツの比較が強調されている点に関わります。この問題意識によって「引揚」研究の新しいステージを切り拓いたことは間違いありませんが、いったん、そのように視点を拡大した上で、しかし直接の比較は難しいのではなかろうか、ということです。ドイツの場合は、「住民交換」が軸になり、展開されています。日本近代の場合に、「住民交換」の経験はなく（少なくとも、このように記憶されている現象はなく）、「移住、移民、植民」の経験にもとづく「引揚」という流れになってきているということです。

こうした日本の経験において、本書中の事例で重なって見えてくるのは、フランス人の「アルジェリアからの引揚」の事例ではないでしょうか。（「住民交換」に由来する）「ドイツ人追放」という以上に、「植民地からの引揚」というフランスの経験のほうが、日本との比較として、わかりやすいように思いました。

すなわち、日本とドイツを比較し、あらたな「引揚」／「追放」の人流の視点を獲得したとき、改めて日本の「引揚」を定義し、範疇化する必要があるということです。国際的な人流の文脈の比較に持ち込みながら、日本の「引揚」の事例を類型化することができるのではなかろうかということです。

そのときに、第二点目となりますが、示唆的なのは本書『引揚・追放・残留』で、「第4部 日本帝国圏」として括

り上げられている個所です。

第4部では、韓国の「引揚」をめぐる崔徳孝さんと李淵植さんの論文と、中山大将さんのサハリンを考察する論文が収められています。崔さんの論文は、これまでの「引揚」研究をめぐる論点を再整理し、朝鮮半島からの日本人の「引揚」と日本列島からのコリアンの「引揚」に「住民交換」の発想を見出すという、興味深い論点を出されています。他方、李さんの論文は、韓国における「引揚」の事例を具体的に提示し、比較のための事例を出されている。ここで言いたいのは、二人の論文が「原論」として構成されることによって、本書の説得性は、これ以上に増すのではなかろうかということです。

つまり第1部は「引揚・追放・残留」の国際的起源として、3編を、蘭さんは「原論」として「引揚・追放・残留」の基本的な考え方として説明されています。この中に二人の論文が入ると、より具体的な比較の視点が、方法的に掲示されてくるのではないのでしょうか。『引揚・追放・残留』は、マクロな形での国際関係、「移動の国際関係学」として新たなステージを開いたわけですが、「比較」といったとき、さきの朴裕河さんや西成彦さんのような「記憶」をめぐる議論——「記憶の作用の同異性」という比較が、論点を豊富化するように思います。

「引揚」「追放」の当事者たちは、自らの経験をいずれも「被害の記憶」として持ち出します。加えて、当事者のみならず、同じ国民たち——国民国家を構成する人たちにとっても、それは「被害の記憶」として認識されるのです。そして、しばしば自分たちが行った行為のバランスシートのように扱います。

さきに述べたように、日本の「引揚」の記憶は、冷戦体制下に形成されていますが、必ずや、どの体制の人々にとっても「被害の記憶」としてできあがり、そのように作用しています。その点が、「比較」という時に視点になるのではないかと思います。

それと関連して、第三点には、「記憶」は「アイデンティティ」の議論とも重なってきているということです。「植民地の記憶」をめぐる議論として「引揚・追放・残留」の議論を考える必要があるのではないかとことです。この点は、十分に展開できませんが、こうした論点をこの著作を読みながら考えたという次第です。ありがとうございました<sup>3</sup>。

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。これまでの日本帝国をめぐる引揚研究の中から、本書が提示する「国際性」をわかりやすく説明していただきました。「引揚げ」という言葉自体が覆い隠してしまっている「追放」「残留」という言



葉にも触れられ、重要なお指摘をいただきました。「比較の重要性」ということで「被害の記憶」と「アイデンティティ」に注目し、今後の研究の展開を示唆する貴重な提案もいただきました。それでは次に野村真理先生をお願いします。

\* \* \* \* \*

## 戦後国際民族移動

——方法的連関と理念的断絶——

野村真理

野村と申します。

コメントは、本に書かれていることに対して行われるのが礼儀で、コメンテーターが勝手に事例を付け加えるのは失礼ですが、それを承知であえて言えば、「引揚・追放・残留」に加えて「ジェノサイド」、つまり「あの世への追放」も入っていれば、もしかすると今日、私はコメンテーターではなく、著者の側の席にいたかもしれません。

もちろんホロコーストに目配りがないわけではなく、第2章で吉川先生は、近代ヨーロッパの民族自決の運動は、東欧のドイツ人とユダヤ人双方のディアスポラ社会の消滅をもってひとまず完了したと述べられています。その上で吉川先生は、ご著書の『民族自決の果てに』（有信堂、2009年）ではより明確に、同じ国際民族移動でも、第二次世界大戦後に完了するヨーロッパの歴史的帝国の崩壊にともなう民族移動と、第二次世界大戦後に起こった植民地帝国の解体における民族移動とを歴史的な文脈において区別して、第二次世界大戦後の国際社会は冷戦期を通じて民族自決主義を封印したこと、大戦後の植民地帝国の解体を指導した理念は民族自決ではなく、反人種主義と人民の自決論であったと指摘されています。これに関連して本書の終章

で川喜田さんは、次のように述べられています。

「ヨーロッパ近代の民族移住の思想が第二次世界大戦後の戦後秩序構想のなかでヨーロッパからアジアへと波及していく文脈と、旧宗主国の移住者が本国に引き揚げる脱植民地化の文脈という、20世紀の人口移動を規定した二つの大きな文脈が重なり合うその交点に位置するのが第二次世界大戦後のアジアにおける日本人の移動であると言える。」（327頁）

しかし、ここでの「交点」の意味は、本書ではあまり触れていませんが、欧米の自覚されざる植民地主義の観点から、もう少し深く追求される必要があるのではないかと。前置きはここまでにして、何が言いたいのかの説明に入ります。私の専門からくる制約で、コメントが第1部中心になることをお許しください。

さて、まず、第1部で言われていることを要約すれば、「ナショナリズムは、第一義的には、政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である」とは、ナショナリズム論では決まったように引用されるアーネスト・ゲルナーのナショナリズムの定義ですが、実際、ゲルナーの定義は、近代ヨーロッパのナショナリズム運動には、よくあてはまります。この運動に最後の弾みを与えたのが、レーニンの民族自決論であり、第一次世界大戦末期のアメリカ大統領ウィルソンの教書であったことは周知の通りで、民族自決が第一次世界大戦後のヨーロッパの国際秩序の規範となるわけですが、しかし、同時に、それが厳密には実現不可能なイデオロギーであることもまた認識されていました。第一次世界大戦後のヨーロッパの国民国家の境界は、言語を基準とする民族集団の境界に求められましたが、民族の混住地域では、民族と民族のあいだに境界線を引くことは不可能だったからです。このことは、第一次世界大戦後の東ヨーロッパで、民族の分布（図1）と第一次世界大戦後に誕生した国家の国境（図2）を並べて見れば一目瞭然です。



図1：1900年当時の東ヨーロッパの民族分布  
Paul Robert Magocsi, *Historical Atlas of East Central Europe*,  
University of Washington Press, Seattle/London, 1993, p. 99.



図2：第一次世界大戦後の東ヨーロッパ  
*Ibid.*, p. 150.



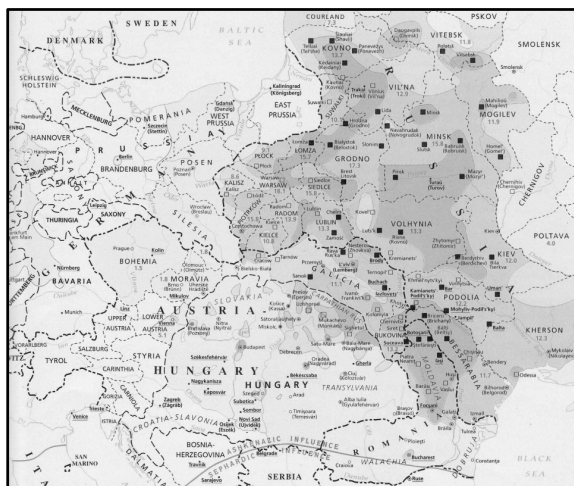


図3：1900年当時の東ヨーロッパのユダヤ人（人口分布）  
*Ibid.*, p. 108.

さらに、これにユダヤ人の人口分布図（図3）を並べて見れば、もはやどうしようもない。

たとえばポーランドですが、1931年のポーランドの民族構成は、ポーランド人68.9%、ウクライナ人13.9%、ユダヤ人9.8%、ベラルーシ人3.1%で、実に人口の約3割が少数民族でした。ドイツ人やマジャール人の少数民族を抱えたチェコスロヴァキアも、ほぼ同様です。

では、第一次世界大戦後の国際社会は、この少数民族問題にどう対応しようとしたのか。

国際社会が打ち出した対策は、本書で書かれているように、一つは、少数民族の保護を制度化し、国際的監視体制を設立すること、もう一つは、少数民族問題を物理的に除去することで、それには、①少数民族の移動や追放あるいは住民交換により、国境内の民族をできるだけ単一民族化するやり方と、もう一つは、②住民投票によって、国境線をできるだけ民族の意向に沿うように引くやり方がありました。

国内の少数民族保護の具体的内容とは、言語や宗教など、少数民族の文化的権利の尊重ですが、これについては、第一次世界大戦後、戦勝国と敗戦4か国（オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、トルコ）および新興5か国（ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ギリシア、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国）との間に交わされた条約でマイノリティ保護規定が盛り込まれたことは、よく知られます。住民交換については、たとえばオスマン帝国崩壊後、トルコとギリシアのあいだでトルコ系住民とギリシア系住民の交換が行なわれましたが、これが、その後、国家間の協定に基づく住民交換のモデルとされていったことは、本書で蘭先生や川喜田さんが指摘されている通りです。

しかし、第一次世界大戦後のヨーロッパで、民族自決を



図4：第二次世界大戦後の東ヨーロッパ  
Magocsi, *op. cit.*, p. 161.

国際規範としつつ少数民族を保護するという政策は、結局、機能しませんでした。第1に、たとえば、ユダヤ人問題や深刻なウクライナ人問題を抱えていたポーランドは、1934年に一方的に少数民族保護条約を破棄してしまいます。第2に、少数民族保護に対する国際的監視体制は、国際社会が、国際関係の緊張をさげようと違反国の内政への干渉を控えたため、有名無実に終わります。そして第3に、少数民族保護や民族自決の原則は、他国による内政干渉や領土拡張の口実とされました。ナチ・ドイツは、1938年3月にオーストリアを合邦、同年9月にチェコスロヴァキアのズデーテン地方を割譲させ、翌1939年3月にリトアニアのクライペダ（メーメル）を併合しますが、これらの暴挙に対して国際連盟はなすすべを持ちませんでした。

さて第二次世界大戦後、ヨーロッパ東部の国境、とりわけポーランドとドイツの国境は大きく変わります（図4）。

国境線は、第一次世界大戦後よりも、より民族の境界に近いあたりで引き直されますが、それでも民族の混住状況をきれいに解消するのは不可能だったはずですが、結果的には、ドイツ、チェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーは、戦後、いずれも一つの民族が90%以上を占める国家となります。それを実現したのが、第二次世界大戦後の住民交換や民族強制移動による可能な限りの民族浄化政策と、ホロコーストを生き延びたユダヤ人のヨーロッパ脱出でした。

たとえば、戦後、東部国境が大きく西に移動したポーランドでは、ポーランドとソ連のあいだで、ポーランド人とウクライナ人の住民交換が行われましたし、あるいはチェコスロヴァキアとハンガリーの間でも住民交換が行われています。あるいはドイツ人については、川喜田さんがご著書『東欧からのドイツ人の追放』（白水社、2019年）で詳しく論じていらっしゃる通りです。

表：東ヨーロッパのユダヤ人口

(単位：千人)

国名(地域)	年	ユダヤ人口	総人口
ソ連	1939	3,029	170,557
(ウクライナ)	1939	1,533	
(ロシア)	1939	957	
(ベラルーシ)	1939	375	
ポーランド	1931	3,114	31,916
リトアニア	1923	155	2,029
ラトヴィア	1935	93	1,951
ルーマニア	1930	757	18,057
オーストリア	1934	190	6,760
チェコスロヴァキア	1930	357	14,730
ハンガリー	1930	445	8,688
ドイツ	1933	500	65,218

野村真理『ガリツィアのユダヤ人』(人文書院、2008年)、22頁。

他方、戦中、戦後のユダヤ人の移動は、戦後に大きな国際問題を残した民族移動ですが、本書では取り上げられていないので、少しだけ補足します。

表は、第二次世界大戦以前の東ヨーロッパ各国のユダヤ人人口です。

これを見ると、ポーランドに310万、ウクライナに150万と、東ヨーロッパに約800万のユダヤ人人口があったことがわかります。ご存じの通り、ナチ・ドイツは1941年に独ソ戦に突入して、この表の東ヨーロッパのユダヤ人のほぼすべてを支配下におき、このことが東ヨーロッパのユダヤ人社会の絶滅を招くことになりました。

話を戦後ポーランドのユダヤ人に絞れば、絶滅のなかでも生き延びたユダヤ人はいて、戦争終結直後の彼らの居場所は3か所に区別されます。1は、ポーランドの国境内で、どこかに隠れることに成功した者とか、あるいはポーランドにあった強制収容所その他で生き延びた者です。2は、戦争中、ナチの支配が及ばなかったソ連奥地へと逃げることに成功し、そこで生き延びた者。3は、たとえばドイツのベルゲン＝ベルゼンのような、ポーランド国外の強制収容所その他で解放されたユダヤ人です。ユダヤ人生存者は、大きくは、1のポーランド国内で生き延びた者と、2と3のポーランド国外で生き延びた者に分けられますが、いずれも人数は、正確にはわかりません。

では、ポーランド国外で解放されたユダヤ人は、戦後はポーランドに戻り、戦前の規模とは比較にならないもののユダヤ人のコミュニティを再建したのか。

まず2のソ連奥地で生き延びたユダヤ人についてですが、これはポーランドとソ連の間で結ばれた協定で、ソ連の国境内にいるポーランド国籍の保持者はポーランドへの帰還が認められました。協定はユダヤ人にも適用され、これによって多くのユダヤ人がポーランドに戻りました。

次に、3のドイツその他の強制収容所で解放されたユダ

ヤ人ですが、彼らは、戦争が原因で本来の居住地から強制的に移動させられた Displaced Persons、略称で DP と認められます。そして、連合国の方針は、例えば強制労働のためにドイツに連れてこられたウクライナ人の DP 等と同様に、ユダヤ人 DP についても、できるだけ速やかにもとの居住国に帰らせる、というものでした。ところが、ここで問題が起こります。というのも、ドイツその他の西側にいたユダヤ人 DP の少なからぬ者たちが、ポーランドに帰ることを望まなかったからです。それどころか、さらに、1のポーランド国内で生き延びたユダヤ人とか、あるいは2の協定に基づきソ連からポーランドに帰還したユダヤ人までがポーランドを棄て、西側に脱出するという事態が起ります。そのため西側にいるユダヤ人 DP の人数は、彼らのもとの居住地への帰還によって減少するどころか、逆にポーランドを脱出してきたユダヤ人によってその数が増えるという、連合国側にとっては異常事態が起こったのです。

ユダヤ人がもとのポーランドでの生活再建を望まなかった理由は、主に二つです。一つは、ホロコーストの記憶が染みついた土地に住み続けることは困難という心理的理由、もう一つは、戦後ポーランドの反ユダヤ主義に対する恐怖です。長年の不在のあいだに、ユダヤ人がもともと住んでいた家や店にはポーランド人が住み着いており、そういうポーランド人にとって、死んだはずのユダヤ人が戻ってくるのは迷惑この上ないことでした。そのため帰ってきたユダヤ人は、町や村を立ち去るよう脅迫され、それに従わないと殺害されるといったケースもまれではありませんでした。

さらに、戦後、社会主義化が強行されたポーランドで、ポーランド民族主義者はソ連に対する抵抗運動を続けました。そのさい彼らは、ポーランドの社会主義化に抵抗すると同時に、ポーランド・ナショナリストとして純粋なポーランド人の国家、すなわちユダヤ人なきポーランドを求め、彼らの手によって、ユダヤ人はポーランドから出て行け、さもなければ撃ち殺す、といったことが書かれたビラがまき散らされたのです。そして最後に、ユダヤ人のポーランドからの大脱出の引き金となったのが、1946年7月4日にポーランドのケルツェという街で発生したポーランド人によるユダヤ人の大量殺害事件です。事件のきっかけは儀式殺人の噂です。儀式殺人とは、ユダヤ人がキリスト教徒の子供や処女を殺し、その血をユダヤ教の儀式に使っているという、中世以来、20世紀にいたるまでヨーロッパで広く信じられた作り話ですが、ケルツェでは、儀式殺人が起こったらしいといううわさが街に流れると、興奮した住民がユダヤ人を襲い、殺害された者は42人にのぼりました。

ホロコーストを生き延びながら、戦後になってポーラン

ド人に殺害されたユダヤ人の数について、正確なことは不明ですが、1500人から2000人と推定する研究もあり、偶然というには、あまりにも大きな数字です。先ほど見ていただいた表で、戦前、300万以上であったポーランドのユダヤ人人口は、ホロコーストによってほとんど消滅するものの、戦後、ソ連その他からの帰還によってケルツェのポグロム以前は20万人以上になっていたと推定されるのですが、ケルツェのポグロム後のユダヤ人の脱出で、1947年春には推定で11万人まで激減しました。他方で、西側に滞留するユダヤ人DPの数は増加し続け、1946年7月初めのドイツのユダヤ人DPの数は約10万であったのが、ケルツェのポグロム後、11月には17万人を超え、さらに1947年の夏、ドイツ、オーストリア、イタリアに滞留するユダヤ人DPの数は24万7000人に達していたと推定されています。

では、彼らユダヤ人DPは、いったい、どこへ行き、どこで生活することを希望していたのか。

この問題は、彼らの本音と建前が錯綜して、単純ではありません。第二次世界大戦後、ユダヤ人のあいだでシオニズムへの期待が一気に高まり、特に若いユダヤ人がパレスチナをめざしたことは否定できない事実です。しかし、当時、イギリスの委任統治下にあったパレスチナでは、アラブ人とユダヤ人が激しく対立し、混乱のさなかでした。多くのユダヤ人にとって、心情的にシオニズムに共感することと、実際に混乱のパレスチナに行って、そこに住むかどうかのあいだには、大きな溝がありました。もし、この時、アメリカの門戸が開かれていれば、パレスチナよりアメリカに行きたいユダヤ人の方が多かったと思います。しかし、アメリカには1924年の移民法というのがあり、東ヨーロッパ出身者のアメリカへの移住を厳しく制限していましたし、戦後アメリカの世論は、ユダヤ人DPの受け入れに対して明らかに敵対的でした。

ここでは、これ以上、詳しい経緯に立ち入る余裕はありませんが、結局ユダヤDPの大量の受け入れ先となったのがパレスチナで、第二次世界大戦中から1948年のイスラエル建国にかけてのユダヤ人の移動の規模は以下の通りです。そして、このイスラエル建国がパレスチナ難民問題を引き起こし、現在にいたっていることは周知のとおりです。

1931年のパレスチナのユダヤ人人口：17万4610人（17%）

1944年12月末のパレスチナのユダヤ人人口：55万3600人（32%）

1945年～48年5月のイスラエル建国までにパレスチナに渡ったユダヤ人：約7万人

建国後、12月末までに10万人以上が移住

1948年12月末のイスラエルのユダヤ人人口：75万9000人

さて、こうして第二次世界大戦は、戦後のユダヤ人のヨーロッパ脱出も含めて、ヨーロッパの民族自決問題を暴力的に解決する戦争となったわけですが、ここであらためて確認されなければならないことは、民族自決といっても、あくまでもヨーロッパに限定された話であり、同時期のアフリカやアジアの大半は植民地であったということ、連合国がドイツと日本の植民地獲得の野望を打ち砕いた後、連合国自身において問われなければならなかったのは、みずからの植民地主義の清算ではなかったか、ということです。

では、第二次世界大戦後に植民地解放を指導する理念は何だったのか。

ヨーロッパの民族自決論を植民地帝国の解体に適用することは、実際問題として不可能でした。ヨーロッパでは、言語が民族を区別する有力な指標となりましたが、インドにせよ、アフリカにせよ、東南アジアにせよ、言語で民族を区別するときりがないことになるし、宗主国によって引かれた植民地の境界線は民族の境界線と一致せず、境界線の内部に民族的一体感があってもないからです。結局、吉川先生が『民族自決の果てに』で指摘されたように、植民地の独立を指導した国際社会の理念は、「反人種主義」と「人民の自決の原則」でした。1945年6月26日、サンフランシスコ会議で51か国によって署名された国際連合憲章第1章の第2項と第3項は下記の通りです。ここで「人民の自決」が何を意味するのか、定義はあいまいでしたが、「人民」が「民族」を意味しないことについては、署名国間で理解がありました。「人種」は肌の色など、生物学的な人間の区別と理解されていました。

#### 第1章 国際連合の目的および原則

第2項 人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させることならびに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること

第3項 経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、ならびに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助成奨励することについて、国際協力を達成すること

では最後に、第一次世界大戦から第二次世界大戦終了後まで、民族マイノリティの強制的な移動をグローバルな連関のなかにおいて比較するという本書の目的に立ち返り、たとえば日本人の引揚をこの文脈において考えると、どう位置付けられるのか。

本書では、戦後、アメリカが中心となって推進された引揚政策のモデルとなったのは、ヨーロッパにおける民族ド



イツ人の追放政策であったこと、さらにドイツ人追放政策にモデルを提供したのは、第一次世界大戦後のトルコ・ギリシア間の住民交換協定であったことが指摘され、この連関をもって、「東アジアにおける日本人等への「引揚」政策は、ドイツ人への「追放」政策やギリシア＝トルコ間の住民交換を媒介として、ヨーロッパにおける民族マイノリティ問題の長い伝統へと連なる、世界史的な出来事だったのである」（3頁）と位置づけられています。しかし、植民地の日本人は、私をはじめにくどくどと説明したヨーロッパの歴史的帝国のドイツ人と同様の民族マイノリティと位置付けることはできないし、日本人が引き揚げた後に出現したのも、ヨーロッパ的な民族自決国家ではなかったのではないのでしょうか。

ここからは質問です。

日本人の引揚は、川喜田さんが最終章でまとめられているように、第二次世界大戦後の植民地帝国の解体において、旧宗主国の移住者が本国に引き揚げる脱植民地化の文脈の先頭に位置づけられるべきものだと思いますが、当時の欧米諸国にそのような植民地主義の清算という歴史認識があったのかどうか。何を言いたいかと申しますと、もし、当時の欧米が、日本人の引揚を自分たちにも深く関係する植民地支配の終了の問題として捉えられず、歴史的な文脈が相当に異質な民族ドイツ人の追放を、追放の方法のみならず、理念的にも民族自決主義をモデルとしたとすれば、それは、当時の欧米の歴史認識の限界のあらわれではないのか、ということです。つまり、日本人の引揚には民族自決主義を適用しつつ、他方でイギリスやフランスが戦後も植民地から引き揚げることなく、長く植民地支配に固執し続けたとすれば、植民地に関して、アジアと欧米で異なる基準でものを考えるダブルスタンダードがあったのではないのか。これについて、第2部、第4部で執筆された先生方から、何等かのリプライがいただけたらと思います。

次に、民族自決主義とも深く関係する反ユダヤ主義とホロコーストが、ヨーロッパからのユダヤ人の脱出を引き起こし、ヨーロッパの外にイスラエルという国家を生み出し、それがまたパレスチナ難民を生み出したわけですが、戦後国際民族移動の比較において、この事例をどう位置付ければよいのか。できれば、吉川先生からお話をいただければと思います。よろしく願い申しあげます。

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。私自身も知らないことをたくさん学ばせていただき、特にユダヤ人の戦後の「民族自決」のお話など、興味深く伺いました。本書が大きく打ち出しているのが「ヨーロッパにおける「追放」と日本人の「引揚」」ですが、その「交差」をヨーロッパの視点か

ら見た時、果たしてそういえるのかどうか、またヨーロッパの人々が日本の「引揚」をどのように見たのかという重要な問いをいただきました。それでは最後に西成彦先生からお願いします。

\* \* \* \* \*

## コメント

西成彦

(立命館大学)

4人の方が本書についてかなり密着したお話をされたので、僕は、むしろ全体を見渡す角度から「第二次世界大戦後、そして脱植民地化のプロセスのなかで、ドイツ人や日本人の移動をどうとらえるか」という観点を打ち出した本書の意義を、さらにざっくりと切り拓くという方向で話をさせていただきたいと思います。

「外地在住」の日本人の「引揚」と、「東方在住」の「民族ドイツ人」の「被追放」を合わせ鏡のようにして組み合わせ論じようという本書の試みは、文字通り、比較史の試みとして、妥当であり、刺激的なものであったと思います。

ただ、私は比較文学者ですので、ドイツ語圏の現代史に関して、文学研究という入口から入るといって道を進んできました。そうすると、このテーマはフランツ・カフカやヨゼフ・ロートやパウル・ツェランというユダヤ系作家や詩人を論じる研究者にとっては、どうしたって避けては通れないテーマです。また戦後のドイツ文学の担い手のなかでも、ボブロフスキーやギュンター・グラスのような東欧系のドイツ語作家は、戦後の比較的早い時代から日本に紹介されましたから、「ドイツ帝国の収縮」ということ——その四半世紀前にあった「ハプスブルグ帝国のオーストリア共和国への収縮」がその前史にあるとも言えるようにも思いますが——そういった歴史の大きなうねりとドイツ文学との関係について、日本でも文学研究者はかなり前から関心を持ちつづけていたはずで、まずこのことを、ひとつの前提として確認しておきたいと思います。

しかし、戦後の長い間、歴史研究の領域では、第三帝国とその後始末の研究や東西ドイツの分断、その後の統一をめぐる研究が優先された結果でしょうか、「帝国の収縮」という視点の導入が加速したのは21世紀に入ってからだという印象があります。

もっとも、そのぶん、それ以降の研究は目覚ましいという印象を私としては抱いてもいます。佐藤成基さんの『ナショナル・アイデンティティと領土』であるとか、それを追う形で川喜田さんの『東欧からのドイツ人の「追放」』が



出たわけですし、最近では衣笠太朗さんの『旧ドイツ領全史』がとても売れていると聞いています。そういうラッシュが今、起こっているという印象があります。

これは私の観点からすれば「ドイツ語圏におけるポストコロニアル研究の台頭」だというふうに思えます。社会学者や歴史学者が、それぞれの特徴を生かしながら従来の「定住者中心主義的な歴史観」に見直しを図りながら「人口移動の社会学や人口移動の歴史学」に着目する動きは日本においても蘭さんの仕事や成田龍一さんの仕事が先駆的な役割を果たした2000年以降の動きだと思います。私も実は比較文学研究で2006年から3年間、科研費をとって「モダニズムの世界化と亡命・移住・難民化」という三題嚙で共同研究を構築したことがあるんですが、部門は違えど、けっきょくはそれぞれが、同じ問題に取り組んでいたんだと改めて思いました。

私のかつての同僚であり、また恩師でもある西川長夫さんが自らもまた「引揚者」であったことに絡めながら「植民地主義批判」を本格的に進めるようになられたのも2000年に入ってからでした。それは彼の「国民国家論」においては必然的な結果であったとも思いますが、逆の言い方をすれば、それまでは「引揚者」であったことの中にある原罪意識のようなものが、それを踏み止まらせていて、2000年を超えた頃から封印が解かれたという印象が、そばにいても感じられました。

しかし日本におけるこうした動きを考えるにあたって西川長夫さんの例も含めての話なのですが、忘れてはならない前史がもうひとつあると思います。それはフランス研究者が果たした役割です。

「日本の戦争犯罪と過去の植民地支配にまつわる日本側の加害者性の問題をヨーロッパの事例と結びつける」という論点を、まず立てたのはサルトルやフランツ・ファノンの影響を受けた鈴木道彦さんであり、渡邊一民さんでした。さらには時代を下ると、ユダヤ人系で、アルジェリアからの「引揚者」である哲学者ジャック・デリダの影響を強く受けた鶴飼哲さんの仕事が、それを引き継いでいると思います。このことは今回、松浦雄介さんが編者に加わることで、単なる日独比較に止まらない広がりを持った、川喜田さんが書かれているように「日本、ドイツ、フランスは本書が試みる国際比較の3つの軸である」という新しい「比較史」の基盤が築かれたと、僕は理解しています。

そして戦後日本の歴史研究の中で、フランス研究者の仕事が重要であったのは、植民地の宗主国住民の「引揚」の問題を考えるにあたって、「宗主国内部に居住する植民地系のマイノリティ」、日本でいえば「在日」の方々、また独立後も絶えなかった旧植民地からの「移民」——要するに、日本もまたそうであるように、それぞれ旧植民地地域からの移民労働者が入り込んでいることが今のフランスの

現状をつくりこんでいるわけです——、そうした「脱植民地化」が、単純に「住民交換」で終わらず、逆にディアスポラを加速させているという、この問題を総合的に見ようとする動きが、ヨーロッパの中でも、とりわけフランス圏で持続的に進行していた（英語圏もこれに似てはいますが、このことについては後で触れます）ことが、とても大きいように思います。

他方、日本人の「引揚」の問題は、戦後、日本における在日朝鮮人あるいは永住外国人の問題と切り離れた形では論じようがありません。また論じるべきでもありません。今回の論集が画期的なのは松浦雄介さんを編者の一人に加え、日仏の比較（さらには「ポルトガル帝国の崩壊」などというテーマにまで射程が広がっていることには驚きをすら覚えました）を含んでいることがひとつだとして、日本に残留しているマイノリティの問題をあわせて採り上げているところに、もうひとつの大きな特徴があると思うのです。

ただ、その際に、この論集の構想には、ある種の「ねじれ」があること。せつかくの機会ですので、このことを少し指摘させていただきたいと思います。

「ねじれ」といいましたが、私がここで感じた「ねじれ」とは、「引揚・追放・残留」といったときの、2つ目と3つ目の間に生じている「ねじれ」です。もっとも、「引揚」と「追放」のあいだにも、ちょっとした「ねじれ」がないわけではなく、「引き揚げる」のは自己都合ですからまだいいのですが、となると「追放」はドイツ人が「追放された」わけですね。ポーランド人やロシア人は「追放した」と思っているかどうか。「引揚」という概念と「追放」の概念には位相のズレがあることだけは頭に入れておきたいと思います。しかし、もっと問われるべきは、その「引揚・追放」と「残留」のあいだにある「ねじれ」です。

「残留」という概念が、本書では、おもに旧植民地系のマイノリティの「残留」を念頭に置く形で処理されていて、蘭さんは「日本植民地国家に後押しされて近代東アジア内に移動した多くの人々の運命は帝国崩壊によって大きく、「引揚」「追放」あるいは「残留」かのいずれかに分かれていった」と書いておられます。そこには目に見えないスラッシュが入っているんですね。しかし「残留」というのは植民者の側が「残留」し続けている現実もまた、世界史的には、とても大きな意味をもっています。今回の論集の枠組みでは、そこが不可視化されてしまっているということが今後の発展を遂げるためにも押さえておくべきことだろうと思うのです。

日本の「ポストコロニアル研究」には、フランス研究者による掘り下げや地均しが最初にあったと申しましたが、1980年代は英語圏の方で「ポストコロニアル」の観点を掲げた研究が、エドワード・サイードやホミ・バーバ、スピ

ヴァックやスチュワート・ホールなど植民地系の英語でものを考える思想家によって推進されました。こうした論客の登場には、フランツ・ファノン等の「植民地主義批判」の動きが大きな影響力をもちました。しかし、必ずしも血で血を争う植民地独立戦争を経験したわけではない旧大英帝国領の諸文化、諸文学の中にも植民地主義を批判するさまざまな論点書き込まれている。それが「ポストコロニアル批評」によって新しい批評が生み出されていった時代の遺産として今日まで受け継がれているものなのだと思います。そうした問題意識からの文学批評や文化研究は日本の英文学者や大英帝国研究者の歴史学者にも大きく影響を与え、今や「ポストコロニアル研究」の主流は英語圏へとシフトしていったといっても過言ではないと思われま

す。それでは、英語圏で「残留」を考えるとしたら、どのような「残留」が問題になるのか。

それは、旧植民地系のインド、パキスタン、アフリカ、西インド諸島からやってきてイギリスに居ついてしまった「残留旧植民地系住民」ではなく、むしろ大英帝国のしり馬に乗って入植したまま、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに居すわり続けているヨーロッパ系の人々の方ではないか。それが私の認識です。

本書での「引揚」「追放」は、「内地人」の帰郷がメインであるとしても、そこでは「旧植民地系出身者の帰郷」のことも多少は考慮されていると思います。戦後、日本列島からたくさんの朝鮮人が半島に戻っていきました。ところがここで「残留」「定住」としてイメージされているのは主に中国人、朝鮮人、在日朝鮮人であっても、「中国残留日本人」——一般の日本人にとって「残留」という言葉が初めて身近になったのは、「残留日本人」が日中国交回復の流れの中で日本に帰ってきた、その時だったはずなのです——のことは、この論集では、残念ながらあつかわれていないんです。英語圏、大英帝国の「残留白人」のことをいうならば今の北海道に住んでいる旧蝦夷地に根を下ろした内地人も「残留日本人」なのかもしれないと思ったりします。「残留」という概念の適用範囲を広げてみよう」というのが私からの最後の提案です。

もし第二次世界大戦での敗戦だけではなく、インドシナやアルジェリアの脱植民地化に伴い、引揚げてきたフランス人までを視野に入れた国際比較を念頭におくのであれば、「脱植民地化」が進行したにもかかわらず、ヨーロッパからやってきた入植者の末裔たちが、そこに居すわっている、そういう「残留」を、ぜひ考慮の対象に加えていただいたいということです。その時の「残留」とは、その後もマイノリティとして母国の外に「残留」した「旧日本植民地出身者」の事例との対比もさることながら、あくまでも「残留するマイノリティ」でありながら支配層に君臨して

いる、ヘゲモニーの上に立っている旧宗主国系の人々のことにもなります。

そこで、ここ20年くらい思ってきたことを最後にお話して終わります。英語圏において「ポストコロニアル批評」と並行して出てきた概念に「多文化主義」があります。「多文化主義」が頻繁に用いられるのは英語圏で、まさに「国民国家」といっても人種的に一枚岩ではいられないから、多様なものを認めながら共存していこう、「多文化共生」をやろうという形で使われることが多いと思います。じつは、これこそ、ある意味での「残留」という事実を隠蔽し、別の意味で読み替えるトリックなのではないでしょうか。

その意味で、私は南アのような国に居すわり続けることの意味、その居心地悪さを徹底的に描いたナディン・ゴードイマーやJ・M・クッツェーのような作家の重要性を強調したいと思っています。「残留することの痛みや苦しき」は、「引揚・追放」を経験することで肩の荷を下ろした日本人やドイツ人の中には免除され、回避されたものだという気がしてならないのです。

「ポストコロニアル批評」の中で、旧支配者側、旧入植者側の人々が、そこに居すわり続けていたら、いかに息苦しかったかを考えることは「引揚」や「追放」を考える時にも、より問題を深化させる、自分にとって切実なものとして受け止める上できわめて重要なことではないかと思うのです。

せっかくですので、最後に質問です。野村さんからも出ていましたが、日本がある意味、「脱植民地化と戦後の敗戦国としての退去、エバキューエーションを実現した最初のモデルである」という考え方が世界史を見直す上で有益だとすれば、「どれくらいみなさんがフィールドにされている地域で、それが受入れ可能なものなのか」を、私から、お聞きしたい。ドイツ研究者の方とお話すると「ポストコロニアル」という認識が薄い、そう考えたくない、「敗戦国だったから追放された」というところで話が終わっているという気がするんです。日本と、ある意味、似ているんですが、しかし、数百年に及ぶ東方への移住を歴史として経験しているドイツ人にとって「第二次世界大戦後の被追放」なるものを「植民地からの退却」ととらえる可能性は、どれくらいドイツ語圏で受入れ可能なのか。川喜田さんや他の方々からも、その観点でおこたえがいただければ幸いです。

【参考資料】（次頁に掲載）

\* \* \* \* \*

飯島 ありがとうございます。フランスや英語圏の「ポ

「グローバル・スタディーズとしての引揚／追放研究」の持続的発展のために

- 1) 帝国間の「比較」というチャレンジ（比較・脱植民地研究）
- 2) 帝国側住民の移動（引揚・追放）と植民地側住民の移動（残留・再移住）の「対比」という視点の導入（人と移動の研究）

これからの発展に向けた提案（植民地主義の地球規模での総括に向けて）

- 3) 「引揚・追放」と「残留」のあいだの区分をめぐる「ねじれ」の修正
- 4) 「残留」という概念の整理：残留・元入植者の「心の痛み」について

<b>帝国日本（敗戦＝領土喪失）</b>	<b>西洋列強（敗戦＝領土喪失）</b>	<b>西洋列強（残留・居座り）</b>
<b>引揚げ</b>	<b>引揚げ、追放</b>	<b>多人種国家・多文化主義</b>
	独、仏、蘭（葡）	英（仏）西、葡、露
<b>旧植民地（解放／冷戦）</b>	<b>旧植民地（解放／冷戦）</b>	<b>出戻り移民 counter-emigration</b>
<b>さまざまな人口移動*</b>	<b>さまざまな人口移動</b>	
東アジア	アジア・アフリカ	南部アフリカ、南北アメリカ、ロシア

スト・コロニアル批評」の文脈の中で本書の意義についてお話いただきました。残留した人々が必ずしも被支配者ではなく、支配者層の人々もいたというご指摘はある意味、「セトラー・コロニアリズム」との関連もあると思いますが、そのような人々をどう見ていくか、という重要な問いだったと思います。また「ヨーロッパと日本の事例研究の交差点はどういうものか」についてもご質問いただきました。

\* \* \* \* \*

<sup>1</sup> 『立命館大学国際文化言語研究所 言語文化研究』「特集「日本の引揚げを地球的文脈からみる」29巻3号、2018年1月。

<sup>2</sup> Lori Watt, *When Empire Comes Home: Repatriation and Reintegration in Postwar Japan*, Cambridge, Mass: Harvard University Asia Center, 2009.

<sup>3</sup> シンポジウム終了後に、あらためて思ったことを記しておきます。第一には、「第4部 日本帝国圏」を第一部とあわせ本書の原論にしたい、と述べた点です。その際、崔徳孝さんと李淵植さんの論文に言及しましたが、サハリンという「場所」を考察する中山大将さんの「残留の比較史」もまた、比較史としての論点を出されていました。中山さんの議論は、リブライ・ディスカッション

のなかで深められたと思いますが、それを聞きながら中山論文も原論の位置を占めている——すなわち、第1部と第4部をともに「引揚・追放・残留」の原論とすることにより、議論が深まるように思った次第です。第4部は、このとき、北東アジアからの提起となるでしょう。さきのコメントを、修正したいと思います。

第二には、総じて、日本の事例の考察に対する言及が行き届かなかったことへの反省です。『引揚・追放・残留』の「第Ⅲ部 日本」には3本の論文が収められ、個別の事例が深められています。山本めゆ「性暴力被害者の帰還」、坂田勝彦「引揚者と炭鉱」、野入直美「引揚エリート」とは誰か」です。

日本での引揚を対象として考察してきた者として、『引揚・追放・残留』は「比較」の視点を打ち出し議論を展開している点に、発言の比重を置きました。それだけインパクトが強かったのですが、その分だけ、日本の経験の考察に言及できませんでした。性暴力を論点化し検疫という制度に入りこんだ山本論文、移動と再移動を炭鉱労働において議論した坂田論文、沖縄への引揚のなかから「引揚エリート」を可視化した野入論文を踏まえ、引揚の「比較」をなす議論をしなければと思いました。当日のコメントへの修正と補足です。

<sup>4</sup> 西先生のコメントをお聞きし、言葉をお借りすれば、イスラエルは、ヨーロッパの反ユダヤ主義が生み出した植民地にユダヤ人が「居座る」ことでできた国家という言い方も可能かもしれません。

<sup>5</sup> 参考文献：野村真理『ホロコースト後のユダヤ人——約束の土地は何処か』世界思想社、2012年。野村真理『隣人が敵国人となる日——第一次世界大戦と東中欧の諸民族』人文書院、2013年。



\* \* \* \* \*

## リプライ&ディスカッション

川喜田敦子（司会） それでは第二部のリプライ&ディスカッションに入りたいと思います。司会は東京大学大学院総合文化研究科の川喜田が務めます。

「引揚」という歴史的な事象には、これまで、日本も朝鮮半島もドイツもそれぞれ自分たちの国に特有の歴史として、自国のなかに閉じたかたちで考察してきたという共通点があるように思われます。これを世界史の文脈に開けないか、という問題意識が形をとったものとしてこの論集があります。今日は、本書が扱い切れなかった地域、時代、問題意識の射程を、より大きく包含する形でコメントーターの先生方から問題提起をいただくことになりました。コメントは実に多彩で、まとめきれようなものではありませんが、著者からのリプライに入っていくにあたり、コメントをうかがっていて私が強く意識した論点を二つ申し上げたいと思います。

ひとつは「事例の個別性と問題の普遍的な射程」にかかわる問題です。本書の扱う時期は第二次世界大戦後、とくに戦後処理から冷戦に向かう時期が中心です。そこには、かたや第二次世界大戦後の秩序再編と（塩出先生がおっしゃるように「国民国家イデオロギーを実現させようとする権力者の意思」も含めた）時代状況による規定性、および個々の移住の事例が発生したその地域特有の背景や文脈という個別性の側面と、かたや人の移動という問題のもつ普遍的な側面があり、その両極を意識する必要があるということです。

成田先生は諸々の事例を比較されるなかで、諸事例をどう類型化していくのかという問題を提起されました。事例を分析しつつ普遍的な視点を確保していくためのキーワードとして、たとえば塩出先生は、近代国家による人の移動の管理の方法のひとつとしての「国籍」を挙げられました。錦田先生は、人の移動に随伴する、さらにはより大きくそれ自体を規定する構造としての「暴力」と、その「責任」という話を出されました。「記憶」という問題も出ました。とくに「記憶」については、個人の経験と集団のなかでの記憶の意味づけの相剋が顕著であり、なかでも集団の記憶という点では、そこにおける被害のバランスの問題があるということは錦田先生も成田先生も指摘されたことです。「記憶」の問題を考えていくと、私的な経験であったはずの歴史的な事象が社会のなかで今にいたるまで意味をもつという現象を見ていくことにもなるかと思えます。その今日的な意味は外村先生も最初におっしゃってくださったとおりです。これがひとつの問題群です。

二つ目として、本書が試論的に始めた「グローバルな問

題把握」をさらに進めていくのであれば、加えて含み込んでいかなければならない対象や問題意識には何があるかが、コメントから明確に浮かび上がってきたと思えました。

本書は、日本の引揚を中軸に据えながら、国際比較のための事例をいくつか配する構造をとったわけですが、本書が（少なくとも中心的には）取り上げなかった世界史上の大きな問題のひとつが「ユダヤ」という問題です。ユダヤ人がヨーロッパから脱出してパレスチナに国家を建設していく動きが同時代的に進行しているわけですが、そのことが、本書が扱う「人の移動」とどういう関係にあるかという問いは錦田先生からも野村先生からも提起されたところです。

また、植民地からの引揚を扱った本書の一つの特徴は、「残留」という問題が扱われたことにあるわけですが、本書ではわずか1章で（特定の角度から）扱われたにすぎなかったその視点を、「植民地」の問題と絡めてさらに展開していく可能性・必要性を言われたのが西先生からのコメントであったかと思えます。この問題が、第二次世界大戦の戦後処理が終わった後の脱植民地化とポスト・コロニアルを考えていく上での鍵でもあるということ、そこには、野村先生からのご指摘とも通底するものが含まれていたようにうかがいました。

以上、簡単にコメントを振り返ったうえで、本日は本書の著者が揃っておりますので、それぞれのリプライに移りたいと思います。いただいたコメントや論点をすべてまとめて、今、おっしゃりたいことは何か。それを1点に絞る気持ちで、それぞれ3分以内でリプライをお願いできればと思います。

この論集の母体になった蘭先生の研究グループは、長く、日本の「帝国崩壊と引揚」という問題を考えてこられました。まずはそのコアにあたる、日本について研究を展開されている第3部の執筆者からお願いしたいと思います。第3部は、錦田先生からもご指摘のあった「当事者」、すなわち「主体」に注目して移住を考える論文が揃った章でもありました。近年、引揚が戦時性暴力との関連でもクローズアップされてくるなか、ジェンダーの観点から注目すべき議論を出された山本めゆさんをお願いいたします。

山本めゆ まず塩出先生がご提起くださった「シティズンシップ」に関連して、「国民」の境界線上に置かれていた「混血児」についてコメント申し上げます。

今年2月にクルーズ船内で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、横浜港で長期間留め置かれていたちょうどその頃、調査でお世話になっている元満蒙開拓団のおばあさんに電話をしたところ、「テレビでクルーズ船が映るたびに引揚船を思い出す」とおっしゃるんです。検疫におい



て何かに「汚染」されているとみなされたら上陸は許されない、引揚者もまさにそうだったと。

私が担当した第7章では、引揚者のなかでもとりわけ女性たちが性病と「混血児」という二つの脅威の宿主として危険視されていたために、特別な検疫と医療の対象となっていたことを示しました。この「混血児」とは、外国人男性からの性暴力の結果としてもたらされた児で、それを検疫所で発見したのちに適切に処置、つまり中絶することが望ましいと考えられていたというわけです。人の移動は、それがなければ出会わなかった人びとを会わせ、その結果、暴力的な手段も含めて性的なコンタクトを生みます。引揚港で発見された「混血児」の多くは、望まれた児ではなかったのでしょう。帝国が折りたたまれていく過程では誰にシティズンシップを付与し、誰に付与しないのかという境界線をめぐる交渉があり、引揚港はそうした交渉の舞台の一角であったということ、検疫所と中絶の記録は物語っていると感じました。

また、錦田先生からは「加害者側の被害に関連して責任の所在」についてご指摘いただきました。大変大きな問題提起であり、ふさわしい応答ができるとは思えないのですが、ここでは性暴力の「加害と責任」についてコメントさせていただきます。

元満蒙開拓団の方たちはご自分たちをしばしば棄てられた民、「棄民」と呼ばれます。「棄民」という表現は責任の主体として日本という国家を浮かび上らせるものです。ただし、この「棄民の語り」には「我々」と「国家」の二者の関係にフォーカスしているため、それ以外の主体、すなわち中国人や朝鮮人、ソ連兵との関係を含めた議論を妨げてしまうという特徴があります。

岐阜県から満洲に送られた黒川開拓団では、敗戦後の混乱の中で中国人の暴徒に襲撃されました。そこでソ連の将校に警護を依頼し、その見返りとして若い女性が差し出され、数カ月間に渡って「性の接待」という名の性暴力が続いたという経験をもっています。元開拓団員のなかには、戦後長らくソ連兵は開拓団を守ってくれた命の恩人と考えてきた方もいたようです。私が訪問した際のことですが、あるおばあさんが「私はもう彼らを恨んでいない」とおっしゃったので、ソ連兵のことなのかと思って話を聞いていると、中国人の暴徒のことだったということもありました。これを私は「加害者なき性暴力被害」と呼んでいます。つまり、黒川開拓団に限りませんが、引揚者の性暴力被害をめぐる記憶の大きな特徴は、野卑で非道な獣の特徴としてのソ連兵は記憶されているものの、そこに加害の責任を問うような枠組みの浮上が抑制されてきたことにあります。その一因は「棄民の語り」にあったのではないかと考えているのですが、満蒙開拓団の加害の忘却を随伴することもあるために、注意が必要だろうと感じます。

フェミニズムにおいては意に反する性行為はすべて暴力とされ、加害者の責任を問う努力が重ねられてきたわけですが、「何が」「誰が」「加害者」として名指しされるかは必ずしも自明ではないことを、この引揚者の記憶は示しています。この研究は端緒についたばかりですが、先生方いただいた問いを今後の宿題として取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

川喜田 ありがとうございます。続きまして「炭鉱」という実に興味深い場に着眼されました坂田勝彦さんからお願いいたします。

坂田勝彦 主に錦田先生のコメントにお答えする形でお話できればと思います。的確にご指摘いただいたというか、恥ずかしながら、私自身、自分の論考がそういう位置づけを持ちうることをおかげで理解できたところ、国際移動による非常に過酷な体験を、それに遭遇してしまった主体の視点からとらえ直す。具体的には、炭鉱という場所が引揚者にとってどのような場所であったか、あるいは引揚者が炭鉱という場所にどのような影響を与えてきたのか。引揚者の「母国」への「適応」の難しさや、その中で彼らの実践に注目したのが私の論考であったかと思っています。そこで、私自身の研究において引揚者の存在にどうして注目したのかをお話することで、リプライにかえさせていただきます。

私はここ最近、日本の炭鉱労働者の経験について調査しています。そして、引揚という問題は、炭鉱を研究する中で出会ったものです。私の調査地は九州・佐賀県の杵島炭鉱がかつて操業した大町町という現在は人口6,000人ほどの町で、炭鉱最盛期は24,000人ほどの方が暮らしていた旧産炭地です。その調査で私がつきあっていたのが、「引揚者」と呼ばれる人たちが「炭鉱」という場所にいかに多くいたかという問題でした。また、彼らが戦後の炭鉱の労働組合運動に大きな影響を、少なくとも杵島炭鉱では与えていたことを知りました。

例えば、引揚者の方々は文字が使いこなせる、読み書きできることから、杵島炭鉱に限らず、戦後の炭鉱労働者の組合活動の、特にその初期に重要な役割を果たしました。そこで、引揚経験のある元炭鉱労働者、ご家族の方に、「なぜ炭鉱にきたのですか」と聞くと、「衣食住が揃っていたから」とはっきりいうんですね。身寄りがなかったり、「内地」に戻ってきたものの、家族や親族とうまくいかなかったり、そうした状況に置かれた方々にとって、まずはご飯が食べられて、住む場所が与えられて、働くことができる場所として、炭鉱は何とか当面生きていくために大事な場所でした。引揚者にとって、一時的に身を寄せることのできる重要な移動先として、炭鉱が戦後しばらくは機能

したわけです。

また今回の論考では触れていませんが、炭鉱労働者で引揚経験のある方々の話でよく聞かれたものに、「私たちは2回、敗戦を経験した。(また) 2回戦争を経験した」という言葉があります。炭鉱にやってきたところまでの引揚体験が一つの敗戦であり、また、炭鉱が閉山してしまったことを、自分の引揚体験、敗戦体験と重ねて語られることがあるわけです。それで考えたのが、炭鉱という場所にとって引揚者がどういう存在であったのかということと、炭鉱労働者にとって引揚という経験がどのようなものであったかということでした。

錦田先生や川喜田先生のコメントにあわせていうと、炭鉱という非常に特殊で具体的なフィールドの、炭鉱労働者という主体のミクロな経験に焦点をあてていくことで、敗戦後の引揚者たちが経験した移動先への適応や非適応の問題、あるいは普遍的なポストコロニアルの問題系に何かを付け足すことができるのではないかとということです。それはまた、ヨーロッパ、例えばドイツに戦後、「追放」されて戻った人々には、炭鉱に移動していった人もいたはずで、ではドイツにおいて、戻ってきた人々にとって炭鉱への移動がどういう意味をもったか。そんな国際的な比較の視点は、私には少なくともこのプロジェクトにかかわるまで皆無でした。そのことも含めて考えていくことで、炭鉱と引揚、炭鉱と戦争の問題を、特に戦後に焦点をあてて考えていく作業が深められるのではないかと、今日のみなさまからの議論から考えました。以上です。

**川喜田** ありがとうございます。同じく第3部、移住してきた人々の定着における社会階層という観点を取り入れて、「エリート」に着目して分析された野入直美先生からお願いいたします。

**野入直美** 錦田先生から「国際移動におけるマイナスイ体験を能動的な主体の視点からとらえ直した」と、そこに着目していただいて、そのコメントに、とても感謝しています。報告の中で「辛い体験を生き抜いた沖縄台湾引揚者と事例」に寄り添って読んでくださったことが、よく伝わってくるご発言がありましたが、実は私自身は「辛い植民地体験、悲劇でない引揚」ととらえたいなと思っていて、「引揚エリート」というトリッキーなフレームを使ったところがあります。

先程、川喜田先生から「本書の議論に何をプラスしていくべきか」という問題提起がありましたが、私はその一つとして「階層性」と「引揚と戦後社会の接続」があるのではないかと考えています。沖縄台湾引揚者としてみれば、ホワイトカラー、教員、官僚、医師、戦前戦中から戦後のキャリア形成というものが固まりとしても、事例としても

捕まえらるるんですが、決してそれは沖縄引揚者だけに特有のものではないと思います。

最近、こういう本を発見しました。『京都・六曜社三代記 喫茶の一族』、私は京都出身なので六曜社という老舗のコーヒー店はよく知っていて、そうそうたる文化人が集うお店で敷居が高くていったことはないんですけど、この喫茶の一族を読んで初代のご夫婦が満洲引揚者で引揚待ちの時、屋台でコーヒーを出したというのが100年続く六曜社の始まりだったということを知りました。京都のハイカラな喫茶文化における満洲引揚者の果たした役割ということで京都文化をとらえ直すこともできるんだなと思って、この本を読みました。

沖縄台湾引揚者については「階層性」「専門職の移動」をキーワードにして科研をとり、来年が最終年度ですが、現在も進めています。この書評シンポジウムの前半の司会をされた飯島先生、蘭先生もメンバーに入っただき、共同研究で進めていますので、またその成果もみなさんに見ていただける時間があればいいなと思っています。私からは以上です。

**川喜田** ありがとうございます。さて、日本の引揚は、日本を中心に据えて考えているだけでは見えてきません。そこに切り込んだのが第4部の面々ということになってくるのではないかと思います。まずは、サハリンと満洲を論じられた中山大将さん。中山さんは、研究会でも常に、「残留という視点を忘れるな」と言い続けていらして、そのあたりのご発言もあろうかと思います。よろしく願いいたします。

**中山大将** 第12章を担当しました。私の章へのコメントや言及はあまりなかったので、自由に話したいと思います。私の章では、サハリン残留日本人・朝鮮人について書きましたが、西先生の「残留論」に沿って回答する時間は無いと思われまので、ここでは別の話をしておこうと思います。今回の議論を聞いていて、抜けていたと思ったのは「社会主義型多民族国家」の話です。結局はこの場でも、西欧、欧米の論理で、すべて語られているのですけれど、ソ連も中国も多民族国家ですから国民国家の論理を超えて残留者を受容できる、定着させる枠組みがある、ソ連の場合、日本人であれ、朝鮮人であれ、残れば受け入れる、排除してはいけないという論理がある、多民族国家だから特定の民族を排除してはいけないという理念がある。それは、サハリンがロシア共和国の一地域だからであって、カザフ共和国など民族色の強い地域ではそうではないかもしれませんが、旧ソ連を経験した人から話を聴くと、その意味では、住みやすかった、民族が何かを問われないと、サハリンとかよりもモスクワに行った時のほうが差別は少な

いと、多民族国家でいろんな人たちが集まっているから、ロシア民族以外の民族でも住みづらいことはないとおっしゃるわけです。もちろん言語の問題など生活上の苦勞はありますが。そういう論理が、あまり日本では議論されていないなと思って、私の章でも最後に、社会主義という大きな実験の歴史的意義を考えてみたほうがよいのではないかと提起しています。

私も全く、そういう考えはなかったのですが、3年間、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターにいた時に、旧ソ連圏の研究をしている人々に出会って社会主義圏では西側中心の世界観とは違う世界観で動いていたことを知りました。人口的には巨大な世界です。中国は11億人、ソ連は3億人（ともに1990年時点）です。そこでの論理、経験が、日本の研究ではあまり活かされてない面があるかと思っています。

これは単に過去の出来事というわけではなく、プーチン大統領も2017年に公開されたオリバー・ストーンによるインタビューで、ソ連の解体について「一番重大なのは、ソヴィエト崩壊後、2500万人のロシア人が一夜にして自分の住んでいるところを外国にされてしまったということです。あれは20世紀の大惨事のひとつです。」と言っているわけです。ソ連崩壊により大きな境界変動があった、その経験をプーチン大統領自身、今でも重視している、したがって、アゼルバイジャンやアルメニアの問題がまだ残っているわけです。そのプーチンのような視点とこの論文集の研究は直結すると思っていますが、未だにアジアとヨーロッパは光に照らされているけれども、旧ソ連圏は暗黒地帯のような形で議論がされていて、そこに光をあてた議論は、日本では北大のスラブ・ユーラシア研究センターなどでしかされていないという気がして、ユーラシア大陸の真ん中にもう少し光があたるようになればよいなと思っています。以上です。

**川喜田** 大事な問題提起をありがとうございます。続きまして、引揚げや「追放」を考えると従来落ちやすかった視点に、移動の双方向性という視点があります。とくに、崩壊する日本帝国圏のなかで日韓比較をどう進めていくのかについては、そこに注目するご指摘が成田先生からもありましたが、その観点から本書にはお二方が論文を寄せてくださっています。まずは崔徳孝さんからよろしく願います。

**崔徳孝** 第10章を担当しました。コメンテーターの方々から「比較研究が切り拓く地平と、そもそも比較が可能なのか？」という問題提起を受けたと思います。特に「在朝日本人とドイツ人の追放の問題が果たして比較可能なのか？」とご指摘がありました。日本の事例がユニークだと

思うのは「戦後」という文脈と「ポスト・コロニアル」「帝国後」の文脈が重なりあっている。その重層性をいっしょに見ていかないと「比較研究が切り拓く可能性」や「そもそも比較は可能なのか？」という問題を議論できないと思っています。

在朝日本人の例で言いますと、アメリカの戦後構想における在朝日本人政策に焦点をあてると、ヨーロッパの文脈で構成された戦後構想がそのまま反映されている側面があります。同時に、在朝日本人の経験自体に焦点をあてると、「脱植民地化」という文脈が大きく作用している部分が見えてきます。つまり、アメリカの朝鮮占領政策と在朝日本人政策によって追放がなされたという側面よりも、「民族自決」を成し遂げようとする朝鮮民族の熱気に直面し、朝鮮人が日本人の植民者たち、支配者たちの存在を望んでいないことに直面して帰らざるをえなかったという側面が見えてきます。そうした意味での「追放」という側面が大きかったと思います。アメリカの戦後構想における「ヨーロッパと東アジアの文脈における比較+相互作用」の部分 중요합니다が、本書の出版後、吉川さん、川喜田さん、蘭さんの論文を読み直してあらためて気づかされた部分がありました。

ヨーロッパの戦後構想の中では「民族マイノリティ問題を残したくない」ということが共通認識としてあり、物理的な強制手段である「追放」によってマイノリティの数を減らすとともに、残ったマイノリティに関しては「同化」を強要して「マイノリティ問題をなくす」という二つの軸があったと思います。人の移動、「強制追放」によって物理的に減らすと同時に残ったマイノリティに関しては「同化」を強いる。これは当時の「マイノリティの国際保護レジーム」から「国際人権レジーム」への世界史の転換とも重なるのですが、この文脈はアメリカの戦後構想における「在日朝鮮人政策」にも反映されていまして、アメリカの政策立案過程の文書を読むと、「在日朝鮮人を強制的に引揚げさせるべきか、残留したい朝鮮人もいるかもしれないから、それを許すべきか」が議論された時に問題になったのは、「マイノリティ問題を日本に残したくない。残すとレイシャルな紛争を引き起こし、国際紛争に発展する可能性があるから、できるだけ在日朝鮮人を帰還させるべき」という点であったことがわかります。つまり、当時のヨーロッパの文脈で構成された民族マイノリティ問題に対する戦後構想がアメリカの在日朝鮮人政策にも反映されているのがわかります。

戦後、日本には朝鮮人が50万人以上残ることになるわけですが、在日朝鮮人の側は1919年以来の「民族自決」の試みの一環として民族学校をつくり、民族教育を実践し、ある種のセルフ・ディターミネーションの実現を行いました。この民族学校の問題に関しても、アメリカの占領政策



の中では「マイノリティ問題を残したくない」という思想が反映されます。1946年夏の時点で占領当局が「朝鮮人学校問題」に関する文書を作成するのですが、そこには「朝鮮人学校を認めるとマイノリティ問題を残すことになるから望ましくない」と否定的な見解がはっきりと示されています。そしてその後、朝鮮人学校問題は冷戦構造に直面することになります。1948年4月の「阪神教育闘争」事件では占領軍が「非常事態宣言」を出し、朝鮮人の民族教育擁護闘争を、当時南朝鮮地域で高まっていた「反単独政府樹立闘争と結びついた反米闘争」「国際共産主義に扇動された暴動」として暴力的に弾圧しました。

つまり、アメリカの在日朝鮮人政策を見ると、当時の二つの世界史的な流れが反映されていることが見えてくるのです。一つは「国際人権レジーム」形成ですが、この過程で、本来「差別からの保護」と「同化からの保護」を両軸とする民族マイノリティの権利保護の問題が「人権」言説に回収されるなかで後者の軸がはずされるとともに、より一般的な個人の権利と平等（「人権」）の問題に溶解されました。そして、この転換の背後にあったのがマイノリティの「同化」という理念です。在日朝鮮人の民族教育問題に対するアメリカの政策の中でも、この「同化の強要」の理念が反映されました。もう一つは冷戦構造の形成でして、在日朝鮮人の民族教育擁護闘争は占領軍によって「冷戦のレンズ」を通じて認識され、1948年の4月の「非常事態宣言」では冷戦構造が暴力的にのしかかってくることになったわけです。こうした例からも、ヨーロッパの文脈と東アジアの文脈、特にアメリカの戦後東アジア政策の視点から比較やつながりを見ていくと重層的な側面が見えてくるのではないかと思います。以上です。

川喜田 大変示唆的なりプライをありがとうございます。続いて、李淵植先生からお願いいたします。

李淵植 塩出先生、錦田先生から貴重なコメントをいただき、ありがとうございます。私が担当した原稿は「韓国における戦後、人口移動と引揚の定着問題」でしたが、注目したところは「人々の移動とは何か？」という根本問題に戻り、それが「日本帝国の崩壊によってどういう形が変わっていくか」。個人的に興味をもつのは主に帝国の崩壊によって国境が変わったこと。国境を超えた移動について、占領軍の場合は、「repatriation（送還）」とか「リターニー（returnee：帰郷者）」という表現を使うんですが、私は「移動の連続性が重要ではないか」と思います。日本に在住する朝鮮人であれば、大体、ソウルか釜山に戻る。仕事や食料、配給の利用を考えて。それは日本も同じです。できるのであれば大阪、東京で住みたいが、国内移動は禁止です、GHQによって。不在地主、満洲引揚であれば、

もともと20年間以上、東京で自分の土地をもっていたが、それを証明できないから、1946年当時、東京出身ではあるが、東京に入れない。福岡近辺で何年か生活して50年代になってやっと東京に戻ってくる。コメントになかった指摘はそこで、「移動の連続性が重要である」ということです。

日本へ戻ってくる旧植民地出身者もそうですが、植民地出身者の移動の連続性を追跡していくと、もともとの植民者と植民地出身者の被害像の比較ができるのではないかと思います。私がフィールドワークをした稚内、北海道の北端ですが、まずサハリンから稚内までくる。いきたいのは札幌だが、札幌にいけないので稚内近辺の米軍基地で肉体労働をして日雇いで3、4年働き、ある程度のお金の基盤ができれば札幌に移住する。朝鮮半島も同じ。朝鮮半島では戦勝国であるアメリカの占領が南朝鮮で、違う戦勝国としてのソ連の占領が北朝鮮。同じ連合国軍の中で1946年から始まる冷戦下で「引揚」を含めて「人口移動政策」が、ソ連軍と米軍で、どういう形で現れているか。それを比較すると「朝鮮半島はグローバルな戦後人口移動のミニチュアである」ことがわかります。朝鮮半島だけを深く研究すれば世界的な連携性を示唆し、インプリケーションを探ることができると思いました。以上です。

川喜田 ありがとうございます。ソ連というファクターを見る必要性という中山さんのお話とも重なってくるご指摘であったと思います。さて、国際比較という観点からは、本書では、植民地からの引揚の事例はフランスとポルトガルの2事例がありました。共編者のひとりである松浦雄介さんは、本日どうしてもご都合がつかずご欠席ですが、ポルトガルの事例を取り上げられた西脇靖洋さんがお越しくださっています。よろしくお願いいたします。

西脇靖洋 ポルトガルを担当しました。ポルトガルはこの本に出てくる他の植民地宗主国と比べると小さな国です。その割にはものすごい数の人が入植している。それが一つ大きく違う点です。また、西ヨーロッパでは最も貧しい国の一つで、入植者の引揚が行われた時代、ポルトガルからフランス、西ドイツ等に多数の国際移住が行われていたという点も異なります。さらに、ドイツや日本とは引揚が行われた時期が大きく異なっており、また、フランスと比べてもさらに10年近く遅れて展開されました。先ほど「ドイツと日本が比較可能なのか」というコメントがありましたが、ではポルトガルはどうか、と疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、このように他の国々とは色々と相違点が見受けられることに加え、言葉の問題があったことから、ポルトガルの事例はまだ日本ではほとんど紹介されていない状況です。したがって、この本で著名な先生方と勉強させていた



だきながら参加し、同国の事例を紹介できたことに何より意義があったと考えています。

それから、ご質問いただきました引揚の責任については、植民地帝国の崩壊前後からアンゴラ、モザンビークでは内戦が発生していました。ポルトガル国内でも権威主義体制から民主主義体制に移行するかどうかで混乱があり、さらに引揚以外にも大規模な国際移住が起きていました。その結果、責任がうやむやになってしまったというのが、ポルトガル帝国の事例であるように思われます。以上です。

川喜田 ありがとうございます。同じく2部からは、第6章を担当された佐原彩子さんもいらしています。冷戦下で、「熱戦」の舞台となったインドシナを扱う佐原さんの論文は、問題の全容をグローバルな世界史の動向の中に位置づける試みでした。よろしく願いいたします。

佐原彩子 蘭先生には本になる時に「論じようとしていることが論じられていない」と厳しく言われて、やりたかったことも含めて、かつ今日、先生方からご指摘いただいた面も含めて応答できればと思います。

私の章は難民支援の政治的な部分と難民支援そのものがアメリカの介入の契機を与えたことを説明しました。フランスの引揚に伴う脱植民地運動がアメリカによる親米政権の建設につながっていくという過程において、アメリカが実は「脱植民地運動」を支えているフリをしながら、さら新しい帝国をつくりあげていく、その一つになったという点です。アメリカの戦後構想の中において元来南ベトナムには全く関心がなかったにもかかわらず、冷戦が進行する中で「東アジア構想」を立ちゆかせるための「東南アジア」という地域が重視され、その中で特にインドネシア、マラヤ防衛からのインドシナ連邦の重要性が突然、降ってわいたところがあるかと思っています。その当時の資料等を見ますと、アメリカにはベトナムの専門家がいなかった状態でベトナムに介入していくことが如実に表れている状況があります。それをどう書くかに関して私の能力の足りない部分もあったかなと思いました。

本章で私が書きたかったのは錦田先生がご指摘されたように「人道的な支援の政治性、移動の政治性そのものを隠してしまう」冷戦政策であり、かつ「人道政策で非政治的な取り組みこそが政治的であった」という逆説的な部分であったかと思っています。こうしたアメリカの外交政策の、予期しない影響、それがまたアメリカにインドシナ介入を開始させました。1965年以降のアメリカの北爆といった戦争拡大の局面が、ベトナム戦争史においては常に注目されてきたわけですが、1950年代、「人道的な仮面を被ったイデオロギーによる分断国家を、また新たにアジアに建設し

た」という取り組みに関して、「人道支援」という名のもとに「医療支援」など、そういうものこそがまさに「反共国家建設の要」になったというところに本章では触れることができたかと思っています。

執筆の機会をいただけたことに感謝していますが、アメリカと東南アジアに閉じている点については、中山さんから「ベトナムのことをやっているんだから社会主義型の多民族国家像をもう少しちゃんと勉強した方がいい」とアドバイスいただきながら、なかなか本章でも取り組みなかつたことを次回の課題にしたいと思っております。執筆にあたり、さまざまな地域の関連性を勉強する機会を与えられたことでアメリカの特殊性についても目が拓かれた部分がありました。アメリカ研究が専門なのですが、アメリカが各地に親米エリートを作り出し、そうした人びとに対して依存していくこととか、「脱植民地運動」とアメリカ政府が捉えていた南ベトナム建設が、皮肉にも冷戦下の熱戦を展開する原動力になっていったことも含めて、今後の自分自身の研究の広がりしていきたいと思っています。返答になっていない部分もあるかと思いますが、終わりとしたいと思います。

川喜田 ありがとうございます。リプライは第1部にたどりつきました。グローバルな動きを視野に収めて、時代の特質を大きく論じられたという点では吉川元先生のご論文がありました。吉川先生に対しては、野村先生から、パレスチナをどう見るかという具体的な問いも立てられていたかと思っています。お答えいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

吉川元 東ヨーロッパが西ヨーロッパと比べて特殊であることと、本書のテーマである「戦後の民族移動」という問題について、東ヨーロッパ、ソ連、ロシアを含めて東側は実は民族移動が日常的だったと論じました。

その理由は、東側では、ある日突然、大きな帝国が分裂しました。オスマン帝国、ロシア帝国、オーストリア・ハンガリー帝国です。その前から民族自決で少しずつ国が生まれていた。1919年に3つの帝国が分裂したときに、これも基本的には民族自決で分裂したのですが、その中に多くのマイノリティがいるわけです。チェコスロヴァキアやポーランドに30パーセント強、そのほかにも多くの国が20～30パーセントのマイノリティをもっているわけです。これに対して、戦争の予防、平和政策のレベルで、民族のマイノリティを保護しようとした。しかし、第一次世界大戦、第二次世界大戦の戦争中で国際世論が監視していない時期に、「民族浄化」や「ジェノサイド」など、どさくさに紛れてひどいことをやるわけです。

東ヨーロッパが西ヨーロッパと違うのは「国民国家」と

いう問題で、1919年に王様が突然いなくなったわけですから、国民とは誰かという問題がずっと問われてきたのです。そしてそれぞれ異なる民族が、我々はあなたたちといっしょになりたくないと言って、基本的には国民国家＝民族国家を指向するという背景がずっとあったわけです。その過程で「民族浄化」があり、住民交換があった。

住民交換はすでに19世紀末から始まっていたんですよ。今回、トルコ人とギリシャ人の住民交換の話が出てきましたが、その前から国民国家＝民族国家をつくらうという動きはあったわけです。私の論文で一度データを用意したのですが、スペースをとりすぎるのと少し古いデータだったので載せませんでした。実は第二次世界大戦後、敗戦国から人が追放されただけではなく、戦勝国も戦争で追放されています。なぜかという、民族国家をつくるためでした。戦争で負けたから帝国主義者が引揚げたという側面もある。しかし同時に、戦勝国と戦勝国の間でも住民交換をやっているわけです、しかも協定に基づいて。そういうことを私は議論してみたいと思いました。

もう一つは野村先生からのパレスチナ・ユダヤ人問題についての質問です。国連憲章をつくる段階で「ミュンヘンの教訓」という話があった。第一次世界大戦後に民族保護、マイノリティ保護をしたのだが、とんでもない利用の仕方があったわけです。それが「ズデーテンのドイツ系マイノリティを保護する」という名目で領土を割譲したことです。そこで、民族マイノリティ保護という問題は領土割譲の口実になることを経験して学んだから、国連憲章をつくる段階ではすでに、民族問題について国連は一切関与しないという合意ができていたわけです。「民族自決」という言葉はもう使わないが、何にするかということで「人民の自決」という言葉を使ったのですが、これが定義されるのは15年後の1960年です。ですから、その間の15年間は、「人民の自決」とは何かを誰も知らず、唯一、合意があったのは、植民地からの無条件独立ということでした。パレスチナ・ユダヤ人問題ですが、ユダヤ人国家の建設というのは、言ってみれば、大国が上から強制して、パレスチナ人を浄化した上でつくった国です。

今、実は、私はナゴルノ・カラバフに行っています。あの国はまた紛争が再発すると思っていて、この間、7回も行ってきたのですが、アルメニア人がアゼルバイジャン人を追放した後、今、逆に、その領地を戻せということが起こっているのです。これは実は潜在的にはパレスチナ問題と同じで、エスニック国家をつくった場合、必ずそこで「浄化」がなされ、浄化された民族がまた領土を奪い返すという構図ができたわけですね。ボスニア戦争もそうですが、ユーゴスラビアの分裂もコーカサスの民族国家の独立の問題も、実は必ず「浄化」を伴い、浄化をされた方が、もう一回、帰っていくという問題をはらんでいます。その

意味では、45年後にソ連とユーゴスラビアが分裂したときに、今の問題が起こってきているわけです。

川喜田 どうもありがとうございました。さて、私もリプライをしなければなりません。私はドイツのことを書きましたが、大前提として、日本の「引揚」とドイツの「追放」は比較するには違いが大きいというのがあります。これは、成田先生のご指摘であると同時に、間接的に西先生へのお答えにもなるかと思えます。また、第3章を書いた時にはサバティカルでドイツにおりましたので、ドイツの研究者と議論して得た結論でもあります。ドイツ人の「追放」を世界史のなかでどう見ていくかを考え、かなり苦しんだ末に、私自身がたどりついたのは、「比較」ではなく、むしろ「連関」を考えるということでした。「連関」という問題は考えていてとても面白かったのですが、今回試みたのはあくまで大戦中の構想に関する連関であり、それがそのままその後の時期に実施されたことを意味しないということにはひとつ注意が必要であると論考を書いた時から思っていました。そこに今後の研究展開の課題も見えてくると思っています。

野村先生からのご質問については崔さんからのリプライが示唆的だったと思います。私ができることは、残念ながらもっと小さいのですが、ヨーロッパにおける一連の戦後住民移動のさきがけになったのはイタリア人の東アフリカ植民地からの「引揚」です。これについては、植民地をたたむから引揚が必須だという議論は、少なくとも、米國務省のなかにはなかったと思います。同じように朝鮮半島から日本人を移動させることについても、「移動が必須である集団」と「移動が必須でない集団」が分けられたわけですが、その判断の基準日はおおそ「開戦」に置かれたといえます。これは、それより前からいた居住者は長期居住者とみなされたということであり、つまりは植民地化の中で移住してきた人間については自ら進んで去るのでない限りは、そこに住み続ける権利を米国としては認めていたということになります。おそらく植民地の解体までも意図した議論は、もともとはなかった。このあたりに、日独の事例を単純に比較することの難しさが、そして、構想の間に連関をみることもできたとしても、構想段階から実施につながっていくまでの時期に何があったかという変化を実証的に見なくてはならないことの理由もある、と私としては考えております。以上が補足として申し上げたかったこととなります。

著者からのリプライがひとわり出揃った段階で、今までの議論を蘭先生にまとめていただけるとありがたいと思います。一言いただければ幸いです。

蘭 ありがとうございました。すばらしいコメントをいた

だき、各執筆者からのリプライも端的になされて、とても充実したディスカッションになったと思います。

3点、話したいと思います。まず、野村さんの「民族マイノリティという概念を東アジアに適用できるのか?」という指摘に対して、この本論自体に関して私の仮説に関して往復ビンタを食らったような感じです。それは私自身、恐る恐る、「本当にこれは言っているのか?」と感じつつやった取り組みでもありましたので、それが1点。もう1点は、成田さんからの「比較の仕方、類型の作り方」について。そして、西さんから「残留」に関しての指摘について中山さんがもっと滔々とリプライされるかと思いましたが、中山さんが遠慮されたので。その点に関して3点目として、リプライします。

結局は、本書の出発点として野村さんが言われたように、ドイツと比べ、ギリシャ・トルコの「住民交換」さらには「民族マイノリティ」問題とつなげていったという論の進め方についてです。そのことはあくまで東欧に固有の問題の処理の仕方であって、それを東アジアにもってこること、そのフレームを適用したこと自体への批判は、ありうるかな、と思っていました。じつは、ずっと自分のなかでも、そう思っていました。そのことに自信がなかった。そのため、この問題の大家である吉川先生を抱き込んである種の「アリバイ」をつくっていった。吉川先生は「まあ、そういう議論もありかな」という感じで、それほど私を叩かなくて、この本ができ上がってきました。先程、川喜田さんがいいましたように「民族マイノリティ」について、東アジアでいうと「在満朝鮮人」と「在日朝鮮人」だけが「民族マイノリティ」といえるのか、満洲にいた日本人、長期滞在していた日本人、朝鮮半島に1870年代から長期に滞在していた日本人は植民者でしかなく、「民族マイノリティ」といえないのか。ここは微妙な問題だと思っていて、そのことをアメリカも意識しながら（ヨーロッパでの政策を）適用していった。そのことから、この議論は、ある程度やってもいいのかな、と私は思ってきました。それが1点目です。

2点目に関しては大方の人たちが、「比較」に関して好意的に受け取っていただきました。しかしそれを次にどう展開するか。成田さんがいわれたように「比較の仕方」に関しては、ある意味で試作品、試みであり、川喜田さんと僕と松浦さんとで強引につくっていったフレームであると思います。このことに関しては普通に批判されて乗り越えてもらいたいと思います。その乗り越え方はいくつかある。すでに今日の議論の中でも提示されたのではないかと思います。ただ、この点に関する私たちの研究会内での議論は、当初の「比較」から次第に「連関」という視点に重点が移っていきました。日独の比較、東欧と東アジアの比較という視点から、連合国による戦後の追放政策の共有

が、その政策としての連関をもたらし、同時に各地域において実施される際の差異（ヴァリエーションの在り方）が生じており、そのことに関する比較という視点です。別の見方としては、これを「接続された歴史 connected history」という視点とどう絡めて見るのか、との発想もあるでしょうか。

最後に西さんからの「残留」の問題に関して。確かに私たちのイメージのなかでも明確にできなくて、私は「残留」を広く使ってしまった。「引揚」と「追放」に関してははっきりと言葉として決まっているが、3つ目の言葉が決まらなかった。3つ目の言葉をどうするか、「定住」とするか、「残留」とするか、文脈のなかでさまざまに使っており、定義が不確定となっています。本書のタイトルを名古屋大学出版会の三木さんと決めるなかで、最後は三木さんが「残留でいきましょう」と提案したところもありました。ただ、決めて見てみると、「引揚・追放・残留」と三題断のようになって語呂がよかった。でも「残留」が曖昧であることは間違いない。しかし、これは中山さんが議論しており、もっとも深い議論へとつながるでしょうか。

さらにこの本を、次にどう展開するかという時、第二次世界大戦の「脱植民地化」と、西さんがいった「居残ってしまった植民者」の問題、それをどうとらえていくかは、もう一つの問題です。中山さんがいった「旧ソ連、社会主義国をどう扱うか」とともに残された課題です。第1章で在満朝鮮人の話をする時、「中国共産党はソ連共産党からの系譜で少数民族政策を実施した」と。その点に関する展開を、もっと緻密に論じていくことが必要だと思いました。

さて最後に、1点追加します。塩出さんが「国籍」についていわれました。国籍、もう一つは「市民権」ですね。「市民権」に関しては3つくらいのレベル（civil rights、political rights、social rights）がある。これに、錦田さんが議論されていることですが、「国籍」なのか「定住」していることなのか、あるいは「民族性」なのかが絡んでくる。もっと普遍的な議論をしていけば「国民国家を再設定していく際において国籍をどう付与するかに対して、根本的な、それぞれの地域における歴史、その状況におけるポリティクスがどう絡むか。さらには規範がどう絡むか」ということが処理されていくべきであると思います。この問題に関しては、単に第二次世界大戦後、植民地が終わった段階での問題ではなく、錦田さんが研究されているようなパレスチナの「国籍」の問題、塩出さんがやっている「国籍」の問題ともつながってくるのではないかと思います。

私たちは、川喜田さん、松浦さんと、この本を強引に力技でつくっていったところがあると思います。そしてこれ



が次にどう展開できるかという問題提起（踏み台）の本となれるか、「本書は完成品ではない。でも、これは広がりをもった本ではないか」と自信を持てるのではないかと、今日の5人のみなさんのコメントからも、確信することができたのではないかと考えています。

コメントをいただいた5人のみなさま方には、本当に感謝の言葉しかありません。執筆者のみなさんも非常に的確にリプライされて、執筆者でありながら、この本を客観的に見てもらっていると思いました。編者としてはこの上ないしあわせです。以上です。

川喜田 ありがとうございます。これだけのコメントーターの先生方に一堂に会していただく機会は、あまりないかと思しますので、曲げて最後に、今日の全体の議論を終えての我々への助言なり、叱咤なりを、先生方から一言ずついただければと思います。塩出先生からお願いいたします。

塩出 これまでの討論を聞いて、私は本書をほんやり読んでいたなと気づかされました。というのも、日本人の引揚とドイツ系住民の追放とを比較することの可能性について疑問を提出された方がいて、なるほどと思ったのです。川喜田さんがいわれたように、本書では両者に因果関係があったことが押し出されているので、その分、比較研究としては論理的に詰められていない部分があったのかもしれませんが。私自身は因果関係があったところで納得してしまったのですが、確かにそういう点はあるだろうと思いました。

しかし、AとBを比較するということは、AとBが同じだと捉えることとは違います。AとBのどこが同じで、どこが違うのかを考えるのが比較です。従って、AとBには違う点があるから比較できない、という話にはならないでしょう。日本人の引揚げとドイツ系住民の追放には比較可能性があるというのが本書の大きな問題提起であり、ではどこが同じで、どこが違うのかをさらに考えるのが、今後の課題だと思います。私の報告では取り上げられなかったのですが、例えば本書の第三部で扱われた日本人引揚者の社会統合という論点が、ヨーロッパの場合にはどうだったのかという問いは重要です。川喜田さんご自身の本には書かれていますが、これが比較の枠組みの中に入ってくると、さらにより立体的に捉えることができたでしょう。また第12章で扱われた「残留」についても、ヨーロッパではどうだったのでしょうか。第4章で多少は言及されていますが、「残留」という枠組みで比較するのは確かに有意義ではないかと思いました。

川喜田 ありがとうございます。続きまして錦田先生か

らお願いいたします。

錦田 私としては、これだけ多様な事例を一貫して線を通して本を編まれて、すでに完成度は高いと思っておりましたが、「到達点は、まだまだこれから」と伺い、編者著者のみなさまの勢いを感じた今日の合評会でした。他の評者の方々からも「比較は難しい」との話をうかがいながら感じたのは、「構図が違うところのものを、あえて比べることに難しさを感じる」こともあれば、だからこそ「これはどうなの？」と比較を試み、「ドイツと日本とフランスは？」と比べてみることで、別の視点が生まれていることが、この本で成された一つの大きな貢献ではないかと感じました。あとは理論的な側面を加えることで、さらに統合の一体性や刺激が得られるのかなと思いました。

最後に「シティズンシップ」の話が出てきましたが、人の権利、市民権、国籍、その理論については研究が非常に発展しているので、そうした側面を新たに加えることで、さらなる展開が期待できるのかなと感じました。今後のみなさまのご活躍を祈念します。

川喜田 ありがとうございます。次は成田先生からお願いいたします。

成田 コロナウイルス禍の中で極端に移動が制限されている中で、大変にご苦労があったと思いますが、「合評会があつてよかった」と改めて思います。「移動」が制限される中で、「移動」を扱った本を話題にするというスリリングな経験であり、あらためて「移動」が問題化されました。

三つの事柄について、補足をしたいと思います。一つは明らかにこの本は「引揚研究」の形で、それぞれ行っていた研究の段階、ステージを一段上げたことです。今までのような形ではできない水準や指針を示したと思います。そのことは今日、こもごも語られるとともに個々の論文を書かれた方が、モチベーションや問題意識を深め、さらにその問題が膨らんで議論が複雑になっていくことも体験することができ、とてもいい機会をつくっていただいたと思いました。

2つ目は、きょう全く議論されていない論点です。2年後、2022年から高等学校で新しく「歴史総合」という科目が実施されます。意欲的・挑戦的な科目で、今まで「日本史」「世界史」として、高等学校では縦割りになっていた編成をやめて、18世紀以降の「日本史」と「世界史」を「総合」して学ぶ科目で、必修科目として登場します。これまでのナショナルヒストリーを超える可能性を持つ科目が登場します。

この「歴史総合」のキーワード、すなわち日本史と世界

史を総合的に考える時のキーワードの一つが「移動」なんです。「移動」が改めて歴史を理解する主題として、高校でも学ぶということになります——「移動」を軸にして、世界の歴史を再解釈する科目ができあがる。

そうした時、「移動」はどういう議論を呼び起こすのか、どういうことを対象として考えないといけないか、何が論点として考えられるかが、あらためて浮上してきます。「移動」を、「引揚」「追放」「残留」から考察した本書がもつ意義は大きいでしょう。「引揚」を「移動」の文脈で考えることの意義が、歴史教育にも及んでいくと思います。

川喜田 ありがとうございます。では野村先生からお願いいたします。

野村 私のコメントで、「比較は困難である」と申したかのようにとらえられたのではないかと思います。それは私の意図ではありません。言いたかったのは、移動に適用された方法の連関を指摘すると同時に、移動における理念的な断絶を明らかにすべきではないか、ということでした。川喜田さんのリプライを面白く聴きました。東アジアで第二次世界大戦後の戦後処理をしたのはアメリカだったこと、みずからは植民地主義を清算したはずの、また、ヨーロッパとは国民国家の成り立ちが違うアメリカが戦後処理をしたことは、一つのキーポイントだと思いました。私が問題にしたかったのは「戦後の植民地からの引揚における植民地帝国の側の歴史認識」だったのですが、戦後、東アジアを仕切ったのは、イギリスでもフランスでもポルトガルでもなく、アメリカだったということで、アメリカの世界の見方がそこに現れている。川喜田さんのリプライを聞いて「なるほど」と思いました。最後に蘭先生がまとめてくださったおかげで、この本の全体構造をあらためて理解することができました。ありがとうございます。

川喜田 ありがとうございます。私のリプライがどうかお答えになっていたようで安心いたしました。最後に西先生からお願いいたします。

西 中山さんからの応答があれば、そこで触れるつもりでいたことを少し補足します。お配りした資料では、この本で取り上げられているエリアは網かけにしてあります。じつは、ロシアのケースは中山さんが多少取り上げておられるわけですが、あえて網掛けを外したのは、今後は、そこをもっと埋めてほしいという気持ちがあったからです。多文化主義なるものが、まさに居すわった人たちの中での妥協的な自己正当化にはかならなかったことが、ロシアや中国のような「マイノリティを包摂する社会主義国家のあり方」にもあてはまる、私はそう思っています。

野村さんがおっしゃったように、南北アメリカ諸国の多くは、「脱植民地化」する代わりに西洋のヘゲモニーを残した独立国家を、18世紀から19世紀にかけてつくってしまったところなので「植民地主義の問題は解消済」という理解が、アメリカ諸国にはあったのではないか。その詭弁が東アジアに持ち込まれた時、何が起こったかという野村さんの問題的にはハッとさせられました。

今回の本を足掛かりにすることで、次に何をなすべきかが見えてきたようなら幸いです。わたしも今日は多くの刺激をいただきました。ありがとうございます。

川喜田 どうもありがとうございました。コメンテーターの先生方からいただいたご質問のなかにはお答えできなかったものもあろうかと思えます。リプライ&ディスカッションの部に入ってからフロアから何件かコメントをいただいておりますが、それにも触れることができませんでした。いただいたご質問、コメントについては、著者は共有しておりますので、各自がそれぞれ落ち着いて考えをめぐらせ、咀嚼するプロセスを通じて、今後の私たちの研究に生かしてまいりたいと考えております。これから出される私たちの研究そのものが、この書評会のリプライとなるように、それぞれが努めてまいりたいと考えております。

最後に本シンポジウムの主催という位置づけになっております東京大学大学院総合文化研究科グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターを代表して、私から一言、ご挨拶を申し上げます。

このシンポジウムは本来、4月に行われるはずでした。それがいったん流れて、改めてオンラインで企画し直すことになりましたが、当初、お願いしたコメンテーターの先生方、——これは本当に欲張った豪華なメンバーをお願いしたわけですが——その先生方に、今日、お一人も欠けることなくお揃いいただいたことは、まさしく「僥倖」といふべきことであつたと思っております。これだけのコメンテーターと著者、参加者の皆さまが一堂に会する時間を生み出すことができたのは、ひとえに、蘭先生のこれまでのご研究と教育、そのなかで築かれた人脈によるものと思えます。蘭先生に広い意味で育てていただいた世代としては、これだけのエネルギーと、そこから生み出される知的な刺激——ほとんど衝撃ともいえるようなものですが——、そしてそれを楽しむ心を、どう受け継いでいくかが今後の大きな課題であると考えております。

私がおります東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターは、ドイツ学術交流会というドイツの学術支援機関の支援を受けて、ドイツとヨーロッパに関する研究・教育を進めるために設置されたセンターですが、ドイツを、ヨーロッパを、日本という立ち位置から見るということを、長年、意識して研究を展開してまいりました。今回、蘭先生との

出会いによって可能になったこのシンポジウムを通じて、日本とヨーロッパの双方を視野に納めたうえで、世界のなかでの日本の位置づけを考えていくという、少なくともその手がかり、足がかりとしては十分すぎるほどの議論ができたことを大変うれしく思っております。オンラインでご参加いただいたたくさんの方にも、この時間を楽しんでいただけたようで良かったです。

改めて、今日のコメンテーターの先生方、この本の執筆

者、そしてご参加の皆さまに御礼を申し上げますとともに、今後、領域的にも地域的にも多様で豊かな議論が展開される場をつくりあげるべく努力していくにあたっての皆さまのお力添えをお願いして、というよりももっと積極的に皆さまとのこのような共同作業が今後も続くことを願って、閉会のご挨拶といたしたく存じます。本日はまことにありがとうございました。

## 引揚・追放・残留 戦後国際民族移動の比較研究

蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介（編）

名古屋大学出版会 2019

序 章 引揚・追放・残留の国際比較・関係史に向けて	蘭 信三
<b>第Ⅰ部 引揚・追放・残留の国際的起源</b>	
第1章 引揚・追放・残留と民族マイノリティ問題——戦後東アジアを手がかりに	蘭 信三
第2章 戦争と民族強制移動——国際平和の処方としての民族移動の歴史	吉川 元
第3章 第二次世界大戦後の人口移動——連合国の構想にみるヨーロッパとアジアの連関	川喜田敦子
<b>第Ⅱ部 欧米</b>	
第4章 フランス植民地帝国崩壊と人の移動——最終局面としてのアルジェリア戦争	松浦 雄介
第5章 ポルトガル帝国の崩壊と引揚——南部アフリカ植民地	西脇 靖洋
第6章 難民支援戦略の起源——アメリカによるインドシナ介入	佐原 彩子
<b>第Ⅲ部 日本</b>	
第7章 性暴力被害者の帰還——「婦女子医療救護」と海港検疫のジェンダー化	山本 めゆ
第8章 引揚者と炭鉱——移動と再移動、定着をめぐる	坂田 勝彦
第9章 「引揚エリート」とは誰か——沖縄台湾引揚者の事例から	野入 直美
<b>第Ⅳ部 日本帝国圏</b>	
第10章 帝国後の人の移動と旧宗主国・植民地間の相互作用——日本とヨーロッパの事例の比較から	崔 徳孝
第11章 韓国における戦後人口移動と引揚者の初期定着——戦後日本との比較史の観点からの試論	李 淵植
第12章 残留の比較史——日ソ戦後のサハリンと満洲	中山 大将
終 章 国際人口移動の新たな理解のために	川喜田敦子
あとがき	



---

## 執筆者紹介／Contributors

石原あえか 東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻 教授

**Prof. Dr. Aeka ISHIHARA**, Language and Information Sciences, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

渡部聡子 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター 特任研究員

**Dr. Satoko WATANABE**, Project Researcher, Center for German and European Studies, Institute for Advanced Global Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

川崎聡史 日本学術振興会特別研究員 (PD)

**Dr. Satoshi KAWASAKI**, Research Fellow (PD), Japan Society for the Promotion of Science

相馬尚之 東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻 博士課程

**Naoyuki SOMA**, Doctoral Student, Interdisciplinary Cultural Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

外村 大 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 教授

**Prof. Dr. Masaru TONOMURA**, Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

蘭 信三 大和大学社会学部 教授

**Prof. Dr. Shinzo ARARAGI**, Faculty of Sociology, Yamato University

塩出浩之 京都大学大学院文学研究科 教授

**Prof. Dr. Hiroyuki SHIODE**, Graduate School of Letters, Kyoto University

錦田愛子 慶應義塾大学法学部 准教授

**Assoc. Prof. Dr. Aiko NISHIKIDA**, Faculty of Law, Keio University

成田龍一 日本女子大学 名誉教授

**Prof. em. Dr. Ryuichi NARITA**, Japan Women's University

野村真理 金沢大学 名誉教授

**Prof. em. Dr. Mari NOMURA**, Kanazawa University

西 成彦 立命館大学大学院先端総合学術研究科 教授

**Prof. Masahiko NISHI**, Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University

川喜田敦子 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 准教授

**Assoc. Prof. Dr. Atsuko KAWAKITA**, Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

飯島真里子 上智大学外国語学部 教授

**Prof. Dr. Mariko IJIMA**, Faculty of Foreign Studies, Sophia University

---

## 東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター 『ヨーロッパ研究 (European Studies)』論文・研究ノート募集

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターの研究紀要『ヨーロッパ研究 (European Studies)』(電子ジャーナル)の2022年12月刊行予定号に掲載する電子ジャーナル論文および研究ノートを以下の要領で募集します。

### 『ヨーロッパ研究 (電子ジャーナル)』募集要領

1. 執筆資格
  - 1) 東京大学大学院に籍を置く学生ならびに教員。
  - 2) その他、ドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会が適当と認めた者。
2. 投稿論文・研究ノートの提出
  - 1) 投稿希望者は2022年7月22日(金)15時までに [journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp) 宛にデータを Microsoft の Word 形式で送付すること。
  - 2) 7月25日(月)夕方までに受領確認のメールが届かない場合には、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで問い合わせること。
  - 3) 匿名査読のため、論文・研究ノートの表紙は本体とは別にし、論文題目(日本語と英語の題目は必須、ドイツ語、フランス語で本文もしくは要旨が書かれている場合には該当言語でも明記すること)、氏名、所属、指導教員名(学生の場合)、住所、電話番号、メール・アドレス、欧文(日本語)校閲者、文字数(脚注、文末脚注、図表およびスペースを含める)を明記すること。論文本体には、以上のうち論文題目のみを記載すること。
  - 4) 論文(研究ノート)には必ず要旨を付ける。要旨は論文(研究ノート)本体が日本語の場合には英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語で、論文(研究ノート)が上記のヨーロッパ言語の場合には日本語で書くものとする。要旨にも該当言語での題目をつけること。
  - 5) 欧文で執筆する論文(研究ノート)並びに要旨は必ず然るべきネイティブ・スピーカーの校閲を経ること。欧文校閲者の名前と身分を必ず表紙に明記すること。なお、日本語が母語でないものが日本語の論文(研究ノート)並びに要旨を執筆するさいも、表紙に日本語校閲者を明記すること。
3. 論文の条件
  - 1) 未発表のものに限る。
  - 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
  - 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
  - 4) 論文の長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合、20,000字以上28,000字以内、欧文の場合、6,000ワード以上8,000ワード以内とする。特に、上限字数については厳守すること。上限字数を越える原稿は審査の対象外となることがある。また、匿名査読のため、論文本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
  - 5) 論文要旨の長さは、邦文については1,600字、欧文については800ワード以内とする。

---

#### 4. 研究ノートの特件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 研究ノートの長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合16,000字以内、欧文の場合には4,500ワード以内とする。字数を厳守すること。また、匿名査読のため、研究ノート本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 研究ノートの要旨の長さは、邦文については800字、欧文については400ワード以内とする。

#### 5. 論文・研究ノートの審査

- 1) 論文等の採否はドイツ・ヨーロッパ研究センターが決定し、審査結果は9月下旬までに連絡する予定である。
- 2) 審査の結果、書き直しを求める場合がある。
- 3) ドイツ語、英語で執筆された論文、ドイツ研究、ドイツに関連したヨーロッパ研究、ヨーロッパ全体にかかわる研究にかんする論文が、掲載にあたって優先される。
- 4) 論文等が採用された場合、10月から12月にかけて校正を行う必要があるので、留意すること。掲載が認められても校正時に連絡が取れない場合、不掲載となることもある。

#### 6. 問い合わせ先および原稿送付先

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1 9号館3階313号室

TEL/FAX 03-5454-6112

E-Mail: [journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp)

#### \*補足

##### 1. 東京大学学術機関リポジトリ (UTokyo Repository) での公開

本誌に投稿された論文は、東京大学学術機関リポジトリ (UTokyo Repository) での公開を原則とします。掲載された論文のインターネット上での公開を望まない場合、事前に編集委員会までお申し出ください。



ヨーロッパ研究 第21号

European Studies Vol.21

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

GEFÖRDERT DURCH



Auswärtiges Amt



Deutscher Akademischer Austauschdienst  
German Academic Exchange Service

2021年12月1日 発行

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構  
ドイツ・ヨーロッパ研究センター  
東京都目黒区駒場3-8-1

製作 株式会社 白峰社  
東京都豊島区東池袋5-49-6

# ヨーロッパ研究 21

**DESK**

Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba  
Center for German and European Studies  
Institute for Advanced Global Studies  
Graduate School of Arts and Sciences  
The University of Tokyo

Universität Tokyo, Komaba